

平成 2 8 年第 1 回定例会

滝 川 市 議 会 会 議 録

第1回定例会会議録目次

第1日目（平成28年3月2日）	頁
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○日程第 1 会議録署名議員指名	4
○日程第 2 会期決定	4
○日程第 3 議長報告	4
○日程第 4 行政報告	4
○日程第 5 平成28年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針	
議案第 1 号 平成28年度滝川市一般会計予算	
議案第 2 号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算	
議案第 4 号 平成28年度滝川市介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 6 号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算	
議案第 7 号 平成28年度滝川市下水道事業会計予算	
議案第 8 号 平成28年度滝川市病院事業会計予算	
議案第 9 号 平成28年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について	
議案第14号 滝川市行政不服審査会条例	
議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例	
議案第18号 滝川市地方消費者センターの設置等に関する条例	
議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	
議案第22号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	
議案第23号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例	
議案第24号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例	
議案第25号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例	
議案第27号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密	

	着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 28 号	滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例	
議案第 29 号	滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	
議案第 30 号	滝川市営住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例	
議案第 31 号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）	
議案第 32 号	公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）	
議案第 33 号	公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）	
議案第 34 号	公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）	
議案第 35 号	公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）	
議案第 36 号	公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）	
議案第 37 号	公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）	
議案第 38 号	公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）	
議案第 39 号	公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）	
議案第 40 号	公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）	6
○散会宣告		3 5

第 2 日目（平成 28 年 3 月 3 日）

○開議宣告		4 1
○日程第 1	会議録署名議員指名	4 1
○日程第 2	議案第 10 号 平成 27 年度滝川市一般会計補正予算（第 10 号）	4 1
○日程第 3	議案第 11 号 平成 27 年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	5 1

○日程第 4	議案第 1 2 号	平成 2 7 年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第 1 号）	5 2
○日程第 5	議案第 1 3 号	平成 2 7 年度滝川市病院事業会計補正予算（第 2 号）	5 4
○日程第 6	議案第 1 5 号	職員の退職管理に関する条例	5 5
○日程第 7	議案第 2 1 号	市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び滝川市農業振興条例の一部を改正する条例	5 6
○日程第 8	議案第 2 6 号	滝川市介護保険条例の一部を改正する条例	5 7
○日程第 9	議案第 4 1 号	教育委員会委員の任命について	5 8
○日程第 1 0	議案第 4 2 号	公平委員会委員の選任について	5 8
○日程第 1 1	議案第 4 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	5 9
○日程第 1 2	諮問第 1 号	平和都市宣言について	6 0
○休会の件について			6 1
○散会宣告			6 1

第 9 日 目（平成 2 8 年 3 月 1 0 日）

○開議宣告		6 5
○日程第 1	会議録署名議員指名	6 5
○日程第 2	議案の訂正について（議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について）	6 5
○日程第 3	平成 2 8 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問	6 5
	1 7 番 関 藤 龍 也 君	6 6
	1 3 番 木 下 八重子 君	8 7
	8 番 田 村 勇 君	1 0 4
○延会の件について		1 2 1
○延会宣告		1 2 1

第 1 0 日 目（平成 2 8 年 3 月 1 1 日）

○開議宣告		1 2 7
○日程第 1	会議録署名議員指名	1 2 7
○日程第 2	平成 2 8 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問	1 2 7
	2 番 堀 重 雄 君	1 2 7
	4 番 清 水 雅 人 君	1 3 6
○日程第 3	議案第 4 4 号 滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例	1 5 1
○日程第 4	議案第 4 5 号 予算審査特別委員会の設置について	

選任第 1 号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選

任について————— 1 5 1

○休会の件について————— 1 5 2

○散会宣告————— 1 5 2

第 1 7 日目（平成 2 8 年 3 月 1 8 日）

○開議宣告————— 1 5 7

○日程第 1 会議録署名議員指名————— 1 5 7

○日程第 2 総務文教常任委員長の付託事件審査報告（諮問第 1 号 平和都市宣言につ
いて）————— 1 5 7

○日程第 3 第 1 予算審査特別委員長の付託事件審査報告————— 1 6 0

○日程第 4 第 2 予算審査特別委員長の付託事件審査報告————— 1 6 1

○日程第 5 報告第 1 号 監査報告について
報告第 2 号 例月現金出納検査報告について————— 1 6 4

○日程第 6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について————— 1 6 5

○鈴木副市長退任挨拶————— 1 6 6

○市長挨拶————— 1 6 7

○閉会宣告————— 1 6 7

平成28年第1回滝川市議会定例会（第1日目）

平成28年 3月 2日（水）

午前 9時58分 開 会

午後 0時11分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議長報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 平成28年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 1号 平成28年度滝川市一般会計予算

議案第 2号 平成28年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 3号 平成28年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 4号 平成28年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 5号 平成28年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 平成28年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 7号 平成28年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 8号 平成28年度滝川市病院事業会計予算

議案第 9号 平成28年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について

議案第14号 滝川市行政不服審査会条例

議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第17号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第18号 滝川市地方消費者センターの設置等に関する条例

議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第22号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第23号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第24号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

議案第25号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第27号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー

ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例

議案第28号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例

議案第29号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第30号 滝川市営住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）

議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）

議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）

議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	舘 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	高 橋 一 昭 君
保 健 福 祉 部 次 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	中 川 啓 一 君
産 業 振 興 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君
教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君	教 育 部 指 導 参 事	小 野 裕 君
教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君	監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君
市 立 病 院 事 務 部 長	鈴 木 靖 夫 君	市 立 病 院 事 務 部 次 長	田 湯 宏 昌 君
総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君	企 画 課 長	深 村 栄 司 君
財 政 課 長	堀 勝 一 君		

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君	次 長	竹 谷 和 徳 君
書 記	平 川 泰 之 君	書 記	村 井 理 君

開会 午前 9時58分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成28年第1回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、18名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月18日までの17日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は17日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項はお手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。3月2日から18日までの17日間にわたりまして平成28年
第1回滝川市議会定例会が招集され、平成28年度各会計の予算案及び関連議案、平成27年度の
補正予算案等についてご審議をいただくわけですが、ご提案を申し上げます各議案につ
きましては、市政執行方針及び予算大綱等説明のほか、所管から詳しくご説明申し上げますので、十
分ご審議をいただきまして原案にご賛同いただきますよう、冒頭お願いを申し上げます。

議長に行政報告の発言の許可をいただきましたので、以下ご報告を申し上げます。平成27年1

1月26日から平成28年2月17日までの間の行政報告につきましては、お手元に印刷配付のとおりでございますので、お目通しをいただき、以下2点について口頭でご報告を申し上げます。

1点目ですが、J R 滝川駅キヨスク閉店に関する北海道キヨスク幹部との懇談及びJ R 滝川駅旅行センター閉鎖に伴うJ R 北海道幹部との情報交換についてご報告いたします。本年1月28日付の北海道新聞朝刊空知版でJ R 滝川駅構内のキヨスク閉店の報道を受け、2月2日に北海道キヨスク本社を訪問して、栗原社長ほか幹部の方と懇談し、事実関係の確認を含め情報交換を行いました。懇談の中で栗原社長からは、3月28日をもってキヨスク滝川店は閉店する。売り上げの減少と販売員の確保が困難なことがその理由で、代替店舗の導入検討に際しても地元の意向に沿えるよう努めるとのお言葉をいただきました。これに対し私からは、駅前広場の整備が進められているところであり、何とか見直していただきたいが、決定事項ということであれば残念だが、利用者のために何らかの手だてを考えた上で相談に乗っていただくこともあると思うが、協力をお願いしたいとお伝えしたところであります。J R 滝川駅の改修工事が10月末まで予定されておりますが、代替店舗の必要性などについて検討してまいりたいと考えております。

続いて、J R 滝川駅旅行センターツインクルプラザの閉鎖については、2月9日にJ R 北海道駅業務部野島部長ほか幹部が来庁し、3月31日をもって道内21店舗中、滝川駅を含む6カ所を閉鎖するとの説明を受けました。さらに野島部長からは、鉄道業務の付加価値として旅行業務を行ってきたが、旅行の直販化に加え、インターネット利用による落ち込みの影響が大きく、J R 北海道として経営資源を集中させていきたいとの話があり、私からはインターネット環境のない高齢者の方や町内会等の旅行利用に際しては札幌圏等と連携してつないでいただくことなど、住民の利便性低下にならないようにケアをお願いしたいとお伝えをいたしました。

2点目ですが、横浜商工会議所と滝川商工会議所との連携協力に関する懇談についてご報告いたします。滝川商工会議所藤井会頭と横浜商工会議所上野会頭とのご縁からお誘いを受け、私としても地方創生に関連する部分もあることから同行させていただき、2月10日、横浜市において、藤井会頭とともに上野会頭ほか横浜商工会議所幹部の方と懇談を行いました。懇談では、両会議所の連携に向けた意見交換が行われ、まずは物産、観光の交流から始めて、協力関係を築いていくことで考えが一致したところです。今後は、会議所間、さらには自治体間でも両市の発展に向けた連携について随時意見交換を行い、具体的な取り組みがまとまりましたら議会に報告申し上げていきたいと考えております。

以上を申し上げまして行政報告といたします。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 それでは、私からお手元に配付しております教育行政報告のほか、口頭で2点ご報告を申し上げます。

滝川市B & G海洋センターは、本年1月26日に東京で開催されましたB & G全国サミットにおいて全国最多の13年連続の特A評価を受けました。平成27年度は、開館以来過去最高の2万299人の利用があり、初の2万人を突破いたしました。利用者増につながった理由としては、旅行代理店や道央圏の小中学校から多くの人数の受け入れが可能なことや徹底した安全管理から安心して

活動できる点での評価が高く、そのことが体験学習等の継続的な受け入れにつながっているものと思われます。

次に、昨年１０月２４日から本年１月３１日まで開催いたしました「黒柳朝コレクション展」についてですが、市民会館で展示をしておりましたチョッちゃんアンティークコレクション資料を美術自然史館に移し、黒柳朝さんが収集したアンティークバッグやドレスデン窯の飾り壺など約２００点を展示いたしました。オープニング当日は、朝さんの次女の黒柳眞理さんによるトークショーやチョッちゃんを読む会の皆さんによる朗読なども行い、市民の皆様とともにチョッちゃんの思い出を振り返りました。昨年１２月２０日には黒柳徹子さんも美術自然史館を訪れ、再びチョッちゃんアンティークコレクションが公開されたことを大変喜んでおられました。

以上を申し上げまして口頭での行政報告といたします。

○議 長 報告が終わりました。

これより口頭による報告事項に対する質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第５ 平成２８年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針

議案第 １号 平成２８年度滝川市一般会計予算

議案第 ２号 平成２８年度滝川市国民健康保険特別会計予算

議案第 ３号 平成２８年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

議案第 ４号 平成２８年度滝川市介護保険特別会計予算

議案第 ５号 平成２８年度滝川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 ６号 平成２８年度滝川市土地区画整理事業特別会計予算

議案第 ７号 平成２８年度滝川市下水道事業会計予算

議案第 ８号 平成２８年度滝川市病院事業会計予算

議案第 ９号 平成２８年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少について

議案第 １４号 滝川市行政不服審査会条例

議案第 １６号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第 １７号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例

議案第 １８号 滝川市地方消費者センターの設置等に関する条例

議案第 １９号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 ２０号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 22 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 23 号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例

議案第 24 号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

議案第 25 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例

議案第 27 号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例

議案第 28 号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例

議案第 29 号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

議案第 30 号 滝川市営住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第 31 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター）

議案第 32 号 公の施設の指定管理者の指定について（中地区児童センター）

議案第 33 号 公の施設の指定管理者の指定について（老人福祉センター）

議案第 34 号 公の施設の指定管理者の指定について（三世代交流センター北地区分館）

議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（身体障害者福祉センター等）

議案第 36 号 公の施設の指定管理者の指定について（滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川）

議案第 37 号 公の施設の指定管理者の指定について（転作研修センター）

議案第 38 号 公の施設の指定管理者の指定について（総合交流ターミナルたきかわ）

議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について（ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部）

議案第 40 号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

○議長 日程第 5、平成 28 年度滝川市各会計予算及び関連議案を一括議題といたしますが、この場合、件名を省略し、議案番号のみで申し上げます。

これより平成 28 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第 1 号から第 8 号ま

での各会計予算、議案第9号、議案第14号、議案第16号から第20号、議案第22号から第25号、議案第27号から第40号までの予算関連議案、以上33件について一括議題といたします。

なお、過日の議会運営委員会で確認したとおり、議案第1号から第8号までの各会計予算につきましては、後日設置が予定されております予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、本日は市政執行方針等の説明並びに予算関連議案の説明までといたします。

平成28年度市政執行方針及び予算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成28年第1回滝川市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営の考え方を市民の皆様、市議会議員の皆様に申し上げます。

昨年は、市長として2期目の当選の栄誉をいただきましたが、1期目の4年間に市民の皆様とともに進めてきたまちづくりを、どのように「継」でいくのかの決意をする年であり、同時に滝川市の未来を創造する年でもありました。

国においては、「まち・ひと・しごと創生本部」が組織され、本市においても、将来を展望し、まちの成長力を確保するために、「滝川市人口ビジョン」と「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定いたしました。

また、江部乙地域が「日本で最も美しい村」連合に加盟したほか、老人ホーム緑寿園、駅前広場の改良工事、国道12号の道路改良工事が着工となりました。地ビール製造の再開、プレミアム商品券の発行が市内の経済活性化に効果をもたらし、3カ所の大規模太陽光発電所が稼働したほか4カ所目が工事に至り、こうした再生可能エネルギーへの取り組みが次世代エネルギーパークの認定につながりました。

一方、厳しい財政状況を鑑み、持続可能な財政基盤を築くため、「滝川市財政健全化計画」を策定し、地方創生の取り組みとともに計画を推進することといたしました。

国においては、「一億総活躍社会」の実現を目指し、新・3本の矢に基づく対策が講じられているところですが、国の動向を注視しながら刻々と変化する社会情勢を捉え、滝川市の展望と課題をいま一度見詰め直す中で慎重に市政運営に当たってまいります。

まず新年度における市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

これまで、私は各年の展望をあらわす言葉として、「興（おこす）」、「育（いく）」、「動（どう）」、「継（つぐ）」の一字をそれぞれ掲げ、市政に取り組んでまいりましたが、本年度は「気（き）」という字をもって市政を推進してまいりたいと考えております。

中心市街地の再生、高齢化社会への対応、子育て支援の充実、教育のマチたきかわの実現、財政健全化、これら多くの課題に気を引き締め、一気呵成に取り組む思いからであります。

平成28年度は、国際交流の推進などを通じ世界平和への願いを表明する「平和都市宣言」を制定して次代を担う子供たちへ平和な未来を引き継いでいくことを目指すほか、人口減少対策である「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「滝川市財政健全化計画」を着実に推進し、まちの成長と持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組みを進めてまいります。

次に、新年度における施策基本的な考え方について、次の7つの柱に基づき、施策の概要を申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

本市の農業地域としての特性を生かし、農業を起点とした地域産業づくりの取り組みを推進します。

冬のしごとづくり事業については、農業分野における通年での就業環境を整えるため、冬期間に出荷可能な農産物を中心としたセット販売に取り組みます。また、通年栽培可能な農業ハウスの導入に向け、熱源の確保を目的に稲わらやもみ殻などの農業系バイオマスを活用した再生可能エネルギーの導入について検討します。

農商工連携事業については、地域農業者と大手バイヤーによる検討会を設置し、売れる野菜づくりや農業生産から加工・流通・販売まで一貫したサプライチェーン（供給連鎖）の構築に向けた取り組みを支援するとともに、付加価値の高い農産物の産地形成を図るため、薬用植物などの試験栽培に取り組みます。

地産地消事業については、「滝川地産地消ふるさとづくり協議会」と連携し、地域で生産される農畜産物や加工品などの消費拡大を促進するほか、特に滝川産米の消費拡大を重点テーマとし、米の販売事業者や地産地消認定店などとの連携により、販路の拡大などに努めます。

T P P（環太平洋パートナーシップ）協定に関する今後の動向を注視しながら、意欲ある農業者が安心して経営に取り組み、確実な再生産が可能となるよう経営安定対策に着手に取り組むとともに、本市農業が抱える農家戸数の減少や高齢化による担い手不足などの課題に対応し、将来にわたって持続可能な生産体制を確立するため、引き続き「新規就農者」、「農業後継者」、「農業生産法人」の育成・確保を施策の柱として推進します。

新規就農者の確保については、都市地域からの就農希望者を対象に新たに地域おこし協力隊制度を活用して農業支援員を募集し、農作業従事や農業研修を行いながら就農を目指す将来の担い手を育成します。また、引き続き青年就農給付金などの国の制度の活用や市単独の助成を行い、第三者経営継承（リレー方式）などの多様な受け入れの方策を推進するとともに、関係機関と連携して就農に向けた支援を行います。

滝川農業塾については、これまで3期14名が受講を修了し、本市農業を担う農業後継者として活躍していますが、第4期生4名と新たに第5期生を迎えて事業を継続し、関係機関と協力して生産技術や経営管理技術の習得などの研修メニューの充実を図り、すぐれた農業後継者の育成・確保に努めます。

農地の受け皿や農作業の引き受け、新規就農者の育成や雇用の場として期待される農業生産法人の育成については、既存農業生産法人の経営安定に向けた取り組みや新たな法人化への取り組みを支援します。

道営土地改良事業については、事業継続中の5地区に加え、新たに東滝川第1西地区で事業に着工するとともに、西南北部地区、西南中央1地区において計画樹立事業に着手し、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備を進めます。なお、事業の推進に当たっては、「農業経営高度化促進事業（促進費）」を活用し、農業者の負担軽減を図ります。また、道営土地改良事業を活用できない地域で農業者みずから行う排水対策については、市単独の助成制度「農地排水整備支援事業」によ

り支援します。

本市農業が抱えるさまざまな課題に対応し、農業者個々が課題に応じたメニューを選択できる「滝川市元気な農業づくり補助金」制度を継続し、農業者等の主体的な取り組みを促進します。

農業者グループなどが化学肥料、化学合成農薬を原則５割以上低減する取り組みとあわせ、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金事業」に引き続き取り組みます。

地域産業の振興については、各種ビジネス情報の提供や事業活動への支援などを通じて地元企業の事業拡大を促進するとともに、本市が持つ地域資源を活用できる企業への働きかけを行います。また、滝川市産業活性化協議会の「産業創出促進助成金」制度を活用し、市内事業者による新商品開発や設備投資など新たな取り組みに対し積極的に支援する中で、元気な地域産業づくりを進めます。

地域への投資を呼び込むため、広域的な観点により企業誘致に取り組むほか、農商工連携や企業の農業参入の推進、さらには地元企業とのビジネスマッチングを含め、トップセールスによる積極的な情報収集や企業訪問活動を行います。

ワンストップ型の産業支援相談窓口ＴＡＫＩ－Ｂｉｚ事業については、滝川市産業活性化協議会の構成団体が連携し、外部専門家の協力を得ながら市内事業者に対する経営相談業務を実施するほか、創業希望者などを対象に経営に必要な知識やノウハウを学べる場を提供し起業を促進します。

物産振興事業については、地域で生産・加工されている既存商品の磨き上げや新たな商品開発、販路拡大を推進するため、全国のスーパーマーケットで組織された新日本スーパーマーケット協会の協力を得ながら、バイヤーなどの専門的な立場の方からアドバイスをいただくなど、商品力・販売力の向上を目指すほか、同協会の持つ流通・販売に関する専門的なノウハウの習得や新たなネットワークの構築のため、職員の派遣研修を継続します。

次に、豊かな資源を生かした魅力あふれるまちづくりについてです。

「日本一の菜の花畑」と「防風林に囲まれたリンゴ畑」を地域資源として、江部乙地域がＮＰＯ法人「日本で最も美しい村」連合に加盟したことに伴い、「日本で最も美しい村」江部乙協議会への支援を通じて、美しい景観や環境、文化を将来にわたって守り、観光的付加価値を高めながら、地域の魅力向上と活性化を目指します。

また、「リンゴ農家」の後継者不足が懸念される中で、大切な地域資源であるリンゴを核とした６次産業化事業の推進を図るため、地域おこし協力隊制度を活用し、リンゴの栽培技術の継承と加工品などの商品開発に取り組みます。

市外客の誘致を推進するため、首都圏で開催されるメディア向けのプレスリリース（記者発表の場）を活用し、作付面積日本一の菜の花やグライダーなどの観光資源のＰＲを強化するとともに、ワイン×ワインフェスティバルなど、空知地域の「食」を絡めた魅力ある観光事業を実施し、一層の集客を目指します。

また、本市の観光資源であるスカイスポーツのネットワークを生かし、富良野市・美瑛町エリアなどとの広範囲な連携により、体験飛行を中心としたルートづくりと積極的な情報発信に努めると

ともに、「サマースカイフェスタ2016」のプログラムを充実させ、滝川市の夏を代表するイベントとして一層の市外客誘致を目指します。

観光情報の発信については、地域おこし協力隊制度を活用し、滝川市の新たな魅力の発掘と観光プログラムの開発を行い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などインターネットによる情報発信ツールを効果的に活用します。

中空知管内の各市町や観光協会、観光関連事業者などと連携し、サイクリング事業の実施や地域の観光資源を生かした広域観光ツアー誘致に積極的に取り組むとともに、スマートフォンに対応した多言語の観光ガイドアプリを活用し、外国人観光客誘致の強化を図ります。

また、国内外からの観光客の流れを戦略的に地方に誘引し、観光による地方創生の可能性を見出すため、観光関連事業者を初めとする地域の多様な関係者と協調しながら、新たな観光地域づくりのかじ取り役となる観光DMO（地域全体の観光マネジメントを一本化する組織）の形成・確立に向けた検討を行います。

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについてです。

コンパクトで機能的な都市を形成するため、平成27年度に引き続き土地区画整理事業を推進するほか、道路、橋梁、公園などの維持・修繕と長寿命化に取り組めます。

「滝川市公共施設マネジメント計画」の推進に向けては、各公共施設のあり方について、地域住民や施設利用者とともに検討を進めます。また、公共施設のメンテナンスサイクル確立のため、保全情報の一元化を図るほか、省エネ化などの方策を検討し、公共施設の維持管理の効率化に取り組めます。

泉町土地区画整理事業については、都市内交通の円滑化と土地利用の増進のため、西2号通改良工事や整地工事を行います。

市道の整備については、安全で円滑な道路交通の確保のため、東町386号線などの道路改良舗装工事と、滝の川町東736号線などの舗装新設工事を実施します。

橋梁の長寿命化については、平成27年度に引き続き「しれにあ跨線橋」の修繕工事を実施します。

都市公園の整備については、「中島せせらぎ公園」ほか3公園の老朽化した遊具等を更新し、利用者の安全確保に努めます。

下水道分流化事業については、河川の水質を保全するため、合流式下水道区域の分流化工事4.2ヘクタールを実施します。

中心市街地の活性化に向けては、再開発事業への支援を引き続き行うほか、商店街などのにぎわいを創出する取り組みを推進します。

まちづくり会社である株式会社アニメ滝川が進める「栄町3―3地区優良建築物等整備事業」については、平成30年度の事業完了を目指して平成28年度に工事着手する予定であることから、円滑な事業実施に向けて、国の交付金を活用するなど全面的に支援を行います。

NPO法人空知文化工房が実施する街なか地域交流広場事業については、平成28年度からのまちづくりセンターの指定管理業務の開始にあわせて、利用者サービスの向上と街なかの回遊性を高

めるための見直しを行い、新たにベルロードの空き店舗に移転して事業を展開する取り組みについて支援します。

中心市街地賑わい創出支援事業については、新規出店の促進、他地域にない付加価値の創出、新たな商店街の魅力発信などを推進するため、「店舗リノベーション支援事業」、「若者連携商店街魅力アップ事業」、「ものづくり（職人）支援事業」によって引き続き支援するほか、あわせて「まちゼミ事業」などの取り組みについても支援を行います。また、地域おこし協力隊制度を活用し、商店街の空き店舗を拠点とした“滝川クリエイターズショップ『匠』”において、地域資源を生かした商品開発や商店街の活性化などに取り組みます。

居住環境の充実に向けては、公営住宅の整備のほか、民間住宅の有効活用を推進します。

緑町団地9棟58戸の建てかえ工事については、平成31年度までの完成を目指し、平成28年度に工事に着手します。

民間住宅活用の推進については、「滝川市住宅改修支援補助制度」と「滝川市住み替え支援補助制度」を平成28年度も継続し、優良な住宅ストックの有効活用や子育て世帯の居住環境の充実を図ります。

次に、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについてです。

滝川市バリアフリー基本構想に基づき、交通結節点の強化とバリアフリー化推進に向けて北海道と連携して進める滝川駅前広場整備事業については、関連事業として鈴蘭通線形改良工事やロードヒーティング設置工事などを行います。

また、大町1丁目通り線については、平成27年度に引き続き歩道部分の勾配改良や透水性舗装などの改修工事を実施します。

地域福祉の向上に向けては、民間事業者や大学との連携により、介護サービスや認知症対策の充実を図ります。

「第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進については、高齢者世帯への安否確認など高齢者の見守り支援に努めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの創出に向けて民間事業者などとともに検討を進めます。

また、民間事業者による認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）と小規模多機能型居宅介護事業所の開設を支援するほか、成年後見制度の相談対応や普及啓発、市民後見人の養成などを行う成年後見支援事業を滝川市社会福祉協議会に委託し実施します。

認知症対策については、認知症初期集中支援チームにより認知症が疑われる人や家族などを訪問し早期診断・早期対応に取り組むとともに、認知症に関するサービスなどを提示する「認知症ケアパス」を作成し普及に努めます。

北海道医療大学との連携事業については、包括連携協定に基づき、65歳大学やコミュニティワーク実習を引き続き実施するほか、転倒予防や認知症対策などの介護予防講座の講師協力により事業の充実に努めます。

老朽化の著しい滝川市中央老人福祉センターについては、市民会議を開催し、高齢者施設や老人クラブの組織・活動のあり方など、機能移転に向けて検討を進めます。

少子化対策の一環として、不妊・不育治療を受けやすくするため、一般不妊治療・不育治療への助成を引き続き行うほか、安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査に係る助成を継続します。

感染症予防対策については、法律で指定される重要疾病に係る各種予防接種を行っていますが、新たに日本脳炎ワクチンの定期予防接種を開始します。

がん検診と要精密検査の受診率向上を図るため、がん検診実態調査を実施し、受診率向上に向けた対策を検討するほか、健康管理システムを活用して積極的な受診勧奨を行います。

生活習慣病の早期発見・予防のため、国民健康保険被保険者を対象に特定健診未受診者勧奨を引き続き実施するとともに、受信後のフォローアップとして特定保健指導未利用者対策を実施します。

市立病院においては、医師確保や医療機器の更新のほか、7対1看護体制の維持に努めるなど、地域の基幹病院として安心・安全な医療を提供していきます。また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成28年3月から稼働した地域包括ケア病棟の活用を図ります。

健全経営を維持するため、総務省の「新公立病院ガイドライン」に基づき、滝川市立病院改革プランを上半期中（9月）に策定し、着実に実行していきます。

平成28年4月の稼働を予定している中空知2次医療圏における自治体病院間の医療連携ネットワークを活用し、患者情報の共有を図り、効率的かつ良好な医療提供を行います。

災害に強いまちづくりに向けては、広域防災拠点となる消防庁舎の整備や公共施設の耐震化、防災総合訓練などに取り組みます。

広域防災拠点にふさわしい「顔の見える消防庁舎」「市民に開かれた親しみやすい防災拠点」として、滝川地区広域消防事務組合消防本部・滝川消防署庁舎の整備を平成28年度から2カ年計画により進めます。あわせて、広域消防管内の119番通報受信、消防無線を統合するほか、高機能消防指令センターを整備し、広域消防管内の消防力を向上させるほか、出動の迅速化を図ります。

自助・共助・公助による地域防災力の向上を推進するため、市、防災関係機関、地域住民、自主防災組織が一体となった水害想定での防災総合訓練を行います。また、災害対策本部の災害時における初動態勢を一層強化するため、道内初となるタイムライン（防災行動計画）を意識した災害対策本部図上訓練を行います。

社会教育施設の整備については、国の緊急防災減災事業を活用し、スポーツセンター第1体育館の耐震改修工事などを実施します。

次に、未来へはばたく子供たちを育むまちづくりについてです。

子供一人一人に応じた、きめ細かな指導と見守りの充実のため、市独自に小学校3・4年生で導入している「滝川市少人数学級実践事業費」を継続します。

また、子供の英語力向上を図るため、開西中学校・江部乙中学校に「英語ルーム」を設置するとともに、コミュニケーション能力を伸ばす体験活動として「イングリッシュミーティング」を新たに実施します。

國學院大學北海道短期大学部との連携については、包括連携協定に基づき、地方創生に資する人材還流を促進するため、「國學院大學北海道短期大学部修学奨励金」と「滝川西高等学校進学促進修学奨励金」の制度を引き続き実施します。

結婚・妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援や、女性活躍の推進を基本的なコンセプトとする（仮称）女性活躍推進センターについて、官民連携による施設整備の可能性を探るため、調査・研究を進めます。

花月地域子育て支援センター、一の坂地域子育て支援センターについては、事業内容を含め、利用者の利便性向上に向けた見直しを行います。

また、施設が老朽化し耐震補強が困難な保育所については、今後のあり方を検討し方針を定めるほか、保育需要への適切な対応に努めます。

次に、市民が活躍するまちづくりについてです。

農村環境改善センターについては、江部乙地域におけるコミュニティ拠点の形成に向けて、施設の運営管理を市の直営とし、機能の再点検を行います。

市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成を目的としたまち自慢のパークゴルフ場については、29年度のオープンを目指し整備を行います。

まちの交流拠点として市民活動を推進するまちづくりセンターについては、民間のすぐれた能力とノウハウを活用した管理運営を行うため、指定管理者制度を導入します。

「未来へつなぐ市民力推進事業」については、若者支援の視点を取り入れ、新たな担い手を発掘することで地域の活性化を図るため、「市民が活躍するまちづくり活性化事業」に再構築します。

消費者行政の推進については、市民の安全・安心の確保を目指し、消費者被害の高度化かつ多様化に対応した消費生活相談員などの資質・能力向上と継続的な人材確保を図るため、消費者センターを市の直営とします。

次に、効率的な行政運営によるまちづくりについてです。

厳しい財政状況が続く中、継続的に財政健全化に取り組むほか、より効率的な行政運営に努めます。

平成27年12月に策定した財政健全化計画に基づき、事務事業や組織・人件費の見直し、歳入確保対策を着実に進める中で、平成31年度には財源補填に当たる基金繰り入れを行わないことを目指し、持続可能な財政運営に向けて取り組みます。

社会保障・税番号制度については、平成29年1月より国の機関間連携が開始されるほか、同年7月をめどに、地方公共団体などとの連携も開始される予定であることから、住民情報システムなど関係システムの改修やテストを実施し、円滑な運用に向けた準備を進めます。また、情報セキュリティについては、標的型メールによる攻撃などの新たな脅威への対策を強化するため、庁内ネットワークの再構築を行います。

一般廃棄物最終処分場については、財政負担の軽減にもつながる「嵩上げ」の手法により現在の施設利用の延命化を図ることとし、一般廃棄物処理基本計画の更新、浸出水処理施設の機能診断などの実施に向けて、一般廃棄物最終処分場かさ上げ計画を策定します。

ふるさと納税については、平成27年度からのクレジット納付制度の導入や、地場産品を活用した謝礼品の拡充などにより着実に寄附額が増加していることから、寄附者ニーズに対応した特産品の拡充やPR強化などに取り組み、地場産品の振興と歳入確保対策に努めます。

一部事務組合・広域連合に加え、定住自立圏や地方創生の取り組みなど、広域連携の重要性がますます高まっています。

定住自立圏については、平成27年11月に改訂した「中空知定住自立圏共生ビジョン」に基づき、個別の連携事業を進めるとともに、各市町の地方創生の取り組みなどを視野に入れ、「中空知定住自立圏ビジョン懇談会」などの協議の場を通じて、新たな取り組みの可能性やビジョンの見直しについて検討を行います。

「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点事業である「就業・移住ナビ事業」については、中空知圏域において共通の課題となっている雇用のミスマッチなどによる人材不足の解消や、就業・移住に向けた取り組みを検討します。

居住環境や医療・福祉サービス、生涯学習、多世代交流の仕組みなどを充実させ、高齢者等が生涯安心して健康で自立した生活が送れる「生涯活躍のまち構想」の推進については、地域資源を生かすとともに広域連携を視野に入れた「生涯活躍のまち滝川市基本計画」策定に取り組みます。

中空知衛生施設組合が運営する滝の川斎苑については、老朽化が進んでいることから、改築に向けた基本計画を策定します。

以上、市政運営につきまして、私の所信を申し上げます。

市民の皆様、市議会議員の皆様との信頼関係を構築しながら、市民の皆様の思いに応えるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひともお力添えをいただきますよう心からお願い申し上げます。

次に、平成28年度各会計予算案の大綱について、ご説明申し上げます。

平成28年度は、「滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「滝川市財政健全化計画」を策定してから最初の予算となります。将来にわたって持続可能な市政運営を目指し、地方創生と財政健全化を車の両輪として推進していくため、緊急度・重要度を鑑み、事業の取捨選択と重点化を行い編成したものです。

現年収納率97.9パーセントを目標とした市税の確保のほか、事務事業の見直し、組織・人件費の見直し、歳入確保対策など、財政健全化計画の内容を反映し、市政執行方針で申し上げた7つの柱に基づき、予算を計上しました。

この結果、一般会計208億8,000万円、特別会計108億5,185万円、下水道事業会計支出27億2,636万円、病院事業会計支出75億3,646万円となり、各会計の歳出総額は419億9,467万円で、平成27年度6月補正後予算と比較して、1.7パーセントの減、金額では7億646万円の減となりました。

次に、会計別の概要を申し上げます。前年度比は平成27年度6月補正後予算との比較となります。

一般会計におきましては、「滝川市財政健全化計画」に基づいて、前年度に対して2,615万円減となる予算としましたが、地域経済の活性化を図るため、スポーツセンター第1体育館耐震改修事業や栄町3-3地区優良建築物等整備事業補助などの実施、消費税率改定に伴う低所得者対策の臨時福祉給付金や国の第1号補正による年金生活者等支援臨時福祉給付金を盛り込むことにより、

予算額208億8,000万円で、前年度比0.1パーセント減となっています。

性質別に見ますと、人件費については、組織・人件費の見直しなどにより、予算額35億8,066万円で、前年度比4.8パーセントの減、物件費は、保育所施設管理委託料などの増により、予算額21億616万円で、前年度比3パーセントの増、扶助費は、おおむね前年度同額となり、予算額36億2,385万円で、前年度比0.3パーセントの増、建設事業費は、学校改築事業の減などにより、予算額15億4,611万円で、前年度比11.8パーセントの減、公債費は、計画的な借り入れの成果などにより、予算額21億3,295万円で、前年度比3.7パーセントの減となっています。

次に、国民健康保険特別会計におきましては、後期高齢者支援金の減などにより、予算額57億998万円で、前年度比1.1パーセント減、公営住宅事業特別会計におきましては、建替事業費の減などにより、予算額7億6,215万円で、前年度比12.4パーセント減、介護保険特別会計におきましては、保険事業勘定は、保険給付費の増が見込まれるなどにより、予算額36億6,263万円で、前年度比4.4パーセント増、介護サービス事業勘定は、介護予防支援事業費の減などにより、予算額7,820万円で、前年度比13.9パーセント減、介護保険特別会計総体では、予算額37億4,083万円で、前年度比3.9パーセント増、後期高齢者医療特別会計におきましては、保険料率等の改定などにより、予算額5億5,181万円で、前年度比4.1パーセント減、土地区画整理事業特別会計におきましては、西2号通の工事費などの増により、予算額8,708万円、前年度比120.2パーセント増、下水道事業会計におきましては、管渠移設工事費の増などにより、支出額27億2,636万円で、前年度比5.6パーセント増、病院事業会計におきましては、建設改良費の減などにより、支出額75億3,646万円で、前年度比9.8パーセント減となりました。

次に、普通建設事業費の全体予算について、各会計ごとにご説明申し上げます。

一般会計では、栄町3—3地区優良建築物等整備事業補助金2億2,000万円、スポーツセンター第1体育館耐震改修事業費6億6,684万円などを含め、総額で15億4,611万円、公営住宅事業特別会計では、3億8,231万円、土地区画整理事業特別会計では、7,738万円、下水道事業会計では、3億41万円、病院事業会計では、9,985万円、全体で前年度比21.9パーセント減の24億605万円を計上いたしました。

引き続き、施策の主なものについて、ご説明申し上げます。

初めに、「元気な産業と活力あるまちづくり」についてです。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立については、農業生産基盤や基幹農業水利施設の整備のため、道営土地改良事業負担金638万円、道営土地改良事業計画樹立事業負担金341万円を計上しました。

力強い産業の育成、雇用の確保については、「リンゴを核とした6次産業化」や「観光振興事業」などの推進を図るため、「地域おこし協力隊」計9名分3,283万円、産業振興・雇用創出・地域経済活性化の取り組みを支援するため、産業活性化協議会負担金320万円を計上しました。

次に、「豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり」についてです。

地域自ら取り組む地域振興事業の推進については、江部乙地域の魅力をより一層向上させる活動を支援するため、「日本で最も美しい村」江部乙協議会交付金１５０万円を計上しました。

集客・交流事業の推進については、より質の高いサービスを利用者に提供するため、滝川ふれ愛の里整備事業９３５万円を計上しました。

次に、「機能的な生活基盤の充実したまちづくり」についてです。

コンパクトで機能的な都市の形成については、都市環状軸の形成に向けた都市計画街路３・４・１５号西２号通の整備を実施するため、泉町土地区画整理事業７，７８５万円、町内会等が管理している街路灯を電気料金の削減効果が大きいＬＥＤ灯への切りかえを促進するため、街路灯設置費補助金２，１３０万円、市内経済の状況を考慮し、雇用環境を改善するとともにインフラなどの整備を図るため、公共事業の実施２４億６０５万円を計上しました。

にぎわいのある中心市街地の活性化については、栄町３－３地区における民間主導の再開発事業を支援するため、栄町３－３地区優良建築物等整備事業補助金２億２，０００万円を計上しました。

次に、「誰もが住みよい安全安心なまちづくり」についてです。

バリアフリー化の推進については、滝川駅前広場の再整備を行い、バリアフリー化を実施するため、駅前広場整備事業１億４，６７２万円、市道のバリアフリー化を推進するため、歩道バリアフリー化事業２，０００万円を計上しました。

地域福祉・自立支援の充実については、民間事業者による認知症対応型共同生活介護事業所等の開設を支援するため、介護サービス提供基盤地等整備事業費補助金８，０７７万円、平成２６年度の消費税率改定に伴う低所得者対策の給付措置として、臨時福祉給付金事業３，８５３万円、同じく障害・遺族基礎年金受給者の給付措置として、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業２，１４０万円、成年後見制度の相談対応や普及啓発、市民後見人の養成などを行うため、成年後見支援事業６６４万円を計上しました。

安心して暮らせる保健・医療環境の充実については、平成２８年度から北海道でも実施されることになった日本脳炎予防接種に積極的に取り組むため、日本脳炎予防接種１，３７２万円、少子化対策の推進に寄与するため、不妊治療支援事業２００万円、健康管理システムを活用し、さらに一歩進んだ健診・要精密検査未受診者の受診勧奨を行うため、がん検診総合支援事業１０２万円を計上しました。

災害に強いまちづくりについては、スポーツセンター第１体育館の耐震等改修工事の実施のため、スポーツセンター第１体育館耐震等改修工事６億６，６８４万円、広域消防事務組合・滝川消防署庁舎を移転建設するため、消防本部・滝川消防署庁舎建設工事負担金２４５万円、豪雪による市民生活への影響を最小限に抑えるため、除雪車両購入費２，５２７万円、流雪溝監視システム更新２，２１６万円を計上しました。

次に、「未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり」についてです。

滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについては、より安心で快適な学校環境を整備するため、滝川第二小学校屋内運動場屋根改修事業１，１２０万円、西小学校改修等事業２，６１８万円、学校給食西小学校共同調理場増築外構整備事業７５０万円、英語での表現力やコミュニ

ケーション能力を向上させるため、子どもの英語力向上事業４８万円、子供たちの主体的な学習意欲を喚起し、情報活用力などを育む事業を推進するため、調べる学習コンクール５７万円、就学機会の拡大とあわせて地域産業を担う人材の定着を目指すため、國學院大學北海道短期大学部修学奨励金６００万円、滝川西高等学校進学促進修学奨励金１５８万円を計上しました。

次に、「市民が活躍するまちづくり」についてです。

市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについては、市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成などを推進するため、まち自慢のパークゴルフ場整備事業４，２８８万円、東京オリンピック・パラリンピック出場選手の合宿誘致に向け、東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業７６万円、美術自然史館の企画展示を行うため企画展事業４１４万円を計上しました。

市民活動の推進については、豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現をより効果的に行うため、まちづくりセンターの指定管理化１，３５１万円、消費者センターにおける人材確保や研修機会の確立によりセンターの対応力の向上を図るため、滝川地方消費者センターの機能強化４２０万円、若者を初めとした新たな担い手がまちづくりに参加しやすくするため、市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金１００万円を計上しました。

次に、「効率的な行政運営によるまちづくり」についてです。

文化ゾーン検討事業については、文化ゾーンの必要な「機能」に着目し施設整備方針の検討を行うため、文化ゾーン検討事業９０万円を計上しました。

情報セキュリティ強化対策については、標的型メール等による攻撃など新たな脅威に対抗するため、情報セキュリティ強化対策費６８３万円を計上しました。

社会保障・税番号制度への対応については、社会保障・税番号制度が導入されることに対応するため、住民情報システム改修費１，３３３万円、統合宛名システムとの連携構築２５９万円、中間サーバープラットフォーム運用管理負担金２１１万円、障害福祉システム更新費７０２万円、生活保護システム改修費６５万円、健康管理システム改修費１６２万円を計上しました。

一般廃棄物最終処分場かさ上げ整備計画策定については、一般廃棄物最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物最終処分場かさ上げ整備計画策定費７１４万円を計上しました。

滝の川斎苑改築基本計画策定については、施設の老朽化による改築に向け基本計画を策定するため、滝の川斎苑改築基本計画策定負担金３００万円を計上しました。

第三セクターの経営健全化については、個別事業の見直しや経費節減などによる経営改善を促進し、第三セクターの経営を支援するため、滝川振興公社貸付金６億３，３００万円、滝川グリーンズ貸付金３，５００万円を計上しました。

次に、これらに見合う平成２８年度一般会計歳入の主なものについてです。

市税については、個人市民税の給与所得の増加や軽自動車税の重課分を考慮するなどにより前年比増額で見込んだほか、法人市民税については、税制改正による法人税率の引き下げなどから減額で見込みました。

また、収納率については、現年分９７．９パーセント、滞納繰り越し分１１．６パーセント、合わせて８８パーセントを確保する予算としたところ、市税全体では、対前年１，４２９万円減の４

1億8,671万円、地方交付税については、普通交付税、特別交付税を合わせて、対前年4,317万円減の71億5,203万円、その他の歳入としまして、国庫支出金29億7,163万円、道支出金11億8,675万円、市債16億1,923万円を計上しました。

基金繰入金については、平成27年度6月補正後予算と比較し、1億2,294万円減の3億8,429万円を計上しております。

以上、平成28年度の各会計予算案の大綱について、申し上げます。

厳しい財政運営の中にありますが、予算計上に当たっては、継続事業に一定の配慮を行ったほか、市民の皆様が元気に安心して暮らせるまちづくりを推進するために十分に配慮したところです。

市民の皆様、市議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なるご審議と適切なご決定をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、誤読、数字の読み違いなどがございましたら、お手元にお配りをさせていただいている文書が正しいものでございますので、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 次に、教育行政執行方針の説明を求めます。教育長。

○教育長 平成28年度の教育行政の基本的な考えと重点施策について申し上げます。

今日、我が国は少子高齢社会の到来、人口減少、経済のグローバル化など、社会情勢の急激な変化に直面しております。このような時代背景にあつて、教育を取り巻く環境も大きく変容してきており、本市においても、社会で自立して生きていく上で必要な学力や体力、望ましい生活習慣を身につけさせることが求められています。

また、昨年、新教育委員会制度に基づいた体制に移行し、教育行政における責任体制の明確化、地域の民意を代表する市長との連携の強化を図ってまいりました。

これらのことから、「滝川市教育大綱」、「滝川市教育推進計画」を基本とした教育の原点である知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む学校教育の充実に努めます。

社会教育については、誰もが学び、誰もが参加のできる生涯学習社会の実現を目指すとともに、市民のスポーツ・文化芸術活動を推進してまいります。

初めに、「学校教育について」申し上げます。

児童生徒の確かな学力とコミュニケーション能力を育むため、基本的な知識や技能の習得と、それらを活用する力を伸ばし、学ぶ意欲の向上を図ります。

子供一人一人に応じた、きめ細やかな指導と見守りの充実を図るため、市独自に小学校3・4年生で導入している「滝川市少人数学級実践事業」を推進するとともに、小中学校に「学びサポーター」を配置して少人数指導や学習課題への支援を行います。

家庭学習の習慣化を図るため、滝川第二小学校をモデル校として、「学力・学習意欲向上事業」を引き続き実施し、放課後学習や中学校との連携を推進します。

道德教育の効果的な指導方法を深めるため、市独自の「道德教育推進事業」を実施し、教職員がその研究成果を活用するよう取り組みます。

いじめを未然に防止するため、思いやりの心の育成や体験活動の充実を図り、いじめのない学校づくりに主体的に取り組む児童生徒の活動を支援します。

子供の英語力の向上を図るため、開西中学校・江部乙中学校に「英語ルーム」を設置するとともに、コミュニケーション能力を伸ばす体験活動として「イングリッシュミーティング」を新たに実施します。

個別の支援を必要とする児童生徒の学校生活の安定のため、「特別支援学級支援員」や「学びサポーター」、「スクールカウンセラー」を配置し、きめ細やかな指導と支援の充実を図ります。

児童生徒の不登校など課題の解消のため、「支援専門員」や「スクールソーシャルワーカー」を配置し、実態把握に努めるとともに、保護者との関係づくりをもとにした相談・支援を積極的に推進します。

幼児教育と小学校教育の円滑な接続と連携を図るため、「市内幼稚園・保育所・小学校連携推進研修会」や「小学校入学に係る引継ぎ会」など情報交換会を開催します。

学校の課題研究の成果と教職員の指導実践の交流を図るため、滝川市教育振興会指定の公開研究会を、滝川第一小学校、明苑中学校で開催します。

学校施設の整備については、滝川第二小学校の屋内運動場の屋根改修工事、西小学校の教室及び屋内運動場の床改修工事を行います。

学校給食施設については、西小学校に整備した共同調理場により、開西中学校との親子方式による給食提供を開始します。

小・中学校の適正配置計画については、学校の小規模化が進む中、義務教育の機会均等や教育水準の維持向上が図られるよう十分な検討を進めてまいります。

滝川西高等学校については、学校の特色である「文武両道」を生かすため、学習活動と部活動との相乗効果が十分に上がるよう教育活動を推進します。また、生徒同士が互いに学び合うアクティブラーニングの指導方法を取り入れ、授業内容の充実を図ります。

英語・国際理解教育については、外国語指導助手（ALT）を活用し、生徒のコミュニケーション能力の向上や語学力の育成を図ります。また、姉妹校の調印を行った、アメリカ・ロングメドール高校との短期留学などの交流を推進します。

将来、国際的に活躍できるリーダーを育成するため、文部科学省の「スーパー・グローバル・ハイスクール（SGH）・アソシエイト」の指定を最大限に生かした教育活動を推進します。

国公立大学への入学者数の増と就職率100パーセントを目指し、ガイダンス機能の強化やオンライン講習を活用したキャリア教育を実施するなど進路支援の充実を図ります。

本市教育の振興と推進のための具体的な施策として、平成29年度から5カ年の「滝川市教育推進計画（第2期）」を策定します。

次に、「社会教育について」申し上げます。

子供が所有するスマートフォンなどネット通信によるトラブルを解消するため、中学生同士が利用のルールについて話し合う場を設け、安全かつ健全な利用のルールが、家庭において習慣となるよう取り組みを進めます。

青少年の健全育成と地域の教育力の活性化を図るため、地区育成会が中心となり、地域の住民が協働で実施している通学合宿や、児童生徒の登下校の見守り活動など特色ある活動を支援します。

さまざまな世代の自主的な学びの場をより一層充実させるため、一般財団法人滝川生涯学習振興会との連携を強化し、若い世代や勤労者などを対象としたビジネススキルの向上に関する講座やリブーン講座と福寿大学の連携講座を実施します。

質の高い文化芸術の鑑賞・体験を通して児童の豊かな心や感性を育むため、音楽や演劇などの分野の芸術家を派遣するアウトリーチ事業を小学校2校で実施します。

文化ゾーンの再構築に向け、教育文化施策として必要な機能・サービスのあり方に重点を置き、市民や専門家とともに民間投資の可能性や先進事例の調査・研究を行い、検討を進めます。

図書館については、子供の読書普及を図るため、絵本作家による講演会やワークショップを開催するほか、新刊本を初めとした蔵書の充実を図り、企画展示など魅力ある図書館づくりを進めます。

子供の図書館利用の向上と本を活用した調べ学習の実践力を高めるため、「調べる学習コンクール」を実施します。

美術自然史館は、平成28年9月に迎える開館30周年を記念した企画展として、岩橋英遠が抱いた北海道のイメージをめぐる「幕末の蝦夷探査 日本画家・岩橋英遠 松浦武四郎を描く」、陶芸の魅力を伝える「大野耕太郎 磁器の世界」、タキワカイギウを柱に太古の空知を探る「空知の化石たち」などを開催します。

最後に、「スポーツの振興について」は、誰もが気軽にスポーツに親しむ機会を提供するため、障がいのある方も参加できるコースを新たに設置し、「えべおつ丘陵地マラニック」を開催します。

市民の健康増進、世代間交流、地域コミュニティの醸成を目的としたまち自慢のパークゴルフ場については、平成29年度のオープンを目指し整備を行うとともに、魅力あるパークゴルフ場として企画運営していくため、地域おこし協力隊制度を活用して取り組みます。

東京オリンピック・パラリンピック合宿誘致事業については、カヌー及びパラカヌー競技を中心に進め、カヌー競技のオリンピック入賞経験者や現役のパラカヌー選手と市民との交流、選手発掘などに取り組みます。

また、子供たちのノーマライゼーションに対する理解を深めるため、北海道教育大学岩見沢校と連携し、障がいのある方も楽しめる「アダプテッドスポーツ」を題材とした授業を小学校で実施します。

教育委員会といたしましては、「教育のマチたきかわ」の誇りを持って、積極的な教育行政に取り組み、未来を開く「たきかわっ子」を育成するとともに、市民の皆様が「滝川で育ったこと」に誇りを持ち、「滝川で子育てしたい」と思う教育行政を進めます。

以上、平成28年度の教育行政執行方針について、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長 次に、議案第9号の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 議案第9号 平成28年度滝川市下水道事業会計資本金の額の減少についてご説明申し上げます。

下水道事業会計の固有資本金には特別会計時代の使用料の未収金が含まれており、このうち平成26年度に債権が消滅し、不納欠損の処理をした未収金も含まれていることから、地方公営企業法

第32条第4項の規定に基づき、固有資本金8億512万5,000円のうち997万円を減少し、繰り越し利益剰余金に振りかえ、将来の経営安定を図るための内部確保にしたいとするものでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

○議長 議長 議案第14号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第14号 滝川市行政不服審査会条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定の趣旨につきましては、後ほど提案させていただきます議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例と同じく、平成26年6月に全部改正されました行政不服審査法の施行に伴い、制定をしたいとするもので、地方公共団体において同法に規定する審査請求に係る諮問機関の設置を規定されていることから、滝川市行政不服審査会を設置することとし、本条例を制定したいとするものでございます。

制定内容について説明を申し上げますので、議案第14号 滝川市行政不服審査会条例1ページをごらんください。第1条において、行政不服審査法の規定に基づく市長の附属機関として滝川市行政不服審査会を設置することを規定しております。

第2条及び第3条においては、本審査会の組織について規定しており、審査会委員の定数及び任期について定めるほか、委員の中から会長を選出すること等について定めております。

第4条及び第5条においては、会議に関する規定として、会長による招集、会議の成立に必要な出席者数について定めるとともに、会議は非公開とすることを規定しております。

第6条においては委員の守秘義務を規定しており、第7条においては審査会の庶務担当を規定するとともに、第8条においてこの条例に定めるもののほか、必要な事項については会長が審査会に諮って定める旨を規定しております。

最後に、附則でございますが、第1項において、本条例は改正後の行政不服審査法の施行日と同じく平成28年4月1日に施行する旨を、第2項において、本条例施行後及び任期満了後において初めて開催される審査会については、その時点で会長が不在であることから、会議の招集は市長によって行われる旨を、第3項において、本条例施行後において初めて委嘱される委員の任期については、滝川市情報公開・個人情報保護審査会委員の残任期間と合わせることにし、平成29年9月30日までとする旨をそれぞれ規定するとともに、附則第4項において、本審査会委員に対して支払うべき報酬を規定するべく、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することを規定しております。

以上を申し上げまして提案説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 議長 議案第16号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第16号 滝川市保健福祉部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例につきましてご説明申し上げます。

保健福祉部が所管いたします中央老人福祉センターにつきましては、これまで滝川市老人クラブ連合会が指定管理者として運営、管理を行ってきたところですが、滝川市公共施設マネジメント計

画において、施設の老朽化等を考慮し、施設の集約化を含めたそのあり方を検討することとされており、今般市民会議を設置し、協議を進めているところです。これらを踏まえ、平成２８年度における中央老人福祉センターの管理期間については滝川市における公の施設の指定管理者の指定に関する条例第５条第１項に規定されている３年を１年とする特例を定めるため、この条例を制定したいとするものでございます。

施行期日は、公布の日から施行したいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 議長第１７号の説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま上程されました議案第１７号 滝川市産業振興部の公の施設の指定管理者の指定に係る管理期間の特例に関する条例について提案理由をご説明申し上げます。

産業振興部が所管する滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場に対し、平成２８年４月１日からの指定管理期間について、指定管理者の手続条例第５条第１項の規定にかかわらず１年とするものでございます。理由は、株式会社滝川グリーンズみずからが立てた第２次経営改善計画の着実な実行を確認した上でなければ、複数年にわたる指定管理期間の設定は適切ではないと判断しており、平成２４年から単年度ごとの設定を行い、２８年度につきましても同様の取り扱いをしたいとするものでございます。

また、滝川中高年齢労働者福祉センターサンライフ滝川に関し、平成２８年４月１日からの指定管理期間について、指定管理者の手続条例第５条第１項の規定にかかわらず２年とするものでございます。理由は、雇用・能力開発機構と締結をいたしました財産譲与契約による用途指定に係る期限が平成２９年７月３１日に到来することを踏まえ、その後の活用については滝川市財政健全化計画において民間への譲渡等へ移行する方針が示されたことに伴い、期間を短縮したいとするものでございます。

附則１として、この条例は、公布の日から施行するものであり、２として、昨年制定した特例条例を廃止するものであり、３として、この条例は、平成３０年３月３１日限りで失効するものです。

以上、議案第１７号の説明とさせていただきます。

○議長 議長第１８号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第１８号 滝川市地方消費者センターの設置等に関する条例についてご説明申し上げます。

食品表示等の不正事案の多発、高齢者などの消費者被害の深刻化に対処するため、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律が平成２８年４月１日から一部施行されます。この法改正によりまして、地方消費者行政の基盤をより強化するための施策が進められることとなりましたが、現在業務委託により運営しています滝川地方消費者センターについて、市の機関として直接運営する消費生活センターと位置づけるとともに、その体制強化や消費者行政職員、消費生活相談員の確保と資質向上のために必要な事項、消費生活センターの組織運営等に関する基準について定めるため、条例を制定したいとするものでございます。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。第１条は、この条例の趣旨について定める

ものです。

第2条は、設置規定です。消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、法に基づく消費生活センターとして滝川市地方消費者センターを設置したいとするものです。

第3条は、名称及び位置に関する規定で、滝川地方消費者センターを滝川市役所内に設置します。

第4条は、職員に関する規定で、第1項では所長その他必要な職員を置く、第2項で法定の資格試験の合格者またはこれと同等以上の知識、技術保有者を消費生活相談員として置くこととしたしました。

第5条は、センターの事業に関する規定で、法に掲げる相談対応、あっせんのほか、消費者安全の確保のために必要な消費者教育の推進、啓発、広報、講習会等の開催などの事業について規定しました。

第6条は、消費生活相談員について同一の者の再任を妨げないこと、その他の適切な人材及び処遇の確保のための措置を講ずるとしました。

第7条は、相談員を含む職員の資質向上のための研修機会を確保するという規定でございます。

第8条は、センターの事務事業により得られた情報について漏えい防止、その他の情報の適切な管理のための措置を講ずるという規定です。

第9条は、条例の施行に関し必要な事項は、規則へ委任するという規定でございます。

附則で、この条例の施行期日を平成28年4月1日としたいとするものです。

以上、議案第18号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第19号、第20号及び第22号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例制定の趣旨でございますが、先ほどの議案第14号と同様に、行政不服審査法の施行に伴い制定したいとするもので、法改正によって必要となる関係条例に係る整備を行いたいとするものでございます。

改正内容につきまして新旧対照表に基づき説明いたしますので、議案第19号の参考資料、新旧対照表をごらんください。本条例は、複数の条例の一部改正を1本の改正条例として条立てにより行ういわゆる整理条例という形をとっております。

1ページにございます第1条関係、滝川市行政手続条例の一部改正、2ページにございます第4条関係、滝川市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、3ページ目にございます第5条関係、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第6条関係、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第7条関係、滝川市税条例の一部改正につきましては、いずれも法の全部改正に伴う所要の文言整理を行うものでございます。

1ページ目に戻っていただきまして、第2条関係、滝川市情報公開条例の一部改正、2ページ目にございます第3条関係、滝川市個人情報保護条例の一部改正につきましては、文言整理以外の部分についてご説明を申し上げます。本市の情報公開制度及び個人情報保護制度は、それぞれ滝川市情報公開条例及び滝川市個人情報保護条例により規定されており、不服申し立てへの対応につま

しては基本的に行政不服審査法に委ねられております。情報公開や個人情報保護に限らず、審査請求がなされた場合に行政不服審査法に基づき、原則同項に規定される審理員の指名及び附属機関への諮問、すなわちさきの議案第14号により設置したいとする滝川市行政不服審査会への諮問といったプロセスを経ることが求められます。一方、法では、条例に基づく処分に係る審査請求について条例に定めがある場合、これらのプロセスの適用除外を認めているところでございます。情報公開及び個人情報保護制度においては、滝川市情報公開・個人情報保護審査会が有識者等から成る諮問機関として審理の公平性の確保等において大きな役割を担っているところでございますが、その上さらに行政不服審査法に基づくプロセスを重ねるまでもなく、この2つの制度に関し適用除外の規定を滝川市情報公開条例第13条の2及び滝川市個人情報保護条例第22条の2として追加しております。また、今回の行政不服審査法の改正に伴って行う改正といたしましては、開示請求等の申請に対する処分庁の不作为について滝川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問対象に加えること及び審査請求に対して全部任用とした場合は原則同審査会への諮問を不要とする旨の規定を滝川市情報公開条例第13条第1項及び滝川市個人情報保護条例第22条第1項においてそれぞれ加えているところでございます。

3ページから7ページ目にかけて記載しております第8条関係、滝川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合に行うことができる審査の申し出について、審査庁となる滝川市固定資産評価審査委員会において地方税法の規定に基づく審査の手続等について定めるもので、審査決定の手続について一部行政不服審査法の規定を準用していることから、文言等の整理を行うものでございます。

6ページから7ページにかけて第9条関係、滝川市手数料条例の一部改正につきましては、審査請求人等が審査過程等において処分庁等が提出した書類等の交付を受ける場合の手数料の額を定めるための改正でございます。

附則として、第1項で、この条例は法の施行と同じく平成28年4月1日に施行する旨を記載しており、第2項で経過措置を設けております。

以上、議案第19号の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、地方公務員において人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月に公布され、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されることから、必要な条文の整理を行うため、条例を改正するものでございます。

議案第20号参考資料の新旧対照表1ページをお開きください。職員の分限及び懲戒に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。改正の内容につきましては、改正地方公務員法において勤務成績の評定が削除され、新たに人事評価が規定されますことから、所要の文言整理を行うものでございます。

次に、滝川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、第2条関係でございます。こち

らは、項の繰り上げでございます。

次に、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、第3条関係でございますが、改正内容は、先ほどの第1条関係の説明に加えまして、改正地方公務員法において新たに退職管理が規定されますことから、所要の文言整理を行うものでございます。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第4条関係でございますが、2ページをお開きください。第1条ですが、こちらは項の繰り上げでございます。

第7条及び第7条の2でございますが、改正地方公務員法において職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表について条例で定めることとされ、新たに規定するものでありますが、2ページから4ページにかけての表の中身につきましては、現在規則で定めております級別職務分類表のうち、標準的な職能、職務に関して規定するとともに、等級別基準職務表に規定する職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、引き続き規則により定めたいとするものであります。

4ページの滝川市立高等学校教員等の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件及び定年による退職等に関する条例の一部改正、第5条関係でございますが、こちらは項の繰り上げでございます。

附則でございますが、第1項で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであり、第2項においては、職員の育児休業等に関する条例の一部改正ですので、お目通しをいただきたいと思います。

以上で議案第20号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月22日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、所要の整理を行うため、改正したいとするものでございます。

議案第22号参考資料、新旧対照表をお開きください。改正の内容ですが、年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による傷害厚生年金等が併給される場合の調整率等を0.86から0.88に改正するものであります。

附則であります。第1項で、この条例は平成28年4月1日から施行するものであり、第2項において、経過措置に関する規定を定めておりますので、お目通しを願いたいと思います。

以上で議案第22号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 議案第23号の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第23号 滝川市手数料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

改正する趣旨でございますが、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、申請に係る手数料を定めるため、滝川市手数料条例を改正したいとするものであります。

改正の内容につきましては、参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。今回追加する13の4の項の規定は、建築物省エネ法に基づく事務のうち、本年4月1

日から施行される誘導措置に関する3つの審査事務手数料を（１）、（２）、（３）に示す各号に定めております。

まず、1ページをごらんください。第1号としての（１）は、法第29条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に対する審査手数料で、省エネ性能の向上に資する建築物の新築または増改築等を対象とした認定審査手数料が定められております。中段の同号アにおいては、住戸に対して認定の申し出があった場合の手数料が定められております。さらに、下段の（ア）は、住宅の戸数が1戸の場合で床面積に応じた手数料となっており、aは床面積の合計が200平方メートル以下の場合の手数料で、4万400円であります。また、括弧書きの金額につきましては、民間の調査機関または評価機関で技術的審査を事前に受けた場合の手数料で、6,900円であります。以降、手数料は同様に2種類の金額を定めております。

続いて、2ページをお開きください。（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）については、面積にかかわらず、住宅の戸数に対して手数料が定められております。下段の同号イにおいては、共同住宅の認定の申請があった場合の手数料が定められております。共同住宅の認定手数料は、共同住宅の共用部分の床面積により、（ア）、（イ）の手数料が定められており、上記ア、（ア）から（オ）に基づく住戸を単位とする申請手数料を加えた手数料となります。

3ページをお開きください。中段、同号ウにおいては、住宅以外の用途、例えば店舗や事務所などの認定の申し出があった場合の手数料が定められております。（ア）は、当該エネルギー消費性能の判断基準による申請で、床面積に対して手数料が定められております。

続いて、4ページをお開き願います。（イ）は、（ア）と異なるエネルギー消費性能の判断基準による申請で、床面積に対しては手数料が定められております。中段の第2号としての（２）においては、法第31条第1項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定手数料で、これまで説明しました第1号の認定を受けた後に変更があった場合の手数料が定められております。アにおいては工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合で、以降イ、ウ、エについての手数料は先ほど説明しました第1号同様の区分で手数料が定められております。

7ページをお開き願います。下段、第3号としての（３）においては、法第36条第1項の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請する場合の手数料で、既存建築物等を対象とした認定審査手数料が定められております。アは住宅について、8ページ下段、イは共同住宅について、9ページ下段、ウは店舗や事務所等の住宅以外の用途の建築物について、エネルギー消費性能の判断基準と面積による区分で手数料が定められております。

11ページをお開きください。次に、備考についてご説明いたします。今回の改正に伴い、備考を再編することとし、第5号及び第6号は今回新たに追加した13の4の項の規定に伴う語句を追加したものでございます。

第11項から第15項については、今回新たに追加したいとするもので、説明いたしました13の4の各号に定める手数料の算定方法について、複雑化する建築物の形態に対応するように定めたものでございます。

12ページ中段をごらんいただきたいと思います。第16項、第17項につきましては、旧第1

1 項及び旧第 1 2 項を移動したものでございます。

附則につきましては、この条例の施行期日を平成 2 8 年 4 月 1 日としたいとするものでございます。

以上をもちまして議案第 2 3 号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 議案第 2 4 号の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 議案第 2 4 号 滝川市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在滝川西小学校で工事を進めております給食調理場ですけれども、開西中学校を受配校とします学校給食共同調理場として新たに設置するために本条例を改正したいとするものでございます。

次のページ、議案参考資料をお開き願います。新旧対照表に記載のとおり、これまで学校給食共同調理場としましては江部乙共同調理場と第三小学校共同調理場を設置しておりましたけれども、新たに滝川市学校給食西小学校共同調理場を加えたいとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日を 4 月 1 日としたいとするものでございます。

以上、議案第 2 4 号の説明とさせていただきます。

○議 長 議案第 2 5 号の説明を求めます。教育部次長。

○教育部次長 ただいま上程されました議案第 2 5 号 滝川市水泳プール条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

当該市民プールについて、施設の老朽化、費用対効果、施設の集約化等の視点から、平成 2 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止したいとするものであり、これに伴い、滝川市水泳プール条例を改正したいとするものでございます。

改正内容について新旧対照表に基づき説明申し上げます。新旧対照表をごらんください。第 2 条は、水泳プールの名称及び位置について別表第 1 において規定しているところですが、表から東栄市民プールを削除した上で、表を第 2 条中に移動したものでございます。

第 5 条の 2 及び第 1 4 条第 2 項については、別表第 1 を削除したことに伴い、これまでの別表第 2 を別表としたことによる文言整理でございます。

水泳プールの利用料金設定基準を示す別表については、別表第 2 から別表として文言整理を行った上で、表中の東栄プールの内容を削除したものでございます。

附則で、この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、議案第 2 5 号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長 議案第 2 7 号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第 2 7 号 滝川市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

条例改正の趣旨でございますが、平成 2 8 年 2 月 5 日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備

及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されまして、平成２８年４月１日から施行されます。この条例は、当該省令改正により必要となります地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める等のため、改正したいとするものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表をお開き願います。１ページの目次の改正につきましては、第２章に第３節の２として新たに地域密着型通所介護事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めることに伴う改正でございます。

第１５条の改正につきましては、第６８条の削除並びに地域密着型通所介護事業に関する基準として追加される第６０条の６、第６０条の２８及び第６０条の２９におきまして、この条で規定するサービス担当者会議という文言の定義規定を適用するための改正でございます。

２ページをお開き願います。第３１条及び第５５条の改正は、文言整理でございます。

第６０条の２から２４ページの第６０条の３８までにつきましては、第２章に新たに第３節の２として地域密着型通所介護事業に関する基準を定めるものであります。他のサービスに関する基準と同様に、基本方針や人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などの規定を追加するものでございます。

２４ページをお開き願います。第６６条の改正は、法改正による介護保険法の条項の繰り下げに伴う文言整理でございます。

第６８条及び第６９条の改正につきましては、第８１条においてそれらに相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴い、削除するための改正でございます。

２６ページをお開き願います。第７０条の改正は、第６８条を削除することに伴い、略称規定を移動するための改正でございます。

第７２条の改正は、第７３条を削除することに伴う文言整理でございます。

第７３条の改正は、第８１条においてこの条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴い、削除するための改正でございます。

２７ページをお開き願います。第７４条の改正は、第７６条を削除することに伴う文言整理でございます。

第７５条から２８ページの第７９条の２までの改正につきましては、第８１条においてそれらに相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴い、削除するための改正でございます。

続きまして、２９ページをお開き願います。第８０条の改正は、第２項第５号につきましては第８１条において第７９条の２に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正、第２項第６号につきましては新たに運営推進会議に諮る報告、評価、要望などの記録の整理を義務づけるための条文の追加でございます。

第８１条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

３０ページをお開き願います。第１０６条の改正は、第１０９条においてこの条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴い、削除するための改正でございます。

31ページをお開き願います。第108条の改正は、第109条において第106条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正でございます。

第109条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

第110条の改正は、法改正による介護保険法の条項の繰り下げに伴う文言整理でございます。

32ページをお開き願います。第111条の改正は、文言整理でございます。

第128条の改正は、第129条において第106条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正でございます。

第129条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴いまして読みかえ規定の整理のための改正でございます。

続きまして、33ページをお開き願います。第130条の改正は、法改正による介護保険法の条項の繰り下げに伴う文言整理でございます。

34ページをお開き願います。第149条の改正は、第150条において第106条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正でございます。

第150条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

第152条の改正は、指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される事業所の種類に地域密着型通所介護の事業所を加えるための改正でございます。

35ページをお開き願います。第177条の改正は、第178条において第106条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正でございます。

第178条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

36ページをお開き願います。第190条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

37ページをお開き願います。第191条の改正は、省令の条ずれに伴う文言整理でございます。

第202条の改正は、第203条において第106条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正でございます。

第203条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

38ページをお開き願います。第210条の改正は、法改正による介護保険法の条項の繰り下げに伴う文言整理でございます。

第225条の改正は、第2項第5号につきましては第226条において第79条の2に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正、第2項第6号につきましては新たに運営推進会議に諮る報告、評価、要望などの記録の整理を義務づけるための条文の追加でございます。

39ページをお開き願います。第226条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用す

る条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

第241条の改正は、第243条においてこの条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴い、削除するための改正でございます。

40ページをお開き願います。第242条の改正は、第243条において第241条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正でございます。

第243条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴う読みかえ規定の整理のための改正でございます。

41ページをお開き願います。第261条の改正は、第262条において第241条に相当する条項を地域密着型通所介護事業の基準から準用することに伴う改正でございます。

42ページをお開き願います。262条の改正は、地域密着型通所介護事業の基準から準用する条文の整理及びそれに伴います読みかえ規定の整理のための改正でございます。

最後に、附則につきまして、第1項は、この条例の施行日を平成28年4月1日とするものです。

第2項及び第3項につきましては、通所介護事業者がこの条例の施行日からサテライト型指定小規模多機能型居宅介護の事業などを開始する場合の宿泊室設置の特例に係る経過措置について規定しているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 議案第28号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第28号 滝川市農村環境改善センター条例及び滝川市郷土館条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改善センターにつきましては、平成19年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたところですが、今後ますます期待される江部乙地区に住む人のつながり、美しい自然を生かした市民活動を応援する拠点施設としての機能を改めて再検証するため、屯田兵屋を含め、28年4月から施設の管理運営を市と教育委員会とするため、関係条例の一部について改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表に基づき説明しますので、参考資料の新旧対照表1ページをお開き願います。

初めに、改善センター条例の一部改正についてですが、現行第3条は指定管理者へ管理の代行を定める規定でございましたので、市が行うこととするため、削除するものでございます。

また、現行第3条の2に規定する開館時間及び休館日につきましては、直営化に伴いまして規則で定めることとなるため、削除するものでございます。

2ページをお開き願います。第5条及び第5条の2につきましては、直営化に伴う文言の整理です。

現行第6条に規定する「利用料金」を「使用料」に、指定管理者の廃止により、第6条の2に規定する利用料金の額や納入方法についての市長承認、これが不用となるため、削除するものでございます。

これに伴いまして、現行第6条の3及び第6条の4を文言整理の上、それぞれ第6条の2及び第

6条の3とするものです。

第7条から第12条につきましては、「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「市長」に、「利用者」を「使用者」に、「利用場所」を「使用場所」に改め、文言整理するものでございます。

3ページの現行第13条につきましては、指定管理においてやむを得ない事情がある場合、市長が管理することができる規定ですので、不用となるため、削除するものです。

これに伴い、5ページの現行第14条を第13条とするものです。

5ページの附則第3項、別表第1から別表第4につきましても、所要の文言整理をするものです。

なお、各使用料及び料金区分等については変更はありません。

次に、郷土館条例の一部改正についてですが、7ページをお開き願います。現行第4条は、指定管理者へ管理の代行を定める規定でございましたので、教育委員会が行うこととするため、削除するものでございます。

また、現行第7条に規定する開館時間及び休館日につきましては、直営化に伴い、規則で定めるため、削除するものでございます。

8ページの現行第7条の2につきましては、直営化に伴う文言整理の上、第7条とするものでございます。

現行第14条につきましては、指定管理においてやむを得ない事情がある場合の教育委員会が管理することができる規定でございますので、不用となるため、削除するものです。

これに伴い、現行第15条を第14条とするものでございます。

附則第1項で、施行期日を平成28年4月1日に、第2項で、経過措置としてこの条例の施行前になされた処分、手続その他の行為を改正後の条例によりなされたものとみなすことを規定するものでございます。

以上、議案第28号の提案説明とさせていただきます。

○議 長 議案第29号及び第30号の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第29号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

制定の趣旨でございますが、市が管理を行っている滝川市営住宅及び滝川市特定公共賃貸住宅につきまして地方自治法第244条の2第3項の規定により、平成29年4月から民間活力を活用した指定管理者制度による管理に移行することとするため、滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例を改正したいとするものであります。

各条例の概要でございますが、参考資料により説明させていただきますので、新旧対照表をお開き願います。

まず、滝川市営住宅条例の一部改正についてですが、第2条の17は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として、市営住宅の管理を指定管理者に行わせるものとする旨を定め、第2項として、指定管理者が行う業務を定めております。

第3条から第38条までの改正は、「市長」を「指定管理者」にするなど、指定管理者移行に伴い必要となる文言整理の改正であります。

第39条の2は、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、第1項として、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行うことができる旨を定め、第2項として、これに伴う読みかえを定めております。

続きまして、滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部改正についてですが、第3条の2は、新たに管理の代行等に関する条を加えたいとするもので、第1項として、特定公共賃貸住宅の管理を指定管理者に行わせるものとする旨を定め、第2項として、指定管理者が行う業務を定めております。

第4条から第28条までの改正は、「市長」を「指定管理者」にするなど、指定管理者移行に伴い必要となる文言整理の改正であります。

第29条の2は、新たに市長による管理の条を加えたいとするもので、第1項として、やむを得ない事情がある場合に市長が管理を行うことができる旨を定め、第2項として、これに伴う読みかえを定めております。

施行期日は、平成29年4月1日を予定しております。

以上を述べまして議案第29号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号 滝川市住宅改修の促進に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、平成21年度から平成27年度までの時限条例として制度運用してまいりました滝川市住宅改修支援補助制度が市民の良質な住環境整備とともに地域経済の活性化に寄与してきた観点から、平成28年度も一定の需要が見込まれると想定し、制度を1年間延長したいとするものでございます。

附則第1項におきまして、施行期日を「平成28年3月31日」から「平成29年3月31日」に延長させていただき、附則につきましては、この条例の施行期日を公布の日としたいとするものでございます。

以上、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第31号の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 議案第31号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、扇町地区コミュニティセンターを初めとする10館の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者に管理を行わせるコミュニティセンターの名称、所在地、指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名につきましては、それぞれ議案に記載のとおりでございますので、ご確認をお願いします。

指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第32号、議案第33号、議案第34号及び第35号の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第32号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中地区児童センターでございます。指定管理者となるべき団体は、中地区コミュニティセンター運営委員会、会長、峯村孝氏でございます。指定期間は、平成28年4月1日から3年間でございます。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中央老人福祉センターでございます。指定管理者となるべき団体は、滝川市老人クラブ連合会、会長、泉田千一氏でございます。指定期間は、平成28年4月1日から1年間であります。

以上、説明とさせていただきます。

続きまして、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市三世代交流センター北地区分館でございます。指定管理者となるべき団体は、三世代交流センター北地区分館運営委員会、会長、前池仁氏でございます。指定期間は、平成28年4月1日から3年間でございます。

以上、説明とさせていただきます。

議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市身体障害者福祉センター、滝川市地域ふれあいセンター及び虹のかけ橋公園でございます。指定管理者となるべき団体は、滝川身体障害者福祉協会、会長、谷建夫氏でございます。指定期間は、平成28年4月1日から3年間でございます。

以上、議案第32号から第35号までの説明とさせていただきます。

○議長 議案第36号の説明を求めます。産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいま上程されました議案第36号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設は、滝川市中高齢労働者福祉センターサンライフ滝川であります。指定管理者となるべき団体は、公益社団法人滝川市シルバー人材センター、理事長、宮島忠幸氏であります。指定管理の期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間であります。

以上、議案第３６号の説明とさせていただきます。

○議長 議案第３７号、議案第３８号及び第３９号の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第３７号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

先ほどの第３６号と同様に、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

施設の名称は滝川市東滝川地区転作研修センター、指定管理者となるべき団体の名称は東滝川地区転作研修センター運営委員会、代表者は会長、米田裕紀氏で、指定期間は２８年４月１日から３１年３月３１日までの３年間です。

以上、議案第３７号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３８号、こちらにつきましても先ほどの第３７号と同様に公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

施設の名称は総合交流ターミナルたきかわ、指定管理者となるべき団体の名称は総合交流ターミナルたきかわ管理組合、代表者は組合長、梅野恭正氏です。指定期間は、２８年４月１日から３１年３月３１日までの３年間です。

以上、議案第３８号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第３９号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

こちら先ほどの第３８号と同様に公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

施設の名称は、滝川ふれ愛の里及び池の前水上公園のうち、池の前水上公園パークゴルフ場でございます。指定管理者となるべき団体の名称は株式会社滝川グリーنز、代表者は代表取締役、岩田伸次氏です。指定期間は、議案第１７号で提案させていただいたところですが、平成２８年４月１日から２９年３月３１日までの１年間です。

以上、議案第３９号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 議案第４０号の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 議案第４０号 公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、公の施設の指定管理者の指定を行いたいとするものでございます。

施設の名称は、滝川市コミュニティ防災センターであります。指定管理者となるべき団体は滝川地区広域消防事務組合で、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名は記載のとおりでございます。指定期間は、平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日までの３年間であります。

以上、議案第４０号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 以上をもちまして平成２８年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針、議案第１号から第８号までの各会計予算、議案第９号、議案第１４号、議案第１６号から第２０号まで、議案第２２号から第２５号まで、議案第２７号から第４０号までの説明を終了いたします。

◎散会宣告

○議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

散会 午後 0時11分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成28年第1回滝川市議会定例会（第2日目）

平成28年 3月 3日（木）

午前 9時59分 開 議

午前11時22分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 議案第10号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 3 議案第11号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第12号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第13号 平成27年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第15号 職員の退職管理に関する条例
- 日程第 7 議案第21号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第26号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第41号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 議案第42号 公平委員会委員の選任について
- 日程第11 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 諮問第 1号 平和都市宣言について

○出席議員（18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君

会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	館 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	高 橋 一 昭 君
保 健 福 祉 部 次 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	中 川 啓 一 君
産 業 振 興 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市 立 病 院 事 務 部 長	鈴 木 靖 夫 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君	財 政 課 長	堀 勝 一 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君	次	長	竹 谷 和 徳 君
書 記	平 川 泰 之 君	書	記	村 井 理 君

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 議案第10号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第10号）

○議長 長 日程第2、議案第10号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。千田副市長。

○千田副市長 それでは、ただいま上程されました議案第10号 平成27年度滝川市一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算（第1号）で計上された各施策に対応するための補正のほか、他会計繰出金、各基金の積立金など、年度末を控え、各経費の確定の見込みにより過不足の調整などの補正が主な内容となっております。

1ページをごらんください。第1条第1項で、歳入歳出の総額にそれぞれ2億8,859万4,000円を追加し、予算の総額を216億2,562万2,000円とするものでございます。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところでございます。

第2条、繰越明許費でございますが、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表によるところでございます。

第3条、地方債の補正でございますが、地方債の追加及び変更は、第3表によるところでございます。

2ページから5ページまでは、第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

6ページ、7ページをお開きください。第2表、繰越明許費でございます。平成28年度に繰り越して使用する経費は、国の補正予算（第1号）に対応するための補正としたいとするものですが、事業が年度内に完了しないため繰越明許費としたいとするもので、情報セキュリティ強化対策事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、子ども子育て支援システム改修事業、道営土地改良事業負担金の4事業の総額は2億4,550万9,000円となります。また、3・4・7号鈴蘭通移転補償費につきましては、平成27年度事業として当初予算で計上し、駅前広場の再整備に伴う鈴蘭通の線形改良工事に伴い、必要な事業用地を取得しましたが、支障となる物件等の補償契約を行いましたが、契約期間内に支障物件を移転することができないため、繰越明許費としたいとするもので、繰越額は3,959万7,000円となります。

第3表、地方債補正でございます。まず、追加であります、情報セキュリティ対策事業債、限度額2,250万円の追加につきましては、情報セキュリティ強化対策委託料の財源としたいとするものです。

次に、変更でございますが、駅前広場整備事業債、720万円を減額し、4,050万円、臨時財政対策債、1億2,161万9,000円を増額し、7億2,333万5,000円、道営経営体育成基盤整備事業債、2,860万円を増額し、4,920万円としたいとするものでございます。駅前広場整備事業債につきましては、JR北海道及び事業主体である北海道との協議で工事実施年度から分割で支払う予定であった負担金を駅前広場完成年度に一括して支払うこととし、変更となったことに伴い、減額したいとするものでありまして、臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定に伴うもの、道営経営体育成基盤整備事業債につきましては道営土地改良事業負担金の増に伴うものでございます。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、16ページ、17ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、補正額3,081万1,000円の増額につきましては、情報化推進事務に要する経費の補正でございます。日本年金機構が受けた標的型メールによる攻撃など、新たな脅威への対策として情報セキュリティの強化を実施し、堅牢なネットワークを構築するための環境再構築費用を補正したいとするもので、費用の一部が総務省の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金にて措置されるものでございます。

2款1項4目財産管理費、補正額6,257万5,000円の増額につきましては、庁舎等の維持管理に要する経費112万5,000円の減額につきましては燃料単価の値下がりに伴い、燃料費を減額補正したいとするものでございます。財産取得、管理及び処分に要する経費6,370万円の増額につきましては、各種基金の積立金の補正でございますが、基金利息収入及び寄附金並びに市有地売払収入の見込み額の確定に伴い、昨年度の積み残し分とあわせて補正したいとするものであり、そのうち財政調整基金については今後の財政需要を鑑み、利息収入を含む4,004万2,000円を積み立てたいとするものでございます。また、滝川市土地開発公社から引き継いだニュータウンせせらぎの売払収入については、第三セクター等改革推進債の償還に充てるため、全額を減債基金に積み立てたいとするものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額917万4,000円の増額につきましては、その他戸籍住民基本台帳に要する経費の補正でございます。個人番号カード等の関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構へ支払うための個人番号カード等関連事務交付金と職員の超過勤務手当や郵送料などの事務費を補正したいとするもので、費用の全額が総務省の個人番号カード交付事業費補助金及び事務費補助金にて措置されるものでございます。

3款1項1目社会福祉費、補正額1億8,725万2,000円の増額についてですが、社会福祉対策に要する経費155万5,000円の増額につきましては、基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、昨年度の積み残し分とあわせて社会福祉事業振興基金積立金を増額補正したいとするものでございます。年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に要する経費1億8,569万7,000円の増額につきましては、平成26年度の消費税率の改定に伴い、低所得者が受ける

影響を鑑み、臨時福祉給付金事業を行っておりますが、平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる高齢者に対し、低所得の高齢者向けの給付金として年金生活者等支援臨時福祉給付金を1人当たり3万円給付するためのもので、費用の全額が厚生労働省の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付費補助金及び事務費補助金で措置されるものでございます。

次のページをお開きください。3款1項2目障害者福祉費、補正額1,500万円の増額につきましては、障害者自立支援給付に要する経費の補正でございます。就労移行支援の利用者の増加とあわせ、就労継続支援A型事業所の新設が相次いでおり、それに伴い利用者が増加していることから、訓練等給付費扶助を実績見込みにより増額補正したいとするものでございます。

3款1項3目老人福祉費、補正額3,294万6,000円の減額についてですが、老人措置に要する経費600万円の減額につきましては、施設扶助の実績見込みにより減額補正したいとするものでございます。北海道後期高齢者医療に要する経費2,694万6,000円の減額につきましては、広域連合負担金の確定により減額補正したいとするものでございます。

3款2項2目保育所費、補正額5,396万3,000円の増額につきましては、保育所の運営管理に要する経費の補正で、2点ございます。1点目は、公定価格の改定や入所児童数が当初予算見込みより増加していることから、花月保育所運営費委託料を2,245万9,000円、一の坂保育所運営費委託料1,697万6,000円、江部乙保育所運営費委託料1,415万2,000円をそれぞれ増額したいとするもので、財源としては入所児童数の増による保育料の増のほか、内閣府の保育所運営費及び北海道の保育所運営費で一部が措置されるものでございます。2点目は、平成28年度より改定となる多子世帯やひとり親世帯の保護者負担の軽減措置に対応するため子ども子育て支援システム改修事業を行うため、37万6,000円を増額したいとするもので、費用の2分の1が内閣府の子どものための教育・保育事業費補助金にて措置されるものでございます。

3款4項1目国民年金費、補正額48万6,000円の増額につきましては、国民年金事務に要する経費の補正でございます。平成28年7月より改定となる国民年金保険料減免猶予制度とそれに伴う様式の変更により、国民年金システムの改修を行いたいとするもので、費用の全額が厚生労働省の国民年金事務費交付金で措置されるものでございます。

4款1項4目保健衛生費、補正額92万円の減額ですが、墓地の運営管理に要する経費28万4,000円の増額につきましては、基金利息収入及び墓地管理手数料の見込み額の確定により補正したいとするものでございます。中空知衛生施設組合負担金（滝の川斎苑分）でございますけれども、120万4,000円の減額につきましては、前年度繰越金の確定により減額補正したいとするものでございます。

4款1項5目他会計繰出金、補正額1,193万6,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正でございます。地方交付税の確定に伴い、国民健康保険特別会計については繰入金を増額補正、病院事業会計については減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。4款2項1目じん芥処理費、補正額3,049万5,000円の減額ですが、中空知衛生施設組合負担金（ごみ処理施設分）2,570万9,000円の減額につきましては、前年度の繰越金の確定により減額補正したいとするものでございます。中・北空知廃

棄物処理広域連合負担金 4 7 8 万 6, 0 0 0 円の減額につきましては、売電収入の増額見込みなどに伴い、減額補正したいとするものでございます。

4 款 2 項 2 目し尿処理費、補正額 9 1 0 万 4, 0 0 0 円の減額につきましては、中空知衛生施設組合負担金（衛生センター分）の補正でございます。前年度繰越金の確定により、減額補正したいとするものでございます。

6 款 1 項 4 目農地費、補正額 2, 8 6 2 万 5, 0 0 0 円の増額につきましては、土地改良に要する経費の補正でございます。国の補正予算（第 1 号）で計上された T P P 関連対策により、北海道が実施する土地改良事業費が追加されたことを受け、滝川市の負担金を増額補正したいとするものでございます。

7 款 1 項 1 目商工業振興費、補正額 1, 7 3 6 万円の減額につきましては、中心市街地活性化対策事業に要する経費の補正でございます。栄町 3—3 地区優良建築物等整備事業補助金について、平成 2 7 年度事業の確定に伴い減額補正したいとするもので、これに伴い、財源である社会資本整備総合交付金の減額となるものでございます。

7 款 1 項 3 目丸加高原健康の郷費、補正額 5 0 万円の減額につきましては、丸加高原伝習館等の運営管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の値下がりに伴い、燃料費を減額補正したいとするものでございます。

8 款 4 項 5 目街路事業費、補正額 9 6 1 万 1, 0 0 0 円の減額につきましては、駅前広場整備事業に要する経費の補正でございます。J R 北海道及び事業主体である北海道との協議で工事实施年度から分割して支払う予定であった負担金を駅前広場完成年度に一括で支払うことに変更になったことから、減額したいとするものでございます。

8 款 5 項 1 目住宅管理費、補正額 1, 6 8 8 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。公営住宅建設事業の基幹事業について当初 4 5 パーセントで見込んでいた社会資本整備総合交付金の交付率が 5 0 パーセントに変更して交付されることとなったことから、一般会計が歳入を受け、その全額を公営住宅事業特別会計へ繰り出しするために増額補正したいとするものでございます。

9 款 1 項 1 目消防費、補正額 1, 8 8 2 万 8, 0 0 0 円の減額につきましては、消防活動に要する経費の補正でございます。滝川地区広域消防事務組合負担金について前年度繰越金の精査等により減額補正したいとするものでございます。

次のページをお開きください。1 0 款 2 項小学校費、1 目学校管理費、補正額 4 3 4 万 3, 0 0 0 円の減額につきましては、その他小学校教育の実施及び管理に要する経費の補正で、2 点ございます。1 点目は燃料費についてですが、燃料単価の値下がりに伴い、5 0 0 万円を減額補正したいとするものでございます。2 点目は、滝川第一小学校において障がいのある児童の入学に伴い、使用する教室の出入り口建具改修を行うため、6 5 万 7, 0 0 0 円を増額補正したいとするものでございます。

1 0 款 3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額 3 5 0 万円の減額につきましては、その他中学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の値下がりに伴い、減額補正した

いとするものでございます。

10款4項高等学校費、1目学校管理費、補正額140万円の減額につきましては、その他高等学校教育の実施及び管理に要する経費の補正でございます。これも燃料単価の値下がりに伴い、減額補正したいとするものでございます。

10款6項1目社会教育費、補正額35万円の増額につきましては、青少年健全育成に要する経費5万円の増額及びその他社会教育振興に要する経費30万円の増額の補正でございます。いずれも基金利息収入及び寄附金の見込み額の確定に伴い、青少年健全育成基金積立金及び社会教育事業振興基金積立金を補正したいとするものでございます。

10款6項4目図書館費、補正額88万5,000円の減額につきましては、図書館の運営管理に要する経費の補正でございます。燃料単価の値下がりに伴い、燃料費の減額補正をしたいとするものでございます。

12款1項1目過年度過誤納還付金及び還付加算金、補正額142万6,000円の増額につきましては、平成26年度国庫補助金の事業費の確定に伴う返還金の補正でございます。

以上、歳出合計で2億8,859万4,000円を増額したいとするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、10ページ、11ページをお開きください。11款1項1目地方交付税1億円の増額につきましては、普通交付税の増と他会計繰出金の整理に伴う補正でございます。

13款1項2目民生費負担金以下18款1項8目土木費寄附金までは、いずれも歳出関連でございます。

次のページをお開き願います。19款2項1目基金繰入金3億3,200万円の減額につきましては、減債基金繰入金9,000万円の減額、財政調整基金繰入金2億4,000万円の減額及び施設整備政策基金繰入金200万円の減額でございます。減債基金繰入金及び財政調整基金繰入金につきましては、当初予算で見込んでおりましたが、基金繰入金を取りやめ、基金残高の確保に努めたいとするものでございます。施設整備政策基金繰入金につきましては、歳出関連でございますが、駅前広場整備事業の財源としていたものを取りやめるものでございます。

次のページをお開きください。20款1項1目繰越金5,599万6,000円の増は、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

22款1項1目土木債は、歳出関連でございます。

22款1項3目臨時財政対策債1億2,161万9,000円の増につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う補正でございます。

22款1項4目総務債及び22款1項6目農林業債は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で2億8,859万4,000円を増額となったところでございます。

以上を申し上げまして議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○千田副市長 ちょっと訂正させていただきたいと思います。

4款1項5目他会計繰出金、補正額1, 193万6, 000円の増額については他会計繰出に要する経費の補正のところで、地方交付税の確定に伴い、国民健康保険特別会計については、繰入金というふうに説明させていただきましたが、繰出金を増額補正したいということで訂正させていただきました。大変申しわけございませんでした。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。館内議員。

○館内議員 それでは、歳出、3、民生費、2、児童福祉費の保育所費のことについてお伺いさせていただきます。

保育所の運営管理に要する経費のことについてお伺いさせていただきます。入所増加に伴う運営委託料は、予算よりも何名ふえたのでしょうか。また、3つの保育所については定員280名に対して何名になったかお伺いします。

続いて、今回の直営保育所の二の坂と中央の保育所の予算よりも何名ふえたかということ、また市内の5つの保育所の定員は現在460名になっておりますが、それに対して何名ふえたかお尋ねいたします。

○議長 長 館内議員の質疑に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 おはようございます。今の館内議員のご質疑に対してお答えしたいと存じます。

まず、補正の中で3保育所、事業団のほうで行っていただいている保育所の人数、予算の補正の人数ということなのですが、これは月によってそれぞればらつきがあります。それで、年間の延べ人数を出しまして、それを12で割るような形で、当初予算に比べますと約26名がふえたような形になってございます。

それと、今の入所人員はというご質疑ですが、1月末の事業団での保育所の入所者につきましては294名でございます。1月末でございます。

それと、公設の保育所でございますけれども、こちらにつきましても26名増になっているという計算になってございます。全体では460名の定員でございますけれども、1月末現在では504名の入所者となってございます。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 504名ということで、定員以上の保育所の利用者ということで驚いております。28年の1月現在の滝川市内の年齢別人口を調べさせていただいたのですが、ゼロ歳児から5歳児まで全員で1, 659名いるということで、確かに子供の数は少ないように思うのですが、利用者の数がふえているのかなと私は感じております。実際保育所に勤めていらっしゃる保育士さんの声も聞かせていただいたのですが、共働きとか、本当に母子世帯が多いということも聞いておりますし、そういう中で今の景気の動向もいろいろあると思うのですが、利用率は上がっているのかなと思いますが、その点に関してお尋ねいたします。

(何事か言う声あり)

○館内議員 実際の利用率はいかがでしょうか。全体の1歳児から5歳児までの数が1, 659名

ということで、今現在504名利用しているということで、近年の利用率、全体の人口から見て実際の保育所の利用者の数はどのように移っているか聞きたいのですが。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今回の利用率ということでお話をさせていただきますと、入所者数が504名ということで、1,659人で割り返しますと30.4パーセントになろうかと思います。これを議員さんがご質疑されている年齢別ではどうなのだとということで解してよろしいでしょうか、例えばゼロ歳児だと入所率は20.8パーセントというようなお答えでよろしいですか。答えとしてはそういう答弁になるのですけれども、1歳児ですと32.3パーセント、それと2歳児だと31.0パーセント、3歳児40.4パーセント、4歳児26.1パーセント、5歳児32.2パーセント、全体で30.4パーセントとなっております。

以上でございます。

○議長 長 館内議員。

○館内議員 質疑の仕方が申しわけありませんでした。

昨年と比べてはいかがでしょう。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 今手元に持っている資料でございますけれども、26年3月の数字なのですが、それで487名、その前の年が485名という数字を持っております。昨年の分は今用意しておりませんので、ご了解願いたいと存じます。

以上でございます。

○議長 長 3回で質疑は終わりにしますので、これで終わりです。

清水議員。

○清水議員 私は3点お伺いしたいのですが、まず歳入の8ページ、繰入金が3億3,200万円減額補正されており、その中身が12ページ、13ページで減債繰入金が9,000万円、また財政調整基金の繰入金が2億4,000万円の減と、この歳入の財源内訳では繰入金の減というのは1カ所、20ページの街路事業費で200万円というのが記載されているのですが、あと一般財源がほとんどなのかなというふうに思います。財政調整基金については、5億4,000万円繰り入れをしたと、財政健全化計画の中でこれを減らす努力がされ、いろんな見直しがされ、初年度ですから、初年度というか、まだ始まっていない年度ですよ、そういう中でこれだけの繰入金の減額補正というのが行われたその要因についてお伺いいたします。

2点目は、全体を貫く灯油代の関係なのですが、灯油代の総額として、これは減額補正された部分、あるいはそれには至っていないけれどもという部分もあると思うのですが、総額でどの程度。灯油代でない。燃料費です。燃料費の減額の総額は幾らぐらいというふうに把握されているか、また燃料費については単価契約ということで、毎月2回ぐらいでしたっけ、見積もり合わせやりますよね、そういう点で当初予算では灯油や重油で単価幾らだったものが最も安いときには幾らになったのかということで、単価比較でお伺いいたします。また、この関係で指定管理代行、また普通の委託業務における燃料費の単価が下がった場合、契約上代行負担金や委託費を下げるという契約条

項があるのかについて伺います。

3点目は、17ページ、情報セキュリティ強化対策委託料のうち、国庫支出金で830万円が措置されているわけですが、一方地方債では2,250万円ということで、これについての交付税措置等があるのかどうか伺います。

以上です。

○議長 長 清水議員の質疑に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 まず、繰入金の減額につきましてでございますが、全体の補正予算の中でご説明申し上げておりますけれども、地方交付税の増、それから各一部事務組合等の負担金の減額等によるものでございます。

それから、灯油代につきましてでございますが、全体で合計をいたしますと、小さいものも含めますけれども、約1,300万円ほどの減額を行っておるところでございます。

それから、指定管理の部分につきましてでございますが、20パーセントを超える部分を増についても減についても見るということでございまして、今回は20パーセントを超える部分というのがほとんど金額に影響しないというような状況から、指定管理施設についての補正については行っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長 長 答弁お願いいたします。総務部長。

○総務部長 私のほうから情報セキュリティーの強化対策の関係の交付税の関係についてのご質疑についてお答えをさせていただきたいと思います。

今回の情報化推進事業に要する経費のうち交付税につきましては、補助金、国のほうから見られるものが1,600万円強という部分で、そのうち2分の1が国の補助事業ということで、残りが2分の1という部分になるのですが、約800万円強ということになります。その部分が補正予算債で対応させていただくという形で、この補正予算債につきましては交付税で50パーセント、後年度でバックしてくるという形になりますので、現状2,200万円のうち800万円程度が交付税対象という形になります。

以上です。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 燃料単価の当初予算との単価差ということでございますが、A重油で14円、66円から52円に下がっています。それから、灯油でございますけれども、17円、66.5円から49.5円となっております。

以上でございます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 歳入の繰入金については、一部事務組合の負担金、また交付税増ということでご答弁がありましたが、その内訳がわかれば、今わからなければ後で結構ですけれどもというのが1点です。

それで、その結果、財政調整基金、また減債基金、これの当初の年度末見込みが幾らに対して、

現状というか、この補正後の残高が幾らになるかということでお伺いいたします。

次に、燃料費なのですが、今の単価のご答弁では66円が52円と、2割ということでしょうと66円の2割というと13.2円ですよ、14円ということは2割以上でないかと思うのですが、また灯油も66.5円ですから13.何円なので、今後ろからいろいろ言われておりますが、これも恐らく指定管理も同じ単価でやっていると思うので、非常に微妙なことだというふうに思いますが、結局ぎりぎりだったけれども、2割いかなかったということなのかお伺いをしたいと思います。

最後に、セキュリティ対策なのですが、17ページの情報化推進事務に要する経費については、マイナンバーが導入されて、よりセキュリティを高めるという必要に迫られての実施なのです。こういったところに国は2分の1は面倒見るよと、しかしこのうち1,500万円ほどは滝川市の一般財源で対応しなければならない。こういうことというのは、財政状態がいい自治体も悪い自治体も交付税の不交付団体も交付団体も同様に支払うということで、国のやらなければならないことを地方が負担しているというふうに私には見えるのですが、こういったことがどうなのかと、地方自治体としてどのように考えるのか、お考えを伺いたいと思います。

○議長 長 答弁をお願いいたします。総務部長。

○総務部長 情報セキュリティの関係について私のほうから答弁をさせていただきます。

先に、先ほどの私の答弁の中で若干訂正をさせていただきたいと思いますが、補正予算債については八百数十万円というお話をさせていただきましたが、それは対象額という部分になりまして、実質交付税のバックについてはその2分の1という形になりますので、その点についてまず訂正をさせていただきたいと思います。

今回の清水議員のおっしゃられるとおり、国の制度に基づいてのITといいますか、その修正あるいは改良という部分になりますけれども、これにつきましては国のほうで人口要件等も含めて一定の補助金の積算をされているという部分ですので、これは全国一律でこの部分については補助対象という形になるわけですが、実質この事業を進めていく上において一般財源を持ち出さなければならないというのは、これは事実でございます。議員のおっしゃられるとおり、国の制度改正等に基づいて行うものについては国で負担をすべきではないかというご意見も当然我々も考え方としては持っておりますが、現状制度的にこういう形になっているという部分もありますので、現在昨年からもさまざまこの事業について事業費を補正させていただいておりますが、これについては市長も総務省のほうに要請をしておりますが、交付税の特別交付税の対象として財源を見ていただくように現在も私どもとしては国のほうに働きかけをさせていただいているということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 減債基金の予算残高のご質疑でございますけれども、繰り入れ前の補正前の残高見込みにつきましては1億2,189万9,000円となっております。補正予算後の残高見込みにつきましては2億2,377万3,000円となっております。

続きまして、指定管理施設の燃料費の部分でございますが、2割は単価構成としては超えており

ますけれども、計算上調整後の補正額については金額的には非常に少ない金額になっておりまして、補正をするというようなレベルではないという判断のもとで指定管理施設については補正予算となっております。

以上でございます。

(何事か言う声あり)

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 答弁が二転三転して申しわけございません。

繰入金の内訳の部分のご質疑でございますけれども、先ほど申し上げたように地方交付税の増、それから各一部事務組合の負担金の減でございますけれども、内訳については今手持ちがございませんので、まことに申しわけございませんが、数字について個別にご答弁することができませんので、よろしくお願いいたします。

(何事か言う声あり)

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 何度も申しわけございません。

財政調整基金につきましては、補正予算前の残高見込みが５億４，２００万４，０００円でございます。補正後の残高については、８億２，２０４万７，０００円でございます。

以上です。

○議 長 清水議員。

○清水議員 １点わかりづらい答弁がございましたので、もう一度伺いますけれども、指定管理代行部分については金額が小さいので、補正しなかったというふうに言われたというふうに思うのですが、私がお伺いしたかったのは補正するとかしないとかでなくて、管理代行負担金の金額変更が行われたかどうかということを確認したかったもので、その趣旨でご答弁お願いいたします。

○議 長 総務部次長。

○総務部次長 管理代行負担金の額が油類の変更によって調整されたかどうかということでございますが、これについては調整をされていないということでございます。

以上でございます。

○議 長 それでは、ここで先ほどの館内議員の質疑に対する答弁の訂正がございますので、これを許したいと思います。保健福祉部長。

○保健福祉部長 私先ほど年度末の保育所の入所者数、昨年度の実績は手持ちがないと申しましたけれども、先ほど申ししたのは昨年度の３月末が４８７、もう一年前、２６年３月が４８５でございます。訂正させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は可決されました。

◎日程第3 議案第11号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

○議長 長 日程第3、議案第11号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、議案第11号 平成27年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳出で一般療養給付費の増加見込みに伴う増額補正、後期高齢者支援金の確定に伴う増額補正、共同事業拠出金の確定に伴う減額補正、平成26年度分国庫支出金償還金の確定に伴う増額補正でございます。歳入につきましては、共同事業交付金、共同事業拠出金の確定に伴い、国及び道の負担額が確定したことによります減額補正、歳出関連による補正でございます。

1ページをお開き願います。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,531万7,000円を追加し、予算の総額を58億5,148万円とするものです。

第2項で、補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、4ページ、5ページは歳入歳出補正予算事項別明細書、総括でございますので、お目通しのほどお願いします。

続きまして、補正の内容につきまして事項別明細書により歳出からご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開き願います。2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額4,585万9,000円の増額につきましては、加入者の高齢化などにより1人当たりの保険給付費額が増加していることに伴い、一般の療養給付費の不足が見込まれることから補正したいとするものでございます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、財源調整でございます。

3款1項1目後期高齢者支援金、補正額89万4,000円の増額につきましては、支援金額の確定により補正したいとするものでございます。

7款1項1目高額医療費拠出金、補正額290万5,000円の減額、3目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額1,448万2,000円の減額につきましては、それぞれの拠出金額の確定

により補正したいとするものでございます。

11款1項3目償還金、補正額4,595万1,000円の増額につきましては、平成26年度分の国庫支出金の償還金額が確定したことから、補正したいとするものでございます。内訳につきましては、療養給付費等償還金となっております。

以上、歳出合計で7,531万7,000円の増額となったところです。

続きまして歳入についてご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開き願います。2款1項2目、国庫支出金の高額医療費共同事業負担金、補正額72万6,000円の減額、5款1項1目、道支出金の高額医療費共同事業負担金、補正額72万6,000円の減額につきましては、平成27年度分の高額医療費拠出金の確定によるものでございます。

6款1項1目、共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金、補正額1,060万3,000円の減額、2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額538万1,000円の減額につきましては、それぞれ平成27年度分の交付金の確定によるものでございます。

8款1項1目一般会計繰入金、補正額2,143万3,000円の増額につきましては、保険基盤安定分の確定に伴う増額、財政安定化支援事業分の確定に伴う減額によるものでございます。

2項1目基金繰入金、補正額6,809万9,000円の増額につきましては、保険給付費の財源に充てたいとするものでございます。

9款1項1目繰越金、補正額322万1,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものでございます。

歳入合計で7,531万7,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げ、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は可決されました。

号)

○議長 日程第4、議案第12号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ただいま上程されました議案第12号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、地域住宅計画に基づく社会資本整備総合交付金の交付額変更に係る歳入科目の増減補正をしたいとするものでございます。

1ページをお開き願います。第1条、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるところでございます。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正、5ページは第2表、地方債補正でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

続きまして、補正の内容につきましては事項別明細書によりご説明申し上げますので、8ページ、9ページの歳入をお開き願います。4款1項1目他会計繰入金、補正額1,688万8,000円の増額補正につきましては、先ほどの一般会計の公営住宅繰出金額の補正において説明させていただきましたところでございますが、社会資本整備総合交付金の交付金事業の国費率の変更に伴う増額補正でございます。国費分の増額補正に伴い、7款1項1目市営住宅事業債、補正額1,688万8,000円の減額補正とするものでございます。

国費分の増額、それに伴う市債の減額であり、歳入合計額につきましては8億6,954万7,000円の変更はございません。

以上、議案第12号 平成27年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は可決されました。

◎日程第5 議案第13号 平成27年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長 日程第5、議案第13号 平成27年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 ただいま上程されました議案第13号 平成27年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成27年第3回市議会定例会で補正の議決をいただきました中空知医療連携ネットワーク構築事業について、このたび医療介護総合確保促進法に基づく患者情報共有ネットワーク構築事業補助金の内示を受けたことから、資本的収入の企業債の一部を補助金に財源振りかえを行うための補正でございます。

1ページをお開き願います。第1条は総則です。

第2条は、資本的収入の補正です。平成27年度滝川市病院事業会計予算第4条の表に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正したいとするものです。第1款第1項企業債を1,500万円減額し、補正後6億3,850万円に、第1款第2項に補助金を科目新設し、補正後1,500万円とするものです。

第3条は、企業債の補正です。1,500万円を減額し、補正後の限度額を6億3,850万円にしたいとするものです。

2ページから5ページまでは、補正予算実施計画、キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表です。お目通しをお願いいたします。

6ページをお開きください。資本的収入明細書についてご説明いたします。款及び項については先ほど説明いたしましたので、目以下を説明させていただきます。第1款第1項1目企業債ですが、先ほど申しあげました補助金の内示に伴い、1,500万円を減額し、6億3,850万円に、第2項1目補助金ですが、1,500万円補正し、補正後1,500万円とするものです。

以上、議案第13号 平成27年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は可決されました。

◎日程第6 議案第15号 職員の退職管理に関する条例

○議長 長 日程第6、議案第15号 職員の退職管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第15号 職員の退職管理に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、地方公務員について再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適性を確保するための所要の措置を講ずること等をその内容とする地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月24日に公布され、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されることに伴い、制定をしたいとするものであります。

改正地方公務員法では、職員であった者であって、離職後に営利企業等の地位についている再就職者が職員に対し、職務上の行為をするように、またはしないように依頼等を行うことについては、その影響力の行使により職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねるおそれがあることから、規制することとされたところでございます。具体的には、再就職者は、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、依頼等をしてはならないこと、また再就職者のうち、部長等に離職した日の5年前の日より前についている者は、5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、依頼等をしてはならないこと等とされたところであります。

本条例は、国からの通知に基づき、改正地方公務員法の趣旨を踏まえ、さらに再就職者のうち、課長等に離職した日の5年前の日より前についていた者について部長等と同様の定めをするものであります。

それでは、議案第15号をお開きください。第1条ですが、趣旨でございますので、お目通し願います。

第2条ですが、先ほど説明させていただいたとおり、再就職者のうち、課長等に離職した日の5年前の日より前についていた者は、当該職についていたときに在職していた執行機関の組織等の職員に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならないことを定めるものであります。

附則であります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

◎日程第7 議案第21号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び
滝川市農業振興条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第7、議案第21号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び滝川市農業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第21号 市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例及び滝川市農業振興条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本条例の提案の趣旨でございますが、平成27年9月4日に公布された農業協同組合法等の一部を改正する等の法律において農業委員会等に関する法律及び農地法の一部改正が行われ、一部の規定を除き、本年4月1日から施行されることに伴い、必要となる条文の整理を行うため、これら条例を改正するものであります。

それでは、議案第21号参考資料、新旧対照表1ページをお開きください。市議会等の調査に出頭した者等の費用弁償に関する条例の一部改正、第1条関係でございます。改正の内容ですが、改正法の施行に伴い、所要の文言整理を行うものでございますので、お目通し願います。

次に、滝川市農業振興条例の一部改正、第2条関係でございます。こちらも同様に所要の文言整理を行うほか、字句の整理でございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

2ページをお開きください。附則であります。この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第21号の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

◎日程第8 議案第26号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長 長 日程第8、議案第26号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第26号 滝川市介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

改正の趣旨でございますが、平成26年6月25日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、その一部が平成28年4月1日から施行されます。この条例は、当該法改正により必要となる条文の整理を行うため、滝川市介護保険条例を改正したいとするものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。第4条の3の2第1項中に引用されております介護保険法の条項の繰り下げに伴う文言整理でございまして、第8条第24項という条項を第8条第25項に改める改正でございます。

附則でございますが、この条例の施行期日を平成28年4月1日にしたいとするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第２６号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第２６号は可決されました。

◎日程第９ 議案第４１号 教育委員会委員の任命について

○議長 長 日程第９、議案第４１号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第４１号 教育委員会委員の任命について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市教育委員会委員、野地和英氏が平成２８年５月２３日で任期が満了となります。このため、後任として蜂矢忠昭氏を任命したいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

蜂矢忠昭氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第４１号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第１０ 議案第４２号 公平委員会委員の選任について

○議長 長 日程第１０、議案第４２号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 ただいま上程されました議案第４２号 公平委員会委員の選任について提案理由のご

説明を申し上げます。

滝川市ほか6組合公平委員会委員、小出孝氏が平成28年3月31日で任期が満了となります。このため、後任として森井智江氏を選任いたしたいと存じますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

森井智江氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第11 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長 日程第11、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由のご説明を申し上げます。

滝川市固定資産評価審査委員会委員、好川章氏が平成28年6月14日で任期が満了となります。このため、後任として白木正博氏を選任いたしたいと存じますので、地方税法第423条第3項の規定により本議会の同意を求めるものでございます。

白木正博氏の略歴書につきましてはお手元に印刷配付のとおりでございますので、ご一読いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本案については、これに同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎日程第12 諮問第1号 平和都市宣言について

○議 長 日程第12、諮問第1号 平和都市宣言についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいまのこの平和都市宣言につきましては、昨年3月の第1回市議会定例会本会議において窪之内前市議よりご質問いただいた際、宣言に向け取り組んでいきたいとお答えをいたしました。また、昨年12月の第4回市議会定例会本会議では、木下議員より宣言実施に向けた進捗状況に対するご質問をいただき、今回の平成28年第1回市議会定例会本会議で提案させていただくことをお答えし、本日に至っております。

近年の世界各地における紛争やテロの頻発、また日本の近隣諸国では北朝鮮による核実験やロケット打ち上げと称するミサイル発射事件など、平和を脅かす不安な出来事が幾つも見受けられます。平和都市宣言の実施につきましては、全国の自治体の宣言率が90パーセントを超え、道内では約60パーセントでございます。既に宣言を実施している自治体の多くでは、核兵器の廃絶のみに特化した宣言文が多く見受けられます。しかし、昨今の世界情勢では、民族間や地域間の紛争、情勢の不安定な国の内戦、IS等のテロリスト集団から諸外国に対する終わりの見えないテロ行為といったさまざまな争いが頻発しております。滝川市では、北海道内の中でも国際交流を率先して進めてきた実績があり、さまざまな国や地域から多種多様な方々が数多く訪れていただいております。国や地域、民族、宗教、文化、歴史、思想、習慣などそれぞれ違う人々が集まるということは、まずその違いを見きわめ、理解しなければなりません。そして、違うところや共通するところを発見し、共有しながら交流を継続していく、その積み重ねがお互いを知ることとなり、信頼を築いていくことにつながります。全国の既宣言自治体に対して後発となる滝川市の平和都市宣言文は、核兵器の廃絶はもとより、全ての争いのない平和な世界の実現と滝川市の美しい自然や代々受け継がれてきた文化や伝統といった滝川市の財産をこれからの未来を担っていく子供たちへしっかり引き継いでいくため、滝川市ならではの宣言文としたところであります。

本宣言文を滝川市議会へ諮問させていただきますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議 長 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 平和都市宣言については、過日の議会運営委員会において確認したとおり、本会議における質疑を省略し、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、総務文教常任委員会に付託をいたします。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、3月4日から3月9日までの6日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時22分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成28年第1回滝川市議会定例会（第9日目）

平成28年 3月10日（木）

午前10時00分 開 議

午後 3時50分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 議案の訂正について（議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について）

日程第 3 平成28年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○出席議員 （18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	舘 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	舘 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	高 橋 一 昭 君
保 健 福 祉 部 次 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	中 川 啓 一 君
産 業 振 興 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市 立 病 院 事 務 部 長	鈴 木 靖 夫 君
市 立 病 院 事 務 部 次 長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君	財 政 課 長	堀 勝 一 君

○本会議事務従事者

事務局 長 菊井 弘志 君
書 記 平川 泰之 君

次
書

長 竹谷 和徳 君
記 村井 理 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は、18 名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第 2 議案の訂正について（議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について）

○議長 長 日程第 2、議案の訂正について（議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定について）を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 お許しをいただきましたので、議案訂正の説明をさせていただきます。

3 月 2 日の本会議に上程され、提案理由の説明をさせていただきました議案第 39 号、ふれ愛の里及び池の前水上公園の一部に係る公の施設の指定管理者の指定についてでございますが、指定管理を行わせる公の施設である滝川ふれ愛の里につきましては、その施設の一部である地ビール製造施設を平成 26 年 11 月 1 日から 3 年間、大雪地ビール株式会社を指定管理者として指定管理を行っていることから、本議案におきましては滝川ふれ愛の里について地ビール製造施設を除く旨の記載をすべきところをこの記載が漏れておりました。大変申しわけございませんでした。

以上、議案訂正についてご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長 長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案の訂正については、承認することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号 公の施設の指定管理者の指定についての議案の訂正については、承認することに決定いたしました。

これより訂正をいたしました議案を配付いたします。

◎日程第 3 平成 28 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第 3、これより平成 28 年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問の時間は再質問を含めて 45 分以内の持ち時間制により演壇において行っていただく

ことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

○関藤議員 おはようございます。そして、数多くの傍聴に来られている市民の皆様、ご苦労さまです。会派清新の関藤龍也でございます。2月、毎日のように降り続いた雪もこの3月に入りまして穏やかな天気が続いております。きょうも天気が大変よく、私どもの質問に対してもすかつとすのご答弁をお願いいたします。

それでは、前田市政2期2年目の市政運営について、会派清新を代表しまして、滝川市市政執行方針並びに教育行政執行方針に対し、代表質問をさせていただきます。

◎1、市政運営の基本的な考え方

1、行政運営の姿勢について

2、滝川市の人口ビジョンについて

我が国日本における過去半世紀を振り返りますと、経済においてはバブル経済を経験し、その崩壊とともに長いデフレ経済へ突入いたしました。戦後世界に類を見ない急速な経済発展を遂げてきた日本国は、人口増のピークを終え、少子高齢化が続き、今後8,000万人まで減少していくと想定されております。このような現状の中で、地方自治体の運営はますます厳しさを増し、消滅の危機にあるとさえ言われ、国もこれといった決め手施策を打ち出せず、地方創生という自治体任せのような施策を進めようとしております。これからの自治体を維持し、住民の生活を守るには国任せ、国頼みだけではなく、自治体独自の施策を住民とともに打ち出し、一体となって取り組むことが必要なのではないのでしょうか。市長は、30年後の滝川市の見通しを安定的な市政運営と財政健全化、そして滝川市の展望と課題を一度見直し、市政運営に当たると言っておられます。

そこで、滝川市の市政執行方針並びに教育行政執行方針について、以下市長の市政運営に対する基本的な市政について、元気な産業と活力あるまちづくりについて、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりについて、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて、効率的な行政によるまちづくりについて、最後に教育行政についてお尋ねいたします。

初めに、市政運営の基本的な考え方として、市長の行政運営姿勢についてお尋ねいたします。市長は、ことしの展望をあらわす言葉として「気」という文字に思いを込められました。そして、市長は「気」に対する思いをいろいろな場所で市民に向け発信され、厳しい財源の中で市民の安全、安心を守り、市民サービスに応えるため努力されていることに敬意を表するところですが、私は市の発展のために行政と市民が一丸となって新たな挑戦をすることも必要ではないかと思います。失敗を恐れず、市の発展のために、やる気、本気、勇気を持って行政運営に臨んでいただきたいのですが、市長の思いを改めてお伺いいたします。

次に、滝川市の人口ビジョンについてお伺いいたします。滝川市人口ビジョンでは、滝川市の人口推移が示され、平成32年度には滝川市の総人口は3万2,000人まで減少し、高齢化が一層

進むと見通されており、あらゆる分野で自治体を維持していくことが難しくなります。国、道の人口減少と地域経済縮小に対する基本計画が示されました。本市においても滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略において人口減少を大幅に抑えることを目的とした施策が示されました。しかし、国、道の計画と同様に一つ一つの施策に対する具体的な実行案が示されているようには思えません。施策に対する具体案があれば、お示しいただきたい。

また、日本の人口がどんどん減少していく中で、各自治体で示されている対応策はどこを見ても同じようなものです。本市において、以前から私がご提案している外国人を積極的に受け入れるお考えはないのか再度お伺いいたします。外国人の受け入れに関して、私が視察した自治体において地方創生総合戦略に外国人就学特区を盛り込んでおり、既に数年前から受け入れを地元の学校と共同で進めており、現在300名ほどの生徒を受け入れております。本市においても國學院大學北海道短期大学部と共同で実施することができないのか、お考えをお伺いいたします。

◎2、元気な産業と活力あるまちづくり

1、持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立について

次に、元気な産業と活力あるまちづくりについて、持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立についてお尋ねいたします。本市においては、農業を起点とし、地域産業の取り組みを推進するとしており、食品製造業の誘致や6次産業の育成を進めるとしておりますが、今までの成果と今後の取り組みの方針をお伺いいたします。

農業振興においては、新規就業者、農業後継者、農業生産法人の育成を推進するために国の助成制度や市単独の助成を行い、就農に向けた支援を行っておりますが、今後の見込みについてお尋ねいたします。

本市においては基幹産業を農業と位置づけておりますが、本市の農業就業人口は就労者人口全体から見ると5パーセントを切っており、さらに減少の一途をたどっております。このような現状の中で本市の基幹産業は農業と言えるのか、お考えをお伺いいたします。そして、農業振興のため、現農業就労者に対しどのような自助努力を求められているのかお伺いいたします。

私は、滝川市の将来を考えたとき、新たな産業にも目を向け、雇用が生まれる新規産業の創設、誘致も積極的に視野に入れ、検討すべきと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。

市長は、地域産業の活性化を図るため、力強い産業の育成を強化するとしておりますが、新たな産業を見出していくための情報収集を行っておられるのか、また行っているのであれば、どのような手段で行っているのかお伺いいたします。

◎3、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり

1、地域おこし協力隊について

次に、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくりを進めるために活用している地域おこし協力隊についてお尋ねいたします。当市の産業活性化と後継者の育成を目的とし、地域おこし協力隊制度を活用しておりますが、どのような基準で採用されているのかお伺いいたします。

また、採用された協力隊の任期は3年ですが、任期終了後においても本市の活性化のために継続就労していただける人材を確保しているのかお伺いいたします。

さらに、今年度は新規就農者確保とリンゴ栽培技術の継承に地域おこし協力隊を活用されるようですが、外から見ると人手不足を補うために協力隊を活用しているようにも見えますが、中身のあ
るものになっていくのかお伺いいたします。

◎4、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

1、地域福祉・自立支援の充実について

2、安心して暮らせる保健・医療環境の充実について

次に、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて、地域福祉・自立支援の充実についてお尋ねします。先進国と言われる国において、日本の認知症対策はおくれているのが現状です。筑波大学の研究報告によると、現在500万人ほどの認知症患者は10年後750万人まで増加すると想定されていることから、国は認知症対策を国家戦略として進める施策を打ち出しました。本市における認知症に関するサービスの提示とはどのようなことを行うのか、また認知症ケアパスとはどのようなもので、普及することでどのような効果を狙っておられるのかお伺いいたします。

また、高齢者世帯への日常生活支援総合事業の多様なサービスの創設については、どのようなサービス内容を検討されているのかお伺いいたします。

次に、市民が安心して暮らせる保健・医療環境の充実についてお尋ねいたします。市民の安全、安心を守る滝川市立病院の経営状況が大変な状況になっていることが報道され、市民は大きな不安を抱いております。収益を大きく左右する入院、外来の患者数の減少原因を特定することは難しいとのことですが、平成27年度の12月現在では3億9,000万円超の収支不足であり、次年度においては抜本的な経営改善が必要と考えます。厚生常任委員会での報告では、既に設置された地域包括ケア病棟の本格的な稼働、医師の増員や眼科医師の常勤化など具体策について検討や実施がされておりますが、患者の大幅減少に対する決定的な経営改善策となるのか疑問です。新年度に向けて、経営管理も含めた新たな組織改革や前例を踏襲しない新しい視点での市立病院運営方針を示すべきと考えますが、お考えをお伺いいたします。

民間病院などでは毎月のデータを分析し、経営に生かしていると聞いております。上半期中に策定される滝川市立病院改革ではどのような改革を考えておられるのか、現時点でのお考えをお伺いいたします。

今後さらに人口減少が続くとなれば、病院経営はさらに悪化し、自治体で維持できなくなること
も想定されます。今やらなければならないことは、必要なものとそうでないものを見きわめる必要
があると思います。必要なものとして市民が安心できる医師、看護師の患者への接遇対応がありま
すが、このことについての市民評価をどのように受けとめられているのかお伺いいたします。

◎5、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

1、滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについて

次に、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりとして、滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについてお尋ねします。本市で子育てをしたいと思われる環境づくりにおいてさまざまな支援策を講じられておりますが、ほとんどがどこの自治体でも実施されている内容に思われます。市長は、当初給食費の無償化を公約に挙げておりましたが、財政的に厳しく、今のところは断念されております。しかし、現実的に多子家庭では毎月の負担が大きく、厳しい生活を強いられております。そこで、例えば3子以上の子育てをされている家庭においては水道料の割引、住民税の減額等の措置は講じられないのかお伺いいたします。

◎ 6、効率的な行政によるまちづくりについて

1、事務等の効率化について

次に、効率的な行政を進めるための事務等の効率化についてお尋ねします。本市の職員は有能な人材が多く、その職務に日々努力されていることに敬意を表します。しかし、これからの財政健全化に向け、事務事業の見直し、効率的な事務事業の遂行を進めていく必要があることから、職員の意識改革が必要ではないでしょうか。公務員の業務に対する意識と民間人の意識には大きな温度差があるのも事実ではないでしょうか。そこで、職員が効率的な業務遂行をなしているか否か、その勤務評価と人事評価を行うことは必要であると考えますが、現時点での調査で国が示している人事評価の制度において実施している自治体の割合は都道府県で8割程度、政令都市ではほぼ10割、しかし市区町村では3割強となっており、地方自治体においてはこの制度はなじまないのではないかと思います。本市における人事評価制度はどのように行われていくのかお伺いいたします。

効率的な事務事業を進めるに当たっては、そこで業務を遂行する人の意識が重要だと考えますが、お考えをお伺いいたします。

◎ 7、教育行政

1、基本方針について

2、学校教育について

3、教育環境の充実について

次に、教育行政についてお伺いいたします。教育の基本方針として、初めに幼少期から義務教育課程までの教育行政についてお尋ねいたします。教育行政基本方針として知、徳、体のバランスのとれた教育を目指しておりますが、これらの根本をなす心の教育を育てなければなりません。本市においては、道徳教育として北海道教育委員会から開西中学校が指定を受け、実践研究等を行ってきたと思いますが、今後の研究方針についてお尋ねいたします。

学校現場における道徳教育については、私は道徳教育、すなわち心の教育の主体は家庭教育にあり、学校現場にその責任を求めるには無理があると思っております。目に見えない子供たちの心の教育の責任は私たち大人社会にあり、それを見守るのが家庭なのではないでしょうか。学校現場に求めるとすれば、生徒一人一人の言動に対し目配り、気配り、心配りをし、見守ることであり、学校外で起きる社会的な問題を学校にその責任を問うには無理があると考えております。教育行政に

おける責任体制の明確化と道徳教育に対する教育長のお考えをお伺いいたします。

道徳教育の研究は進められているようですが、家庭教育の研究もあわせて進め、家庭教育支援事業を行うべきと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

また、本市独自の道徳教育推進事業の具体的な事業内容についてお伺いいたします。

そこで、学校教育と家庭教育の役割について保護者の方々に理解をしていただかなければなりません。例えば保護者全員が学校に出向いていただく機会は、入学式、卒業式です。この機会に保護者に対し講演会、勉強会等を実施してはいかがでしょうか、お考えをお伺いいたします。

次に、教育環境の充実についてお尋ねいたします。社会情勢が急激に変化していく中で教育環境も大きく変化し、社会で生きていく上で必要な学力を身につけさせることが求められます。本市の高等教育は、道内でも恵まれた環境にある地域と言えるでしょう。しかし、今後さらに進む少子化を考えたとき、高等学校の間口減は避けられません。以前にも質問させていただきました今後の高等学校のあり方について、高等学校の学科の見直しも視野に入れて検討しなければならないとのことご答弁をいただきました。日本社会は、今後人口減が進み、生産者人口の問題が深刻化していくと想定されます。社会が必要とする人材育成、教育は日本社会の課題でもあることから、社会が必要とする人材育成の基礎教育をする新たな高等教育環境を整備していくことに対してのお考えをお伺いいたします。

29年度から教育の振興と推進に具体的な施策として滝川市教育推進計画を策定するとしておりますが、現段階での構想があれば、お伺いいたします。

以上を申し上げまして会派清新の代表質問とさせていただきます。

(何事か言う声あり)

○関藤議員 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

滝川市人口ビジョンでは滝川市の人口推移が示され、平成32年度と申し上げましたが、平成52年度の誤りです。失礼いたしました。

○議長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、会派清新、関藤議員からの代表質問に順次お答えをさせていただきます。

私は、ことし1年の展望をあらわす言葉として「気」という一文字を掲げました。「気」はいろいろな意味で使われています。活動のもとになる気力をあらわす元気、意気込みをあらわす言葉としての覇気など、前向きな例として使われる言葉も数多くある一方、気力に欠ける弱気、病をあらわす病気など、「気」という言葉は心の持ち方の問題であり、心の置きどころをどこに持つかが重要であると考えております。ことしの仕事始めの式の際、私から職員に対しまして常に前向きな姿勢で仕事に取り組んでいただきたい、その思いを込めた一文字ですと伝えました。滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進はもちろんですが、中心市街地の再生、子育て支援の充実や教育のマチたきかわの実現など、さまざまな課題に直面しており、未来への展望を切り開いていかなければなりません。従来のやり方にとらわれず、常にアンテナを高くして情報収集に努め、オール滝川でやる気、本気、勇気を持って果敢に取り組んでいく覚悟ですので、ご理解をお願いいたします。

次に、滝川の人口ビジョンについてでございます。滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の具体案についてのご質問ですが、2月17日に北海道が公表した平成27年国勢調査の速報値によりますと、本市は平成22年からの人口減少率が4.5パーセントとなり、中空知管内の市町では最も低い減少率でありました。また、国立社会保障・人口問題研究所の平成27年時点の推計値よりも人口が335人上回っており、これまでの地道な政策の積み重ねがこうした結果につながっているものと推察しています。総合戦略では、3つの基本目標に基づいて、それぞれの施策、事業概要、重要業績評価指標、いわゆるKPIを記載しておりますが、総合戦略の推進に当たっては、各事業のKPIを達成するために5カ年計画の中で適切な実施のタイミングや財源対策なども加味しながら、より効果的な事業を構築する必要があると考えています。重点プロジェクトを初め、早期着手が可能なものについては順次具体化して取り組みを進めているところであり、就業・移住ナビ事業や冬のしごとづくり事業等については国の地方創生加速化交付金の活用を想定して準備を進めているところです。そのほかにも、滝川産業支援相談窓口、TAKI-Biz事業や観光ガイドアプリの活用、産業創出促進助成事業、大学連携による人材還流促進事業、これは國學院大學北海道短期大学部の奨学金となっております。など継続事業を含めまして28年度に具体的に実施をする考えでございますので、ご理解をお願いいたします。

次に、外国人の受け入れについてでございますが、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、地域産業の育成、支援の観点から、外国人人材活用の推進を記載しており、市内企業などの人材不足解消のため、地方創生特区の活用や外国人人材に対する日本語教育支援を想定するなど、外国人人材の積極的な導入を目指しています。今年度は、市内を含む中空知地域の企業等を対象に就業実態などのヒアリング、約20社でございますけれども、行い、企業にとっての雇用の課題などを整理しているところであり、引き続き実態の把握に努め、外国人の就業等を含めた対応策を検討してまいりたいと考えています。また、あわせまして、外国人技能実習制度につきましては、国際研修協力機構、JITCOといいますが、の制度や地方創生特区の活用など、企業などの課題を踏まえ、有効な対応策についても検討してまいりたいと考えております。

次に、外国人の受け入れについての引き続いてのご質問でございますけれども、外国人の就学につきましては、東川町の事例ではこれまで16カ国、1,300名を超える外国人が日本語研修を受講し、町立の日本語学校が昨年10月に開校するなど、大変参考になる取り組みだと考えております。また、これまでの地方創生のタウンミーティングや企業ヒアリングを通じて、企業などが外国人人材を導入する上で、日本語を習得する場が近隣にあると導入の促進が図られる可能性があると感じているところです。國學院大學北海道短期大学部では、日本語を学ぶために訪れるタイの小中学生を3月下旬から約1カ月間、昨年度に引き続いてモンゴルからの短期留学生を1名、また体制が整えば國學院大學と合同で台湾からの留学生を受け入れるほか、28年度にはベトナムからの留学生の受け入れを検討する予定であると伺っております。大々的に研修生などを受け入れる際には、短大部のみならず、市全体として受け入れ態勢や周辺環境の整備が求められるところであり、短大部とも十分に情報交換を行いながら、今後の外国人人材導入に向けた方策などについて引き続き検討してまいります。

次に、大きな2件目、1項目めの農業の問題についてでございます。これまでもご同様の質問にお答えをさせていただきましたが、食品製造業の誘致につきましては本市の農業を生かす意味からも重要なテーマとして取り組んでおります。しかしながら、工場の立地については一朝一夕に決まるものではなく、まずは地域で生産される原料の取引から始め、ご縁が深まった先に誘致実現が見えてくるものと考えております。これまでと同様に地道な企業訪問と事業提案を継続する中で、誘致活動に取り組んでまいります。一方、6次産業化の育成につきましては、リンゴの発泡酒が好事例であり、市内の農業者や地元企業とのマッチングも視野に入れ、引き続き6次産業化を推進してまいります。また、市内事業者による6次産業化については、昨年サツマイモを生産している農業者とお菓子屋さんが連携して、国の農商工連携事業の認定を受けたところであり、今後も地域の農畜産物を原料とする商品開発や農商工連携に対してさまざまな支援制度の活用などを通じて事業化の芽を小さなところから育てるスタンスで取り組んでまいります。

次に、農業振興についての今後の見込み等についてでございますが、さきに公表されました2015年農林業センサスの概数値において、全国的に既存農家の高齢化の進行や後継者不足により農家戸数がさらに減少していることが示されました。市町村ごとの結果は今後公表される予定ですが、当市において高齢農家の離農による戸数の減少に伴い、担い手への農地集積により1戸当たりの経営耕地面積の増加がさらに進んでいるものと見込んでおります。このような状況において、後継者のいない農家の経営を引き継ぐ第三者経営継承、いわゆるリレー方式を含めました新規就農者の確保、育成、農業塾を柱とした生産技術や経営管理能力を養ってもらう場の提供による後継者支援、規模拡大によるコスト低減や雇用の受け皿など、地域の中心的な経営体としての役割も期待できる農業生産法人の育成を農業施策の3本柱として、今後も引き続き関係機関と連携を図りながら持続可能な生産体制の確立を図ってまいります。

次に、3番目の農業が基幹産業とは言えないのではというお話と振興のための自助努力というご質問でございます。本市の農業就業人口は年々減少傾向にあり、就業者数全体に占める割合も決して高くはありません。しかし、農業経営の法人化や農業関連企業の参入により、新たな雇用の拡大や特産品の開発など、農業から発展する産業には大きな可能性があります。本市には約5,000ヘクタールの農地があり、農産物の生産はもちろんのこと、美しい農村景観を生み出し、菜の花まつりは滝川を代表するイベントの一つになっています。また、田植えや収穫体験などの教育の場としての機能など、農業が持つ多面的な機能は多くの市民に恩恵を与えるものであり、本市の貴重な財産であると考え、新たな可能性を秘めた農業は本市の基幹産業ではないかと考えております。農家自身に求められているものは、品質の高い安全な農産物を低コストで生産し、価格競争力をつけることですが、現在滝川市の農家においても化学肥料や化学合成農薬を低減する安全、安心な農産物の生産、生産コストの低減を図るための米の直播技術の導入、さらにはエゴマなど新規需要作物の栽培など、さまざまな取り組みの努力がなされています。しかしながら、農産物の生産が天候に左右され、収量、価格が不安定な面があり、さらにはT P Pなど農業を取り巻く情勢についても先行きが不透明な状況にあります。市としては、今後も国の経営所得安定対策や基盤整備事業などを着実に推進するとともに、さまざまな制度を活用して農家に対する支援を行い、農業振興を図って

まいりたいと考えております。

続きまして、新規産業の誘致でございます。これまで鈴木副市長を中心に積極的な情報収集と企業訪問活動を行うとともに、本市が持つ地域資源を活用できる企業への働きかけなど、食品製造業などの企業誘致に努めてまいりました。また、地元企業の新分野進出、企業化など、産業振興や雇用創出につながる新たな事業への支援を行う産業創出促進助成金制度を創設するとともに、ワンストップ型の支援窓口を設置し、地域産業の活性化を図ってきたところであります。今後とも、鈴木副市長が4年間で築き上げたネットワークを活用しながら、積極的な企業訪問活動を行うとともに、産業支援相談窓口、TAKI-Biz事業による市内事業者の事業拡大や企業化などの支援を行い、地域産業の振興を図ってまいります。雇用が生まれる新規産業の誘致としては、企業名を申し上げることにはできませんが、流通関連企業1社及び農業関連企業1社から当市への進出のお話をいただいております、誘致実現に向け交渉を重ねております。

次に、情報収集についてでございます。力強い産業を育成、強化するためには情報収集が極めて重要と認識しております。今までにも新たな産業の情報収集については、鈴木副市長のネットワークや職員派遣を実施している新日本スーパーマーケット協会、さらには今まで築き上げてきた人脈などからの情報をもとに食品関連やエネルギー関連企業など、4年間で約250回訪問してきたところであります。その結果、夕張ツムラの誘致や米の販路拡大、さらにはメガソーラーの誘致が実現されたところであります。先ほども答弁させていただきましたが、今後も鈴木副市長が4年間で築き上げたネットワークを活用しながら積極的な企業訪問活動を行い、地域産業の進行を図ってまいります。

次に、大きな3件目、1項目の地域おこし協力隊でございます。その採用基準でございますが、当市における地域おこし協力隊は、3大都市圏または政令指定都市の住民を受け入れて委嘱し、地域活動の支援や産業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせて定住、定着を図りながら地域の活性化につなげるという総務省の推進する事業であります。観光部門では、食による観光客誘致、江部乙地区の魅力づくりや自然体験プログラムの企画及び実施などによる観光振興による経済効果を充実させるため、地域外の人材を積極的に受け入れ、新たな展開による地域活性化を期待し、地域おこし協力隊を導入しました。採用基準は、基本的能力、経験やノウハウなどを観光振興に活用できるかどうか、任期終了後の定住の可能性などを考慮し、総合的に判断する中で採用いたしました。採用された観光部門の2名は、戦略的な情報発信や新しい自然体験プログラムの開発など、地域の魅力の創出とPRにおいて力を発揮しており、研修を重ね、専門的スキルを高めながら、自治体職員ではまねのできない分野で活動しております。地域おこし協力隊としての任期は残り1年となりましたが、ますます彼らの活動に期待をいたしております。

次に、任期満了後においても本市に継続就労していただけるかというご質問でございますが、観光部門の地域おこし協力隊については選考の時点で任期終了後の定住の可能性を採用の判断材料に含めて採用しました。また、観光部門では合同会社北海道観光まちづくりセンターに採用後の地域おこし協力隊の指導、研修やフォローを業務委託しており、任期終了後の就労の場をどのように展開し、確保するのか、事業化や創業などの場合においても具体的な行動計画の作成など、総合的に

フォローできる体制を整えております。平成28年度で任期終了を迎える観光部門の2名は、任期終了後も地域活動の継続を考えており、定住するための準備を既に始動しているところでありますので、活動へのご理解とご支援についてをよろしくお願いいたします。

さて、3番目に人手不足を補うためではないかというご質問でございますが、本市の農業の課題であります農家戸数の減少や高齢化による担い手不足、その課題解決の一つとして地域おこし協力隊の制度を活用し、新規就農者の確保やリンゴの栽培技術の継承と加工品などの商品開発に取り組みたいとするものです。また、リンゴの栽培技術の継承については、「日本で最も美しい村」連合の加盟要件の一つである地域資源となった防風林に囲まれたリンゴ畑の景観維持にもつながればと考えております。協力隊員の受け入れ後は、相談窓口の設置や地域との交流の機会の確保、活動に対する研修会の実施なども検討しており、JAや普及センターなど関係機関とも連携して、就農に向けた支援を行い、任期が終了した後は地域の担い手となり、定住並びに地域振興につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。なお、滝川ふれ愛の里における地ビール事業では、専門性の高い技術を持った人材にお越しいただき、地ビールの醸造に従事していただいているところであり、こうした好事例に倣い、協力隊制度を活用してまいります。

次に、大きな4件目の1項目め、福祉、自立支援の中で今後の認知症ケアパス等、そのサービスの提示についてのご質問でございますが、認知症ケアパスとは認知症の方とその家族に生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療、介護サービスを受けることができるのか、滝川市における具体的な機関名やケア内容等を記載するガイドブックのことであります。認知症ケアパスが普及することで、認知症と疑われる症状が発生した場合に医療や介護サービスへのアクセス方法がわかります。また、どのような支援を受けることができるのかを早目に理解することができ、その後の生活に対する安心感につながると考えています。今後ますます増加すると見込まれる認知症の方を支えていく一つのツールとして、医療、介護、福祉の関係機関にとどまらず、市民の皆様に積極的に普及啓発してまいります。

次に、日常生活支援総合事業の多様なサービスの創設についてでございますが、介護予防日常生活支援総合事業においては、従前の介護予防訪問介護や介護予防通所介護に相当するサービスのほかに、それぞれの地域の実情に応じた多様なサービスを行うことが可能となっております。滝川市におきましては、国の事例紹介や先進地の事例なども参考として、介護予防の訪問介護、通所介護に相当するサービスや温泉教室といった既存のサービスをまず移行し、多様なサービスについては28年度において29年度からの実施を目指し、検討することとしているところであり、現時点において申し上げるような具体的なサービスのイメージはまだございませんので、これらの検討を経て実施するサービスが決まりましたら、市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの安心して暮らせる保健・医療の中で市立病院の運営方針についてでございますが、市立病院の運営方針につきましては、地域の基幹病院として必要な医療機能を整備するとともに、さらなる経営の改善と医療サービスの向上を図るため、平成27年度から平成29年度を計画期間とした中期計画を策定しております。この中期計画は、患者にもスタッフにも喜ばれるマグネットホスピタルをビジョンとし、財務、患者サービス、業務プロセス、学習と成長の4つの視点で

戦略目標を定め、取り組んでおります。また、毎年病院目標を定め、各部署で目標達成のための行動計画を立て、取り組んでおり、平成28年度の病院目標は、1つ目といたしまして安全、安心な医療サービスの提供、2番目といたしまして地域医療連携の推進、3番目として職場満足度の向上としております。これらの中期計画、病院目標に対する行動計画をしっかりと実行していくことが経営改善につながっていくことだと考えております。また、新年度に向けて新たな組織改革は現在のところ考えてはおりません。

次に、病院改革、2番目でございますが、市立病院の経営につきましては経営に係る協議、各部門の連絡調整を図るため、部長職以上で構成する事業運営会議を毎月開催しております。会議では毎月の患者数、診療収益の状況などについて協議を行っております。また、平成27年5月に経営安定化対策会議を設置し、病院経営に係る課題や諸問題を的確かつ迅速に解決するための協議を行っております。滝川市立病院改革プランにつきましては、総務省が策定した新公立病院改革ガイドラインに基づき策定しますが、新改革プランの基本的な考え方は医師を初めとする必要な医療スタッフを適切に配置できるよう、必要な医療機能を備えた体制を整備するとともに、経営の効率化を図り、持続可能な病院経営を目指すもので、さらに医療法に基づき北海道が策定する地域医療構想との整合性が求められています。新改革プランは、前回の改革プランの経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直しに地域医療構想を踏まえた役割の明確化を加えた4つの視点に立ったプランの策定が求められています。市立病院としては、北海道が夏ごろまでに策定する地域医療構想の策定内容や平成28年度の診療報酬改定の影響、3月に導入した地域包括ケア病棟の稼働状況などを考慮して、平成28年度から平成32年度までの5年間に滝川市立病院改革プランをできる限り早い時期に策定したいと考えております。

次に、医師、看護師の皆様方の接遇対応についてのご質問でございますが、市立病院の接遇対策につきましては、継続した指導と研修が必要であることから、毎年新採用職員を初め、医師を含めた全職員を対象に接遇研修を実施しているところです。また、患者様、来院者からのお声をお聞きするため、院内7カ所に意見箱を設置しており、毎年250件程度の意見が寄せられております。ご意見の内容及び回答につきましては、1階ロビーのコミュニケーションボードへの掲示をしているほか、職員への周知も行っております。ご意見の中には、職員に対する感謝の言葉もいただいておりますが、接遇に対する意見もあることから、職員の接遇向上と改善に向けて今後も積極的に取り組んでまいります。

次に、大きな5件目の1項目め、滝川で子育てをしたいと思われる環境づくりの第3子以降等とのご質問でございますが、多子世帯に対する負担軽減策につきましては、滝川市では現在幼稚園を含み3人同時に利用する場合の第3子の保育所保育料は無料、第2子は半額、2つ目として3人同時に利用する場合における第1子の学童保育料は通常の3分の1、第2子は半額、3つ目として小学3年生までの子供の中で第3子の幼稚園入園料及び保育料は就園奨励費の支給により実質的に無料、第2子も大幅な自己負担の減となっているほか、こども発達支援センターにおける障がい児通所支援利用児童やファミリーサポートセンターにおけるファミリーサポート事業など、多子世帯の保護者に対する軽減策を既に実施しているところでございます。なお、先ほどの保育所保育料につ

きましては、本年４月より、収入制限はあるものの、同時入所でなくとも減免となるよう多子計算に係る年齢制限が撤廃され、減免の対象が拡大されることとなります。このように国、道から新たなメニューが示された場合には、対応を検討させていただくこととなりますが、現状では多子世帯に対し滝川市単独で独自の割引、減額等を実施することは非常に困難と考えております。ご理解のほどお願いいたします。

次に、大きな６件目の事務等の効率化、人事評価でございますが、ご質問いただきました人事評価や改正地方公務員法に規定のとおり、職員の任用、給与など人事管理の基礎とするため、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を評価するものとして、平成２８年度から全ての自治体に実施の義務づけがされたところであります。本市においては、平成２１年度から独自に試行を開始し、さらに改正公布後の昨年及び今年度においては、法や通知に基づく制度とするために、国が示す情報を活用するとともに、何より実施するのは職員自身でありますから、試行を通じて多くの職員の意見を聴取しながら、現在制度の最終設計を図っているところであります。目標管理型の業績評価の部分など、従来の勤務評定制度にないなじみの薄い要素もございますが、今月下旬に予定する職員説明会のほか、実施後においても職員に十分な理解が得られ、制度が円滑に運営されるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、職員の意識改革についてのご質問ですが、私は民間出身であります。行政においても民間的な発想による事務事業の効率化、節減、無駄の排除といった視点が重要になると考え、さきの任期において民間企業感覚を取り入れた市役所改革を市政運営の基本に、民間企業研修の実施のほか、さまざまな取り組みを重点的に進めたところであります。意識改革は非常に重要であります。同じ仕事をするにしても、意識の持ちようで見方もやり方も異なってきます。重要である一方で、意識改革をどう促すか、またどのような研修方法がよいか、意識改革の効果をどう測定するかなど、進行管理についてはなかなか難しいところもありますが、少なくとも私なりに常日ごろの職員との対話や行動を通じて意識の変化は感じているところでありますので、効率化に向けて今後もさらに進めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 続きまして、私から答弁させていただきます。教育長として初の代表質問答弁となります。よろしくお願いいたします。

それでは、答弁させていただきます。開西中学校が道教委から指定を受けた道德教育推進校事業の内容と成果、そして今後の研究方針についての質問についてお答えいたします。今年度開西中学校では４点について道德教育に係る実践的研究を進めてまいりました。１つ目として、道德の時間の授業公開及び実践発表による管内への成果の普及、そして２点目として、学校全体で重点的に取り組む道德教育推進週間、月間の実施、３点目として、道德教育に係る生徒へのアンケートの実施による事業の検証、これは年２回でございます。４点目として、道德教育に係る先進事例の収集ということでございます。この事業の成果としましては、大きく２点ございました。１点目としては、生徒の実態把握に基づき、効果的な道德教材を活用した道德授業を教員が日常的に行ったり、地域

一斉参観日、コスモスデーにいじめ撲滅集会を全校道徳として実施し、心を耕す活動を公開するなどの取り組みを通して生徒の道徳的心情を高めてきたこと、そして2点目として、外部講師を活用した講演会を実施し、子供の心に響く取り組みの充実を図ることができたことです。そうした取り組みの成果は、生徒対象に行った2回のアンケートから生徒の変容として見られたところでございます。今後の研究方針についてのご質問ですが、開西中学校の研究から明らかになった効果的な指導のあり方を学習指導案などの実践集として既に市内各校に配付したところであります。今後もこれまで同様に市独自の道徳教育推進事業を通し、その研究成果を各学校の授業改善に反映できるよう取り進めてまいります。

次に、教育行政における責任体制の明確化と道徳教育に対する考えというご質問でございますが、道徳教育に対する基本的な見解としましては、規則正しい生活や思いやりの気持ち、善悪の判断や友達と仲よくし、助け合う気持ちなど、本来家庭教育の中で培われる内容も多いことから、議員さんのご指摘のとおり、家庭教育は言うまでもなく重要なところだと考えております。また、そのことは、教育基本法にも子育てにおける家庭教育の第一義的責任について定められているところであり、同時に国及び地方公共団体が家庭教育の自主性を尊重しつつ家庭教育を支援する施策を講じるよう努めることも明記されているところです。したがって、学校、家庭、地域が連携し、あるいは車の両輪の関係となって子供たちを育てていくことが肝要かと考えております。道徳教育としては、学習指導要領に家庭や地域の実態を踏まえ、学校における道徳教育の充実を重視するとして、児童生徒の発達段階に応じた指導内容の重点化をすることや体験活動の推進を行うことなどが大切なこととされております。各学校ではこうした道徳の基本をもとに教育課程を編成していますが、教育委員会としましては執行方針の基本方針に記した知、徳、体のバランスのとれた生きる力を育む学校教育の充実に努めるため、市独自の道徳教育推進事業を進めるほか、いじめ未然防止やネットトラブル解消事業にも取り組んでまいります。

次に、家庭教育支援事業を行うべきとのご質問でございますが、子供の基本的な生活習慣や道徳心はさまざまな人とかかわりの中で身につくものであり、その最も基礎が家庭であると思っております。近年核家族化や少子化、近所づき合いの希薄化などから家庭の教育力が低下していると言われております。言葉遣いや生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要なスキルやマナーは家庭の中で親が子にしつけとして身につけさせなくてはならないものですが、親の多忙や未熟さから十分ではないケースが見られます。滝川市では、家庭教育支援として市民から公募した家庭の中で取り組んでほしい約束事を示した我が家のマナーの周知や基本的生活習慣の定着の取り組みとしても評価されている地区育成会主催の通学合宿の支援、滝川市PTA連合会と連携して研修会の開催など取り組んでまいりました。家庭教育支援に関する取り組みに大変高い関心を持つ保護者がいる一方で、余り興味を示さない保護者もあり、こうした無関心層に対しての対応は大変悩ましいところでございます。家庭の中で子供たちが健やかに生きる力を身につけられるよう、滝川市PTA連合会や地区育成会との連携をしながら、保護者への学習機会の提供など取り組んでいきたいと考えております。

次に、道徳教育推進事業の内容の質問でございますが、本市においては平成19年、20年度に

文部科学省の指定事業、児童生徒の心に響く道德教育推進事業に取り組んだ経緯がございます。この事業の成果を引き継ぐ形で、平成21年度から市独自の道德教育推進事業に取り組んでおり、今年度で7年目の研究となります。事業内容についてですが、小中学校から1名委員を選出し、研究を推進しております。そして、今年度の研究テーマは、自己の生き方についての考えを深め、主体的に判断し、行動する心と他者を思いやり他者との関係を大切にする心を育むための授業のあり方となっております。各委員は授業公開を行い、実践してきた研究成果を広げ、深める取り組みを行っております。そして、委員の研究成果の集大成を発表する場として実践発表会を開催しております。さらに、本年2月25日に行いました実践発表会には、市内教職員のほか、留萌管内の中学校からも参加者がおり、本事業の成果を共有できたところであります。今後これらの研究成果を冊子物や電子データ媒体で市内各校に配付し、活用を促進させるとともに、教育委員会ホームページにおいても公開し、広く成果を発信する予定でございます。次年度も事業の推進を通し、各学校における道德教育の一層の充実を図ってまいります。

次に、入学式、卒業式のような場で保護者に対し講演会、勉強会等を実施してはいかがかというご質問でございますが、卒業式、入学式当日はというと学校内における日程が大変立て込みますので、現実的には難しいと思いますが、一つの方法として議員さんのご指摘のとおり家庭教育の役割の啓発のために講演会を開催するということが有効であると考えております。各学校では学年、学級行事を保護者同席で開催したり、参観日等における保護者懇談会での啓発などに取り組んでいるところであります。また、最近の道德の授業では保護者も巻き込んだ推進が叫ばれていることから、児童と同じように道德の授業に参加していただいたり、講師として出席していただいたり、授業後の家庭における指導に協力をいただいたりしているところであります。今年度実施した道德教育推進事業における滝川第二小学校の実践では、小学校1年生の児童を対象とした友達と仲よくというテーマの授業を実施した後、授業の様子を学級だよりでお伝えしながら、課題について親子での話題とするよう依頼し、授業で用いたワークシートに保護者の感想を記入していただくといった取り組みを行っているところであります。さらに、講演会等についても今後検討していきたいと考えております。

次に、滝川西高等学校間口削減の関係のご質問でございますが、昨年の6月以降、校内に設置した検討委員会で議論を重ねてきております。検討に当たっては、空知北学区の間口の状況、中学校卒業生数の推移と進学動向、西高に対するイメージと卒業後の進路状況、平成28年度の出願状況などを参考に進められ、平成30年度に向けては、生徒数が減少傾向にあっても進学希望が多いことから、普通科のニーズが高いものと判断されているようでございます。ご存じのとおり、西高は先生方の熱心な指導により生徒は礼儀や規律を重んじる伝統を受け継ぎ、学力の面でも部活動の面でもしっかりと取り組んでおり、まさに文武両道の学校として市内外から多くの生徒が集まってきております。以上のことから、社会で必要とされる学力の定着やこれからのグローバル社会で活躍できる人材を育成し、保護者や地域からの期待に応えられる学校を目指し、学科転換も視野に入れて学科のあり方を検討してまいります。

次に、滝川市教育推進計画の現段階での構想ということでございますが、教育推進計画の策定に

係る構想のご質問ですが、本市の教育推進計画は平成24年3月に10年間の全体計画の中に滝川の目指すべき教育の姿として理念と目標を掲げてスタートし、平成24年度から平成28年度までの5年間の第1期教育推進計画と位置づけ、具体的な重点施策を明確にして進めてまいりました。また、第1期計画の策定に当たっては、滝川市の総合計画の策定期間と同じであったことから、子育て支援の施策との連携なども含めた計画となっているところでございます。そこで、平成29年度からの第2期教育推進計画の策定に当たって行うこととしては、1点目として第1期の計画における施策、事業項目の達成度の検証でございます。これは、事務事業の点検、評価を外部人材も活用して毎年度実施してきた累積がありますので、これを参考にしたいと考えております。2点目として、理念や目標の見直しと追加などについての検討と考えております。3点目としては、第1期計画では施策事業項目に目標指標の数値をつける計画となっており、いわゆるPDCAサイクルを具体化したものでありますので、目標内容の検討をしたいというふうに考えております。以上の3点を重点として作業を開始するとともに、市民の皆さんにわかりやすいものとなるよう配慮しつつ、学力、体力の向上やいじめ解消など、課題解決に結びつく計画となるよう検討を進めたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○議長 答弁が終わりました。関藤議員、再質問ございますか。関藤議員。

○関藤議員 ご答弁ありがとうございました。ただいまの答弁に対しまして数点再質問させていただきたいと思います。

まず、1点目に市長の「気」に対する思いを確認させていただきました。何事にも挑戦と行動を起こしていくことが重要であり、それがなければ前に進んでいきません。市長を支える立場からも積極的な市政運営に当たっていただけることをお願い申し上げます。

質問としましては、人口ビジョンについてお尋ねいたします。重点プロジェクトを一つ一つの施策を段階的に進められていくということは理解いたしました。その内容につきましては、しっかりと成果の出る事業内容となることをまずは期待申し上げます。その中で、就学・移住ナビ事業というのがございました。これは、どのような手法で行われているのか、1点目にお尋ねいたします。

また、日本語教育支援ということで外国人の受け入れに関して、この点につきましては就労と就学という両面から考えることができると思います。この場合、就学で受け入れる場合、また就労で受け入れる場合、どのような方法があるのか、ビザの問題だとか受け入れ団体の問題等があると思います。

そこで、ご答弁の中にもありました東川町の取り組みでございます。東川町につきましては私も、昨年10月ですか、テレビで放映されましたからすぐ視察に行っていました。その結果、東川町さん、もともとこの事業は事業としてやっていただけないかということで旭川市さんに依頼が来たそうですが、問題であったのは受け入れるときの生徒が一堂に宿泊する施設、つまり寮、これがないということで、東川町さんが、たまたま東川町に北工学園という専門学校がございます。この理事長さんと話し合いをした結果、そこも日本の生徒だけではこれから少子化で生徒が集まらないということで、積極的に受け入れたいということで、あいている寮を活用してこの事業が進んで

いったそうです。今現在300名ほどの生徒を受け入れているということですが、ここで受け入れるときに、先ほどご答弁にもありました十数カ国から受け入れているということで、受け入れに当たってビザの問題、そして法律的な問題がございます。そういったことで、東川町さんはこの事業を行うための事務所をこのためだけに設置しております。本市においては、今後もし、そのようなことが進められていった場合、事務所設置などを検討するお考えはあるのか伺いたします。

そして、次に産業の育成についてお尋ねいたします。新規産業の創設、また誘致、そして新たな産業を見出していくための情報収集についてでございます。先ほどのご答弁でもありましたように、鈴木副市長とともに情報収集を行い、築いてきたネットワークを活用するというところでございます。そして、地域産業の振興を図るというご答弁をいただきましたが、鈴木副市長の任期はもう今月いっぱいまで終わりなわけですから。そして、鈴木副市長が持っているネットワークも限りがあるわけですから。そういった中で、今後その情報収集、そしてネットワークづくり、これは市職員がやっていかなければならないはずですから。鈴木副市長がおられなくなった後、そのことについてはどのように考えておられるのか。滝川市にとって欲しい情報が何であるのか、それを職員がみずから考えて行動していかなければなりません。市長のトップセールスと同様に、職員に対しその活動をさせることができるのか伺いたします。例えば私が1期目のときに荒木議員とともに、滝川市にとって医師不足ということで、すぐ東京の10大学に営業に行った経緯がございます。そういったように、滝川市にとって必要なもの、そしてこの情報が欲しいといったときに誰かを頼るのではなくて、職員みずからゼロからの情報収集をするということが情報収集なのです。その点についてお尋ねしたいと思います。

そしてまた、企業誘致に関しては、前にも申し上げましたが、やはり専門的なチームをつくるということが必要と考えますが、お考えをお尋ねします。

次に、地域おこし協力隊について、ご答弁で内容は理解いたしました。その中で、観光部門で採用されている2名、新たな地域活性化を期待し、研修も重ねているようです。しかし、市民の私たちから見ると、なかなか具体的にその方々がどのような活動をしているのかよく見えません。できればもう少し具体的にこの2年間の活動実績があれば、お尋ねいたします。

次に、認知症対策についてお尋ねします。先般最高裁判所において、あの痛ましいJRの事故の判決が下されました。認知症というのは、これから日本社会においても社会全体が、そして住民が意識を持って見守っていかなければならない大きな問題と考えます。先進国にある日本は、この対策が非常におくれているということが先般テレビでも放映されました。国は、このことに対して国家戦略の一つとして新オレンジプランというプランを示されました。この内容については、滝川市の認知症対策に対して精査し、参考とされたのか伺いたします。

そして、先進的な取り組みをしている事例としましては、先般もテレビで放映されました大牟田市の事例がございます。これは、新オレンジプランにも出されている中で、非常に厚い内容でしたが、私も全部読ませていただきました。すぐ取り組めることとして、認知症というものに対しては、先進国は徘徊するということはこれを抑える、監督するという考えではなくて、逆転の発想で考えております。つまり認知症は徘徊する病なのだと、徘徊する方々を見守っていくというのが先進国

の考え方です。そういった中で、では私たちがその意識を常に持てるかというと、今現在私たちは元気なわけで、なかなかそこまで気が回らないわけですが、間違いなく10年、15年後、この議場におられる方はその可能性があるわけです。そういった中で、学校教育の現場の中で認知症を含む高齢者への理解の推進事業というのを進めております。これは、大牟田市でも行っていました。そして、もう一つが先ほどご答弁にもありました住民に、市民に啓発したい。これも同じように大牟田市では広報活動の中で広報車、これでもって市民に周知を促しているというようなことも行っております。

また、さらに先進国の事例を調べてまいりました。ベルギーのある都市が大変進んだ事例としてさらに住民を巻き込んでおりまして、認知症を手助けするまち、店ということで、赤いリボンがありまして、これをネクタイ結びのような形にしたものが看板としてつくられている。これをまちの協力者に対して家の前に張ってあるのです。そして、認知症、または弱者である高齢者に対して手助けを私の店はしますよ、私の家はしますよという看板、いってみれば滝川市でいえば子供支援の110番、SOSに当たるようなものだと思いますが、こういった事例はすぐ実践しようと思えば経費をかけずできると思いますが、そのことに関してのお考えをお尋ねします。

次に、市立病院の改革についてお尋ねいたします。病院改革につきましては、ご答弁いただきましたようなことを着実に進めていっていただきたいと思います。その中で私が懸念するのは、数年前に廃院に追い込まれた、テレビでも放映になって皆さんご存じだと思います銚子市立総合病院、この休止の問題です。私そこを調べてみましたら、休止に至るまでの経緯というのが数十項目出ております。その中を全部読むわけにはいきませんが、数点読み上げますと、まずこの病院は日大や千葉大学から医師を派遣されていた。平成18年、診療報酬の値下げで経営が厳しくなる。さらに、外来患者数、入院患者数の減少、それに対して市長は院長に対して給与削減を決定したと。そして、そのことによってさらに医師に対しても同じようなことを行った。医師は全員引き揚げると、残ったのは2名。そんなようなことで、滝川も二の舞になってもらったら困るというようなことで、ただその後、この病院が廃院に追い込まれていった経緯としていろいろ精査して第三者機関が検証しました。その結果、こういったことも述べられています。公立病院改革といえば経営の合理化や経営手法の変更や再編、統廃合はもちろん否定するつもりはない。しかし、もっと根本的な大切なことがある。公立病院の本丸は医療に対する大きな医者哲学であり、それが不在となり、住民参加の不在を解消しなければならない。やはり接遇関係、いい医師の確保ということだと思います。そういったようなことがあります。今現在滝川市において病院経営において切迫した状況にはないということで理解してよろしいのか、総合的にお尋ねいたします。

次に、新改革プランの基本的な考え方として、医師を初めとする必要な医療スタッフの配置体制を整備するというご答弁をいただきました。今現在研修医が派遣されているところは多分杏林大学、昭和大学かと思いますが、その大学から医師を確保することは検討されているのかお尋ねいたします。

また、毎年約250件ほどの意見が寄せられる。その中には感謝と苦情、また意見等々が寄せられているというご答弁をいただきました。市立病院におけるアンケート用紙での感謝の言葉、苦情の

割合というのはどのような割合になっているのか、また意見、苦情等についてはどのようなものが多いのかお伺いいたします。

次に、人事評価制度について、これは義務づけということでございます。私は人事評価の進め方は理解しますが、懸念するのは評価する側とされる側において納得のいくものになっていくのか、もし評価される職員が納得のいかないものになると逆に職員のモチベーションが下がるのではないのか、効率的な業務遂行に影響が出ないかということでございます。昨年から試行的に実施されてきているようですが、ことし4月からの実施に当たり、1年ごとに人事評価のあり方がこれでいいのかということを検証すべきと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

次に、国が示している人事評価制度について、義務づけでございますので、もしこの基準にのっとってやらない場合に国からの何かペナルティー的なものはあるのかをお伺いいたします。

次に、道德教育についてお尋ねいたします。初めてのご答弁ということで、余り難しいことを聞くと困りますので、道德教育につきましては、まず1点目、道德教育の目的ということでいろいろなお答弁をいただきましたが、道德教育というのはただ単に子供たちに感動と感謝の心、これを育むこと、これが道德教育だと私は思っております。ですから、開西中学校でも実践研究されてきて、そしてさらに道德教育がどうであるというアンケートに対して、道德教育は好きだという割合もふえてしていると聞いております。そういった中で、これはどうしてかということ、道德教育を外部からの講師によって講演された内容、すなわち実際に感動と感謝をする、この気持ちを持った方が講師として話をするのと学校の先生が文科省から与えられた書物によって行うのとでは全く心に響く響き方が違うはずです。よって、私は実際にその気持ちを持った、経験を持った、体験を持った方をどんどん講師として招き入れることが必要であると考えますが、お考えをお尋ねいたします。

そして、最後に家庭教育についてでございますが、私も思います。家庭教育は、やはり親学であり、親の教育をしなければならぬ現状に至っております。このことに対して、ある自治体では無関心な保護者への対応に同じように苦慮しております。その対応について自治体が提言している一つに、自治体同士において情報の共有や協力関係を積極的に構築していくべきだと。これは、滝川市は近隣市町村だけでなくいいのです。この問題は全国の問題です。先進的に取り組んでいる事例がほかの遠くの地にあっても、その取り組みがどんなものかというのは今はすぐネット上で知ることができるわけです。よって、滝川市においても自治体間の連携等を積極的に模索していく必要があるのではないかと思います。お考えをお尋ねいたします。

以上、再質問とさせていただきます。

○議長 長 関藤議員の再質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 関藤議員の再質問に答弁をさせていただきます。

私のほうからは人口ビジョンに関する就業・移住ナビ事業についてと外国人の就学、就労に対するご質問、さらには東川町の事例に対する部分と、最後に人事評価の部分についてご答弁をさせていただきます。

まず、就業・移住ナビ事業の具体的な手法というご質問でございますが、人材不足につきましては全国的にも課題となっているところでございますが、当中空知圏域においても共通的な課題とな

っておりますことから、就業・移住ナビ事業は圏域企業の人材不足解消等を目的としているところでございます。圏域の企業等で働いてもらうためには、まずは圏域の仕事の情報や魅力を知ってもらうことが必要となりますし、生活していくための暮らしに関する情報もあわせて知ってもらうことが必要と考えているところでございます。それらの情報を総合的に発信するなど、求人側と求職側のマッチングの一助となるような事業検討を行い、圏域への就業や移住、さらには地元定着の促進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、外国人の受け入れに関して就労と就学両面で進めることができるということで、それぞれ就労あるいは就学はどのような方法があるのかというご質問でござひますが、まず就労につきましては出入国管理や難民認定法上大きく5つの形態で外国人が就労可能であるというふうに理解をしております。1点目につきましては、専門的、技術的分野の就労目的で在留資格を得る場合で、この場合は語学教師や外国料理人など高度に専門的な職業に限られるというふうに定義されております。2点目は、日系人などの定住者や日本人の配偶者等を持つ場合など、身分に基づき在留する場合でござひます。3点目は、発展途上国への国際協力の観点から、技能実習生が在留資格を得る場合。4点目は、特定活動のための在留資格で、外国人看護師や介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなどが対象となります。最後に、5点目でござひますが、留学生のアルバイトなど、本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内で就労が認められるものでござひます。3点目に申し上げました外国人技能実習制度では、最長3年間の技能実習が可能で、企業などが取引先企業などから受け入れる企業単独型と商工会や中小企業団体等が受け入れる団体管理型に大別されるというふうになりますが、外国人技能実習制度を拡充する法案が国会で継続審議になっており、最大実習期間の延長、現在5年間というふうに議論されておりますが、こういったこともあわせて現在議論されているほか、国際戦略特区諮問会議で規制緩和案が示されるなど、制度改正などの動向にも今後注視をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の東川町の事例でござひますが、日本語学校や留学生支援を担当する部署が東川町では設置されているというふうに伺っております。本市においては、企業ヒアリング等を通じて外国人の就労実態や企業ニーズなどを引き続き把握するとともに、議員のご質問の中にありました事務所の設置あるいは寮等の部分でござひますが、こういった受け入れ環境の整備などさまざまな観点から今後検討を進める必要があるというふうにも認識しておりますので、受け入れ環境についても今後検討すべき課題の一つであるというふうに認識をしているところでござひます。

最後に、人事評価の進め方についてでござひますが、人事評価の狙いは組織全体の士気高揚、公務能率の向上、さらに住民サービスの向上というところでござひます。議員の懸念はよく理解できますし、業務に支障が出ては制度を運用していくということでは元も子もないということになります。我々が現在考えております人事評価につきましては、期首あるいは期末などの年間で複数回の職員面談を行う予定をしております。こうした面談の中で、目標を定め、進行管理を行い、相談を受け、アドバイスをし、また評価についても自己申告をし、評価をする側とされる側が互いに納得できるような仕組み、さらには万が一不満が生じた場合にはそのことについて相談できる体制も整えようというふうに考えているところでござひます。人事評価のあり方は、ご意見いただきました

とおり常に検証していく考えでありますし、実りある制度となるよう努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

また、ペナルティーの部分でございますが、人事評価そのものを実施しないということは、法で定められているということから法律違反ということになるわけでございますが、実施の方法については任命権者が定めるということになっております。ただし、法律や運用通知ではかなり細かな指示が出ておりますから、必然的に国が示す形が理想ということにはなってきます。国に準じないことでのペナルティーということは考えられませんが、法律や運用通知に基づくことが原則であるというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 千田副市長。

○千田副市長 今の企業誘致の情報収集ということでございますけれども、関藤議員は、鈴木副市長がおやめになるということで多分私一人では心細いという意味のご質問だと思います。しかし、幸いなことに鈴木副市長と一緒に企業訪問していた産業振興課の職員が鈴木副市長の人脈や情報収集の仕方など、そういうノウハウをしっかりと引き継いでおりますし、行政というのは市長をトップに多くの職員で成り立っているわけでございます。それに、幸いなことに滝川市には議員の皆様、市民の皆様、それに多くの滝川市出身の方もいらっしゃいます。そういう多くの人や多くの関係者の協力もありますし、そのような人の協力をいただきながら今後も市長をトップに、市長はトップセールスをすると言っていますし、そういう中では産業育成の強化、また企業訪問、情報収集などに努めていきたいというふうに考えておりますので、関藤議員につきましては今後ともよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 私のほうからは、観光部門で採用されております地域おこし協力隊の2年間の具体的活動実績についてでございます。ご答弁させていただきます。

地域おこし協力隊の2名の主な活動3点をご紹介します。1点目として、食による観光という視点から、既存のグルメマップを宿泊者や観光客がもっと利用しやすいように、飲食店を1軒1軒回りまして、記事の作成から、おいしさが伝わる写真撮影を行い、グルメマップを大幅にリニューアルをしたところでございます。その結果、観光客はもとより、飲食店の方々からも大変好評をいただいているところでございます。

2点目といたしまして、江部乙エリアや丸加高原伝習館周辺の自然を生かした自然体験プログラムの展開及び木育マイスターの資格を生かしたまつぼっくりミニツリーづくりやわくわく木育広場、エコ箸づくり体験などを実施し、多くの親子連れの方々に参加をいただき、喜ばれているところでございます。

3点目といたしましては、地域情報や協力隊の事業の情報発信の手段の一つといたしまして、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのフェイスブックを活用しております。地域おこし協力隊独自の視点による情報及び小まめな更新によりましてアクセス数がふえており、現在は

つの記事を投稿すれば2, 000人以上に情報が伝達されるまでになっております。

以上、主な3点の活動実績を申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 認知症につきまして再質問をいただいておりますので、私の立場からご答弁させていただきます。

滝川市におきましても認知症高齢者の方がふえてございます。現在のところ、普及啓発では認知症介護予防講座や認知症サポーター養成講座の実施、また早期発見には物忘れ相談プログラムの実施、また先月から認知症初期集中支援チームの支援が開始となったところでございます。また、認知症の方や家族の方、地域の方の交流の場として認知症カフェを開設しているところでございます。新オレンジプランの内容も含め、徐々に進めているところでございます。認知症の方やご家族の方を地域で広く見守り、支えていくための普及啓発が重要であると考えているところでございます。議員のおっしゃられる学校教育での啓蒙や地域ぐるみで認知症の方を支えられるまちを目指して、認知症サポーター養成講座を学生の皆さんに実施することや徘徊高齢者散策シミュレーションなども検討してまいりたいと考えてございます。認知症になってもご本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らすことができるよう、認知症施策を推進していきたいと考えているところでございます。ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

○議長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 私のほうから市立病院に関する再質問についてご答弁させていただきます。

1点目ですが、市立病院の経営状況についての再質問ですが、市立病院は平成23年3月に新病院を開院し、収支計画についても見直しを行ってまいりました。平成23年度から平成26年度までの決算の状況につきましては、収支計画よりもよい状況で推移をしております。経営状況を判断する指標の一つとして資金不足比率があり、医業収益に対して資金不足額が20パーセントを超えると経営健全化計画の策定が求められております。当院の事業規模から見ますと、約11億4,000万円の資金不足となった場合に経営健全化計画の策定対象となります。また、補填財源につきましては、平成26年度末で6億1,135万円となっており、収支計画上の1億9,646万円より4億1,489万円の改善をしてきたところです。平成27年度において3億9,000万円の赤字を見込むとすると、平成27年度末の補填財源の残高は約2億円となりますが、資金不足の発生はしないと見込んでいます。以上のことから、経営状況が厳しいことには変わりはありませんが、今後においても健全経営に向けて職員全体で取り組んでまいりたいと考えているところです。

2点目の杏林大学、昭和大学からの医師確保に対する検討についてのご質問ですが、現在杏林大学、昭和大学から初期研修医につきましては地域医療の研修として1カ月間、当院で研修を受けていただいております。当院では、2年間の初期研修終了後に後期研修医として勤務をしていただこう、内科、外科、整形外科において後期研修プログラムを作成して後期研修医の募集を行っております。杏林、昭和大学の初期研修医にも後期研修のプログラムをPRするなど、医師確保に向

けた取り組みを行っていますが、今のところ実績としてはありません。今後も当院に勤務をしていただけるよう、初期研修医や大学にも積極的にPR活動を行ってまいりたいと考えております。

3点目ですが、意見箱の感謝と苦情の割合というようなご質問でございますが、意見箱への投函状況ですが、平成25年度は277件、平成26年度は222件で、投函された内容を意見、要望、その他に区分しており、苦情等は意見に分類をしているところです。平成25年度の意見の中で苦情に関するものは49件、17.7パーセント、感謝に関するものは34件、12.3パーセント、平成26年度は意見の中で苦情に関するものは59件、26.6パーセント、感謝に関するものは36件、16.2パーセントとなっております。苦情に関する内容で多いものは、職員の接遇に対するものが一番多い状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、再質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、1点目、道德教育の目的ということでございますが、議員さんがおっしゃるように、私としても人としての持つべき心、やはり心を育むことだと思います。生きていること自体がすてきと思える気持ちが育っていくということが大事だと思います。周りの人とかかわりから、ありがとうと思えたり、すごいなと感じたり、ごめんなさいと思えたり、ひどいと感じたり、美しさに感動したり、あるいは誰かとともに物事に取り組んだことを通して一つのかけがえのない自分の存在を感じたりとか、あるいは単純に真っ赤な夕焼け、あるいはヒマワリの花、そういったものに感じる議員さんの言う感動の心、短く言うとそういった心そのものを育てることが私にとっても道德教育の目的だというふうに思います。道德の解釈については難しいものもたくさんありますけれども、私の感じ方としては、気持ちとしてはそのように思っております。

次に、外部講師の関係なのですけれども、確かに開西中学校の実践研究で道德の授業が好きだと答えた生徒が以前は64パーセントだったのが77.4パーセントにふえたアンケート結果も出ております。これは、外部講師によるものと言い切れるわけではありませんで、学級担任を中心とした自校の教員による日常的な授業の積み重ねや全校道德の授業、いじめ撲滅集会、一斉参観日における授業公開など全ての道德授業の取り組みの成果であるというふうには思っています。ただ、議員さんのおっしゃるように外部講師の有効性、効果については私どもも十分に認識しておりまして、過去も元コンサドーレの須田選手、あるいは大学教育研究所の先生とか、あるいはそらぷちキッズキャンプの関係者とか、さまざまな先生方にも一役を買っていただいているところでございます。今後も積極的にそういった外部講師の活用についても検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、自治体連携の関係でございますが、ほかの自治体においても滝川市同様無関心な保護者あるいは困難を抱える保護者等への効果的な取り組みがなくて、家庭教育支援の展開に苦慮しているというふうに聞いております。家庭生活や社会環境の変化などから、さらに家庭のあり方が多様化し、ますます家庭教育支援の進め方が難しくなっていくということが想定されます。教育委員会としましては、ほかの自治体と効果的な取り組みについての情報交換については過去もやってきては

おりますが、さらに調査研究についての働きかけ、あるいは連携事業についても社会教育担当者会議などを通じて投げかけていきたいというふうに思います。また、さらに議員さんがおっしゃるように対象を全国として情報収集、あるいは問い合わせ等も積極的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

この辺で休憩とさせていただきたいと思います。再開は１３時といたします。休憩いたします。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 ０時５９分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

代表質問を続行いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 それでは、議長の発言の許可を得ましたので、会派みどりを代表しまして、第１回定例会の代表質問を行います。木下八重子です。会派みどりは、市民目線に沿った会派活動を主に市議会活動を行っております。前田市長は常々市民の声を聞くことに重点を置いた市政運営に傾注しているところに、敬意を表するところであります。会派みどりの市民目線の立ち位置と市民の声を聞く前田市長とは、同じ思いであるとの認識を持っております。互いにより緊張関係を築き、市民のために必要な施策を議論してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、平成２８年度の市政執行方針、予算大綱並びに教育行政執行方針について質問を行います。

◎１、市長の基本姿勢

- １、地域における課題について
- ２、収納率向上について
- ３、財政健全化計画について
- ４、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について
- ５、滝川市総合計画について

まず最初に、市長の基本姿勢、地域における課題について。１、市政執行方針冒頭部分で国においては１億総活躍社会の実現を目指し、新３本の矢に基づく対策が講じられているところですが、国の動向を注視しながら、刻々と変化する社会情勢を捉え、滝川の展望と課題をいま一度見詰め直す中で慎重に市政運営に当たってまいりますと決意を述べていますが、地域における重要課題はどのように捉えられているのか伺います。

収納率向上につきまして。新年度予算歳入においては、市税、普通交付税、特別交付税が減少する中での予算編成には厳しさがあらわれていると思いますが、現状においては基金からの繰り入れでバランスをとり、予算を編成しております。歳入確保の面から市税の滞納の収納率向上が求めら

れると考えるが、取り組み、対応について伺います。

財政健全化計画について。財政健全化計画のスタートとする中で、将来負担への不安払拭は優先的に捉えていかなければならないと考えますが、市長の見解を伺います。また、計画は5カ年というスパンにおいて各種事務事業の見直しを図るが、市長の任期中に計画を達成するべく、さらなる見直しを進めていくべきと考えるが、市長の財政健全化計画への決意を伺います。

4番、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略について。滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、地方創生ビジョンの内容に沿ったものと解するが、市民各位からの意見、声が予算に反映するのか伺います。また、各種調査を実施し、分析を繰り返し行っているが、調査結果と戦略テーマが適合し、滝川市として進める事業とマッチするのか伺います。

滝川市総合計画につきまして。滝川市総合計画は長期にわたる指針であることから、常に点検、検証が必要と考えるが、どのようにチェックされているのか伺います。また、国の施策、方針である地方創生ビジョンが主体的となっておりますが、現第4期計画との大きな相違はあるのか、基本計画における内容との結びつきはどのようになっているのか、さらに基本計画はどの程度の進捗及び成果として捉えられているのか伺います。

◎2、元気な産業と活力あるまちづくりについて

- 1、農業を起点とした元気な地域産業づくりについて
- 2、持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立について
- 3、力強い産業の育成、雇用の確保について

大きな2番目、元気な産業と活力あるまちづくりにつきまして、農業を起点とした元気な地域産業について伺います。T P Pを鑑み、農業所得向上と冬の仕事づくり対策としてハウス導入に向けて農業系バイオマスの利用など再生可能エネルギー導入を検討するとしているが、検討内容、時期について伺います。

冬のしごとづくり事業の取り組みにおける通年雇用の考え方と課題点はどのように認識されているのか伺います。

農商工連携事業の取り組みでは、生産、加工、流通、販売の供給連携に向けて農業者が早急に実施すべきと考えるが、具体的にいつごろまでに検討会を立ち上げるのか伺います。

地産地消事業の取り組みでは、6次化という言葉が見当たらないが、基本的には地元で対応していくのが原則と考えます。消費拡大のヒントは地元の口コミが大きいと考えるが、どのような展開を求めていくのか伺います。

2番目、持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立について。T P Pの動向を重視していくとありますが、滝川市としての取り組み、課題は山積する中で、新規就農支援に欠かせない点としては何が考えられるのか、例えば後継者問題とか休耕田の取り扱いがあるかと考えるが。また、滝川農業塾についても重点的に取り組まなければならない点は。さらに、農業生産法人育成についても行政としてどのような具体策が提示できるのかを伺います。

力強い産業の育成、雇用の確保について。雇用問題は深刻さを増している中で、産業創出促進助

成金制度の実質的運営にかかわる滝川市産業活性化協議会は、制度のPRを含め、現状においての課題をどのように認識しているのか伺います。また、地元投資に向けて、市長みずからトップセールスとしての意気込みをどのように考えているのか伺います。

◎3、豊かな資源を活かした魅力あふれるまちづくり

- 1、地域自ら取り組む地域振興事業の推進について
- 2、集客・交流事業の推進について
- 3、広域観光の推進について

大きな3番目、豊かな資源を活かした魅力あるまちづくり、地域自ら取り組む地域振興事業の推進について。江部乙地区では、日本一の菜の花畑と防風林に囲まれたリンゴ畑を地域資源として「日本で最も美しい村」連合に加盟しましたが、加盟要件の一つである樹園地振興に向け、地域おこし協力隊に担ってもらおうとしています。最低でも5年後の美しい村連合再認定のときまでに現状より面積が拡大する方向で今後の計画が立てられると思いますが、詳しい振興計画はいつごろ示されるのか伺います。また、江部乙の丘陵地がリンゴの丘となれば、さらなる農業振興はもとより、すばらしい観光資源となります。今後の市長の取り組みの決意を伺います。

2番、集客・交流事業の推進について。市外から多くの来滝者が見込まれる菜の花イベントに対する取り組み、課題の解消に向けての対策についての考え方を伺います。

グライダーの魅力に力を入れるようですが、イベントとしてサマースカifesta2016の開催に対して公益社団法人滝川スカイスports振興協会への支援が薄いように感じるが、手厚い具体的な支援を考えているのか伺います。金銭的とか人的です。

3番、観光情報発信における媒体はいろいろあるが、市民みずから滝川市の魅力を発信できるシステム及び市民の書き込み、ツイッターなどをPR材料として扱うことは可能か。また、観光プログラムにはどのようなものと考えているのか伺います。

広域観光の推進につきまして伺います。定住圏構想において広域連携を積極的に進めるとしていますが、具体的に何と何を結びつけていくのかが見えてこない。構想内での取り組み状況はどのようなになっているのか伺います。

◎4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

- 1、コンパクトで機能的な都市の形成について
- 2、賑わいのある中心市街地の活性化について

機能的な生活基盤の充実したまちづくり、コンパクトで機能的な都市の形成につきまして。滝川市公共施設マネジメント計画の推進とありますが、公共施設のあり方を含め、市民に十分な説明を実施していくのは当然だと思います。その中で各施設ごとのあり方を含めた工程表があるが、この計画を進める上でのスピード感が余り感じ取れない。再度工程表などの見直しを考えているのか伺います。

賑わいのある中心市街地の活性化につきまして伺います。現行の栄町3ー3地区優良建築物等整

備事業においては、株式会社アニム滝川が実施主体として各種作業を進めておりますが、現在この基本構想において計画的、技術的、経済的な面を含めて取り組みの課題をどのように捉えているのか伺います。

◎ 5、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

- 1、地域福祉・自立支援の充実について
- 2、安心して暮らせる保健・医療環境の充実について
- 3、災害に強いまちづくりについて

5 番目、誰もが住みよい安全安心なまちづくり、地域福祉・自立支援の充実につきまして伺います。高齢者世帯への安否確認など、高齢者見守り支援に対する基本的な考え方を伺います。また、第 6 期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画も平成 29 年度までですが、市が公募したグループホーム、ツーユニットと小規模多機能型居宅介護施設以外に本来所得に応じた介護施設の需要が見込まれることから、民間企業が施設整備を進める上で財政支援をすべきと考えるが、見解を伺います。

認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の開設を支援するとありますが、既存の事業所も含め行政連携はどのように考えているのか伺います。

2 番、安心して暮らせる保健・医療環境の充実について。少子化対策の一環として不妊、不育治療を受けやすくするため、一般不妊治療、不育治療への助成を引き続き行うほか、妊婦の健康診査に係る助成を継続するとありますが、対象市民に対する周知、受診率向上に向けた対策について伺います。また、新たに日本脳炎ワクチンの定期予防接種についてもあわせて伺います。

2 番、新公立病院ガイドラインに基づき、滝川市立病院改革プランを上半期に策定するとしていますが、歳入が前年度に比較して大幅な減になることから、事務経費の見直しを含め新ガイドラインを早急に策定するべきと考えるが、市長の考えを伺います。

災害に強いまちづくりについて。災害に強いまちづくりに向けては、広域防災拠点となる消防庁舎の整備や公共施設の耐震化、防災総合訓練などに取り組むとのことですが、災害時には各団体、企業との災害応援協定が必要と考えますが、協定の締結状況と今後の考え方について伺います。

◎ 6、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

- 1、滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについて

未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり、滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについて伺います。滝川市で子育てしたいと思う環境づくりを進めるに当たり、結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援体制の構築が急務であります。女性が活躍できる社会実現をコンセプトとする（仮称）女性活躍推進センターについて、官民連携による施設整備の可能性を探るため、調査研究を進めるとありますが、具体的にどのように進めるのか伺います。

◎ 7、効率的な行政運営によるまちづくり

1、広域連携について

大きな7番目、効率的な行政運営によるまちづくり、広域連携について。広域連携の重要性がますます高まっています。空知、中空知の広域連携においては、滝川市がさらにリーダーシップを発揮すべきと思うが、市長の決意を伺います。

◎8、教育行政執行方針

1、基本方針について

2、学校教育について

3、社会教育について

4、スポーツの振興について

8番、教育行政執行方針、1、基本方針につきまして伺います。教育長は今回初めてとなる教育行政執行方針を発表していますが、内容について新鮮さが足りない感が否めません。教育長として知、徳、体を基本とした滝川市の教育について率直な考えを述べるべきと考えるが、新年度に向けて強い意志をあらわすべきではないか、伺います。

2番、基本方針における平成28年度では教育基本法の文面が削除されていますが、基本的の基本が掲載されていないのはなぜか、新教育委員会制度は教育本来の目的を達成するための組織だが、教育のまちたきかわを標榜するのであれば、まずもって基本方針には教育基本法を載せるべきと思うが、見解を伺います。

3、平成27年度全国学力・学習状況調査結果について、対象となった小学校6年生、中学3年生の教科結果においては全国平均をやや下回っている分析がなされています。そこで、学力向上策として少人数指導、学びサポーターなどの推進をうたっていますが、家庭での学習の重要性も唱えています。秋田県においての各成績はトップレベルです。この取り組みは、子供たちが主体的に学ぶ姿勢を身につけていることが証明されております。これは、いかに家庭での学習意欲が高いと思われる。滝川市においてもできることは早急に取り組むべきと考えるが、見解を伺います。

同じく平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について伺います。対象は小学校5年生、中学2年生で、全学校の児童が参加しております。結果としては、調査種目にもよりますが、ほぼ全国平均に届かないものであった。この対策として、体育協会、スポーツ団体等の支援を要請しているが、現状において児童生徒みずから運動に親しむ傾向が希薄であると感じているが、学校生活での体育、休み時間に関して継続的に調査種目の活動を取り入れるべきと考えるが、見解を伺います。

2番、学校教育について。学校教育では、児童生徒の能力を育むため、知識、技能の習得、力を伸ばし、学ぶ意欲の向上とあるが、学校での指導に限られる中ではどのような工夫が必要と考えているのかを伺います。

市独自に小学校3、4年生で導入している35人学級、滝川市少人数学級実践事業を子供一人一人に応じたきめ細かな指導と見守りの充実を図るため5、6年生まで拡充するお考えがあるのかを伺います。

3、道徳教育についての市独自の道徳教育推進事業を実施するとありますが、教職員に限らず、地域に根差す事業展開を図るべきと考えるが、見解を伺います。先ほどの関藤議員さんにもちょっとダブりますけれども、もう一度私から、ちょっと突っ込んだ答弁をいただきたいと思ひまして、再度質問させていただきます。

4番目、滝川西高等学校においては、学校の特色である文武両道を生かした特色ある教育がなされており、さまざまな活動が展開されておりますが、将来像として学科等も含めどのような未来像をお持ちなのかを伺います。

5番、このたび市内数校の小中学校が廃止もしくは統合が必要と発表されたが、教育行政方針で小中学校の適正配置計画については十分な検討をすると述べられていますが、該当する学区の住民などは今後の方向について大変な不安を持っております。いつごろまでに詳しい計画が住民に示されるのかを伺います。

社会教育について。文化ゾーンの再構築の考えに賛同いたします。民間投資に触れていますが、積極的に民間移譲に向けての対応も考えるべきと思うが、中長期的な展開の考え方を伺います。

最後に、スポーツの振興につきまして伺います。2020年東京オリンピック、パラリンピックに向けて体制を含め準備を始めるようだが、まだ市民に対する周知が不足していると感じています。滝川市全体の取り組みに向けて体制の確立を早急に立ち上げるべきと考えるが、見解を伺います。

これで会派みどりの代表質問を終わらせていただきます。

○議 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、会派みどり、木下議員の代表質問にお答えをさせていただきます。

地域における重要課題についてであります。市政執行方針で申し上げたとおり、中心市街地の再生、高齢化社会への対応、子育て支援の充実、教育のマチたきかわの実現、財政健全化などを当面の重要課題と捉えておりますが、あわせまして人口減少対策である総合戦略の推進に取り組むまいと考えております。これらの課題については、それぞれ28年度の事業として対応するものもございますが、継続的に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、収納率でございますが、市税を滞納している方に対しては文書、訪問、電話連絡により催告を行い、納期内に納付できない事情がある方については分割納付等のご相談に応じ、できるだけ早い時期での完納を目指しております。ただし、納税催告を行っても連絡のいただけない方や分割納付のお約束をしてもそのお約束を守っていただけない方に対しては、地方税法に基づき適切な対応をとっており、預金や給与、不動産等の財産の調査を行い、差し押さえ可能な財産がある場合には差し押さえを執行し、滞納市税に充てております。木下議員のおっしゃるとおり、市税の滞納は多くの納税義務を果たしている市民の方々に対して不公平感を招くこととなりますことから、今後も滞納の解消に努めてまいりたいと考えております。また、納税者の利便性を高める取り組みといたしましては、平成26年4月からコンビニエンスストアでの納付も開始したところであり、利用件数も平成26年度の17.8パーセントから21.4パーセントにふえている状況で、納期納付の向上につながっております。

次に、財政健全化計画についてであります。まず将来負担への不安払拭ということでございま

すが、これまでも滝川市土地開発公社の清算や社会福祉施設の事業団譲渡など、できる限り将来負担の軽減に努めてきたところであります。財政健全化指標の一つに将来負担比率があり、滝川市の数値は全道平均と比較すると高い位置にはありますが、国が定める基準に至ることはないと考えております。将来負担比率が高くならないよう努めていくことが必要だと考えておりますし、これまで同様将来に責任を持った市政運営を行っていきたいと考えております。

次に、任期中に財政健全化計画を達成すべきということではありますが、見直しに時間を要するものもありますので、まずは計画期間内に着実に達成できるよう、全庁一丸となって取り組んでまいりたいと考えているところです。また、できる限り早く財政健全化を達成したいという思いも持っておりますので、見直し可能な事業は早く見直しできるよう努めてまいりますし、財政健全化計画に掲載していないものについても常に事業見直しの視点を持って対応していくことが重要だと考えております。財政健全化を図り、将来にわたり持続可能な市政運営を目指すことは将来世代の負担軽減にもつながることであり、責任ある世代が全力を持って進めることが極めて大切であると思っております。私とその先頭に立ち、オール滝川として市民の皆さんにもご協力をいただきながら、職員一丸となって進めていく決意でございますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、創生総合戦略についてでございますが、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たっては、多くの市民の皆様の意見や声をお伺いするため、学生や各種団体、地域別に全26回のタウンミーティングを開催し、延べ339名の方にご出席をいただく中で、数多くの有意義なご意見を頂戴することができました。総合戦略は、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案しつつ、市民、学生、観光などの各種アンケートやタウンミーティングでのご意見を十分に踏まえ、策定に至ったところです。重点プロジェクトに位置づけております冬のしごとづくり事業や就業・移住ナビ事業につきましても、タウンミーティングにおけるご意見等を参考として事業構築を行い、現在は地方創生加速化交付金の活用を想定し、準備を進めているところであります。今後も総合戦略に基づく事業を具体的に展開するに当たっては、これまでの調査結果を確認しながら、本市にとってより効果的な事業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、調査結果と戦略テーマの整合につきましても、地域経済分析システムや各種統計調査、地域特性等の分析結果をもとに総合戦略の3つの基本目標を設定したところであり、基本目標ごとに位置づけた施策や事業は調査結果に合致していると考えております。

次に、総合計画との整合性についてでございますが、毎年度予算編成の前段としての政策形成に向けては、総合計画の基本目標ごとに各事業等の進捗状況を把握し、政策協議等において当面の方針を整理するほか、予算協議では政策協議の結果に基づき、事業の構築を行っています。総合計画は、市の総合的な振興発展などを目的とした市の最上位計画であり、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的とした関連計画と位置づけているものです。また、総合戦略の3つの基本目標と各施策は、総合計画の6つの基本目標のいずれかに対応する内容となっており、両計画の整合は図られております。総合計画の推進に当たっては、それぞれの基本目標に数値目標等を掲げていないことから、必ずしも定量的な尺度で数値化していないところですが、毎年度各部の運営方針を設定して、総合計画に基づく事業の進行管理を行っているほか、基本目標に

対する現状と課題などを整理して議論を行い、政策形成に当たっていますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、農業を起点とした元気な地域産業づくりの農業系バイオマスについてのご質問でございますが、通年型のハウス栽培の導入については、冬の仕事づくりの一環として滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点プロジェクトにも位置づけており、企業の農業参入や法人化の推進に力を入れる中、通年で就業可能な雇用環境を構築するために重要な事業であると考えております。道内各地で徐々に取り組み事例がふえてまいりました通年でのハウス栽培ですが、課題となるのは冬期間の運営コスト、特に安価な熱源をいかに確保するかだと考えており、そのための地域資源として本市における未利用、低利用のバイオマス資源である稲わらやもみ殻に着目したところです。現在ボイラーメーカーとの情報交換の中から共同研究の打診もいただいているところでもあり、新年度については各メーカーが開発しているボイラーに関する情報収集や燃料効率の検証、燃焼後の残渣の活用など基礎的な調査に加え、事業化に向けた検討を進めてまいります。

次に、通年雇用の考え方でございますが、本市農業においては就業者の高齢化、後継者不足に伴い、遊休農地の発生が懸念されるところであり、その対策として企業の農業参入や法人化の推進に力を入れる中、通年での雇用環境を整えることが急務であるという考えのもと、冬期間の仕事づくりを進めていきたいと考えているところです。さきの質問でもお答えしたとおり、こうした課題の解決手法の一つとして通年型のハウス栽培の導入を検討していきたいと考えておりますし、もう一つには農商工連携や6次産業化の推進などにより冬期間の加工業務や販売業務への従事という考え方もあります。さらに言えば、現状においても市内の農業者が冬期間の仕事としているケースに除雪作業のオペレーター業務、製造業における臨時雇用などがあります。このように農業以外の業務に従事することもあり得ると思いますので、種々さまざまな可能性を視野に入れながら、年間を通じて雇い入れることができる環境を模索してまいります。

次に、農商工連携についてでございますが、農商工連携事業については今までにも大手商社の農業関連担当者が本市に訪れ、地元農業者と米やレタスの生産、加工、流通などについて意見交換を行ってきているとともに、輸出関連商社とも連携し、台湾などへ農産物の輸出を行っているところがあります。また、市内においては、先ほど関藤議員の質問にも答弁しましたが、リンゴの発泡酒の販売やサツマイモによる農商工連携事業の認定など、さまざまな取り組みが既にされているところでもあります。市としても農商工連携事業の強化を図るため、昨年7月に産業振興部内に農商工連携室を設置したところですし、今後売れる野菜づくりを進める上で生産から加工、流通、販売まで一貫したサプライチェーンがますます重要になると思われることから、引き続き必要に応じて地域農業者とバイヤー等との検討の場を設けていきたいと考えております。

次に、地産地消事業の取り組みについてでございますが、地産地消事業の取り組みについては、滝川市、JAたきかわ、滝川消費者協会などで構成される滝川地産地消ふるさとづくり協議会が中心となり、地産地消認定店制度や地産地消グルメフェアなどの開催により地元農産物等の消費拡大を図ってまいりました。また、ロコミ効果を狙ったフェイスブックを初め、積極的に市内外に向けたPRも行っており、その結果地産地消認定店も40店舗まで拡大するなど、地産地消の意識と地

元農産物等の認知度の向上が図られているものと認識しております。引き続き地元農産物等の消費拡大や6次産業化の推進について市内農業者や関連事業者との連携をとりながら進めてまいりたいと思います。

次に、T P Pの動向の中における新規就農、農業塾等のご質問でございますが、本市が抱えます農家戸数の減少、高齢化による担い手不足といった状況の中、新規就農には資金の調達、優良な農地の確保、営農技術の習得といった課題への支援が不可欠であると考えております。そのためには、1つといたしまして、国や市の助成制度を有効に活用しながら、意欲を持って地域の中に飛び込んでいくことのできる新規就農者の発掘、2番目といたしまして、担い手の状況や農地の出し手、受け手などの問題について地域内で話し合いを行い、人と農地が将来にわたって安定的に継承できるよう、地域と関係機関が一体となって新規就農者を迎え入れる体制を構築すること、この2つが重要であると考えております。また、滝川農業塾については、今後の農業を担っていく若い後継者が目まぐるしく変化する農業情勢の中で、生産技術の習得だけではなく、将来の農業経営者として経営感覚を養成、ネットワークを構築していく場となることが重要であると考えておりますが、新規作物の導入や加工の分野に女性の塾生が積極的に取り組むなど、塾における活動の幅も広がりを見せていることから、今後も一層後継者が活動しやすく、主体的に学ぶことのできるカリキュラムを設定していきたいと考えております。農業生産法人の育成については、地域の中心的な経営体として雇用の場、農地の受け皿といった役割も期待できることから、必要に応じて法人化に向けた研修会の開催や個別相談、専門家の招聘による経営診断等を実施していきます。

次に、雇用問題について、滝川市産業活性化協議会についてのご質問でございますが、産業創出促進助成金制度は、構成団体である滝川市、滝川商工会議所、北門信用金庫などにおいて制度のP Rや受け付け窓口を担っており、協議会においても市内における企業や新分野進出など、雇用創出につながる事業の掘り起こしが課題であると認識しているところです。新年度においては、ワンストップ型の産業支援相談窓口、T A K I — B i z事業として市内事業者や創業希望者などを対象に、経営相談や情報提供をしていくなど、地元事業者の抱える課題をともに解決する機会を設け、構成団体等と連携する中で地元産業の活性化につながるよう努めていきたいと考えております。また、地元への投資を呼び込むためのトップセールスについては、新たな分野への企業誘致の推進などを含め、積極的に企業訪問や情報収集を行ってまいりたいと思っております。

次に、江部乙地区の菜の花等の「日本で最も美しい村」連合についてでございます。その中の樹園地振興でございますが、地域おこし協力隊制度の活用については、リンゴの栽培技術の継承と加工品などの商品開発に取り組んでもらうことを狙いとしています。また、リンゴの栽培技術の継承により「日本で最も美しい村」連合の加盟要件の一つである地域資源となった防風林に囲まれたリンゴ畑の景観維持及び作付面積減少の歯どめに少しでもつながればと考えております。なお、ご質問の振興計画については、現在江部乙協議会において計画を策定しております。今後については、協議会が主体となって計画を進める中で、市といたしましても必要に応じた支援をしていく考えであります。

次に、菜の花のイベントについてでございますが、滝川市の菜の花は市内、道内を初め、徐々に

全国や海外への認知度も上がり、昨年は菜の花ウィークの期間中12万3,000人もの観光客が訪れました。また、タイやシンガポール、香港、台湾など東アジア圏を中心とした海外からの観光客も年々増加しております。昨年は、菜の花ウィーク期間中に滝川駅で国際課の職員による外国語対応の観光案内所を設置するなど、インバウンド観光への対応も進めてきました。しかし、その一方で、迷惑駐車や畑に入っただけの写真撮影、たばこやごみのポイ捨てなどがふえ、観光客のマナーやモラルの低下が目立つようになっているのも事実であります。今後は、看板等による注意喚起のほか、ホームページやフェイスブックを通じての呼びかけ、畑周辺の巡回を行うなど、農産物や農作業への影響に配慮しながら日本一の菜の花畑の景観維持対策を検討していきます。今後も滝川市の誇れる観光資源として多くの観光客に感動を与えられるよう、たきかわナタネ生産組合や関係団体の方々と連携協力を図りながら、菜の花を活用した取り組みを継続してまいりたいと思います。

次に、滝川スカイスポーツ振興協会への支援についてでございます。滝川のグライダーは、全国有数の施設と運航実績を誇るとともに、東アジアの中でもここでしかできない体験飛行など、地域の特色ある観光資源として活用してきたところです。また、サマースカイフェスタにおいては、協会と市が共催する形で1994年以来通算17回を数え、今や夏の滝川を代表するイベントとして定着してきているところです。ご質問のサマースカイフェスタに対する市の支援の現状につきましては、金銭的支援は行っておりませんが、共催団体としてテント、机、椅子等の運搬、設営作業及び職員による運行管理を行っているところです。協会にも確認いたしましたが、現状のイベント規模であれば会場の設営や撤去、当日のイベント対応などは協会職員や会員のボランティアで対応可能であること、全道規模のイベントを開催する際には関係団体等の支援や助成金等を別途得られていることから、市への特段の支援要請は今のところ考えていないとのことでした。さらに大きな規模のイベントを協会独自で開催する際には、協会の要請に応じて支援を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、観光情報、また観光プログラムについてのご質問でございますが、現在滝川市の観光情報の発信は滝川市の公式ホームページやたきかわ観光協会のホームページを中心とし、近年利用者が急増した通称SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの一つであるフェイスブックを活用しながら情報を発信しています。特に観光関連では、地域おこし協力隊がフェイスブックを巧みに活用し、市内外の方々にネットワークを広げながら情報を発信しています。また、イベントなどの開催時には、フェイスブック上でつながっている市内外の人たちが閲覧した情報の共有、拡散をし、さらに知友人に情報が広げられている状況です。滝川市の公的なサイトやフェイスブックにて一般の方が情報発信者として自由に発信するのは、セキュリティ上の問題や悪意を持った内容を発信することも可能なため、現実的には難しい状況ですが、フェイスブックによる情報提供は一般的にその効果も高く評価されていることや市民にも幅広い世代に利用されていることを踏まえ、さらに利用者のネットワークを広げていき、タイムリーな情報発信と情報の共有、拡散、いわゆるフェイスブックというシェアについての積極的な呼びかけをしていきたいと考えているところです。新年度においては、今年度の地方創生の交付金で制作中のスマートフォンに対応する観光ガイドアプリケーションも完成することから、その活用が図られるよう情報の発信をし、アプリケーション

内で紹介するイベントや滝川の見どころや食についても情報発信をしまいたいと考えています。また、地域おこし協力隊がこの間に研修等でスキルを重ねてきた自然体験活動や情報発信の技術も活用しながら、新たな魅力づけと観光プログラムづくりもしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、広域観光についてでございますが、広域観光についてのこれまでの取り組みとしましては、中空知広域市町村圏組合と連携を図りながら、圏域の特産品を景品とした中空知5市5町の花火大会、スタンプラリーを実施しているほか、砂川SA、スマートインターチェンジ開通時には「北海道じゃらん」特集ページにおいて中空知のグルメやイベント情報を掲載して観光PRを行いました。また、砂川サービスエリアにおいて中空知大収穫祭を開催し、中空知5市5町が協力して観光客誘致のため特産品や農産物の販売等を行ってきております。このような圏域の連携した取り組みは、予想を上回る集客効果があったことから、各方面から高評価を得ているところです。今後中空知の新たな広域観光ルートを創出するためのモニターツアーの実施を検討しているほか、観光DMOの可能性を探るなど、引き続き定住自立圏の結びつきを深めながら広域観光を推進してまいりたいと考えております。

次に、公共施設マネジメント計画についてでございますが、滝川市の公共施設マネジメント施策は、大きく2つの点で全国から注目され、本年に入りまして総務省や内閣府から先進地としてのヒアリングを受けているところであります。このように本市が注目されている主なポイントは、スピードと政策の2点であると考えております。まず、1点目のスピードという面では、公共施設マネジメント政策の取り組みの開始から調査、計画の策定、計画の実行という一連の流れのスピードと床面積の削減実績がポイントであり、滝川市は取り組み開始の平成24年度末から平成26年度末の2年間で総合福祉センターの廃止、解体、社会福祉施設の一括譲渡など、2.8万平方メートル、率にして7.4パーセントの床面積を削減してまいりました。この2年間で7.4パーセントの床面積の削減という数字は、他の先進自治体と比べても全国から注目されるスピードと実績とすることができます。もう一点の政策という点では、他の自治体では財政面のみ着目し、施設の削減に取り組んでいる自治体が多い中で、滝川市では人口の減少、市場の縮小、交通や商業といった民間サービスの撤退、市民の生活環境の変化、さらなる人口の流出といった縮小のスパイラルからの脱却には今後ますます市民の活動が重要となることを考え、市民活動の拠点の議論にあわせて、衰退化傾向にある町内会や老人クラブの活性化の議論を行っているところがポイントであり、これらの部分では計画の予定スケジュールからおくれが生じております。このおくれの部分につきましては、平成23年からの20年計画である都市計画マスタープランにおける拡大から集積へ、行政主体からコミュニティ主体へという都市づくりの方向転換を公共施設マネジメント計画の10年間に集中的に取り組むべく進めているもので、この都市づくりの方向転換には交通や財政など幅広い要素が絡むことや行政、市民の意識転換を図ることなど、さまざまな課題があり、着実な歩みにはなりますが、しっかりと進めていかなければならないものと考えております。

ご質問にあります計画上の工程表の見直しにつきましては、財政健全化計画の進捗状況も含め、上位関連計画の動きに合わせて計画の中間年度、平成29年度末において必要があれば見直しを行

うこととしておりますが、現状においては計画及びスケジュールの見直しを行うことなく進めてまいりたいと考えております。

次に、栄町3―3地区の計画についてでございますが、栄町3―3地区に係る再開発事業につきましては、施行者であるアニム滝川において構想、設計段階を経て、工事着手という実施段階に入ろうとしておりますが、今後予定されている工事の発注や開発区域を拡大したことによる開発コストの増大に伴ういわゆる身の丈開発としての収支バランスの確保が課題として考えられます。一方、将来に向けた中心市街地の再生に向けた視点では、商業や流通のまちの象徴的地区であった栄町3―3地区においても商業分野からの出店に至らない環境下にあることと考えており、そのためにも長年の市民の懸案であり、滝川の顔と言ふべきこの地区の再開発事業の成功が今後の中心市街地活性化のきっかけとなるよう、官民が協調して今後も努力してまいりたいと考えております。

次に、高齢者への見守り支援に対する考え、また施設に対する財政支援でのご質問でございますが、単身高齢者世帯を含め高齢者世帯が増加している中で、高齢者の異変などの情報を広く集めて早急に対応していくことが重要と考えています。来年度高齢者見守りでは新たな取り組みはありませんが、友愛訪問サービス、食の自立支援事業、見守り支援センターなどの安否確認の事業をより多くの必要な方にご利用いただけるようにしっかりと周知するとともに、企業や行政機関、地域団体などの協力のもと行っている高齢者見守り安心ネットワーク事業において、異変の適切な察知と通報の徹底を図るなど取り組みを強化してまいります。また、所得に応じた介護施設については、昨年の第2回定例会での清水議員の質問で第6期計画の中で位置づけた以上の施設整備は困難であり、次期計画の策定の中で高齢者数や要介護認定者数の動向、高齢者世帯や認知症高齢者などの状況を踏まえ、検討すると答弁しておりますが、整備が必要となれば、その財源についてはこれまで同様に北海道の支援制度を活用し、費用負担の軽減を支援していくことになると考えております。

次に、既存の介護事業所との行政連携についてでございますが、介護サービス事業所との連携については、平成27年度から介護保険制度が大きく変わり、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている中で、その実現に向けては介護サービス事業所の協力と理解が不可欠であると考えています。これまでも介護サービス事業所には徘徊高齢者等SOSネットワークや高齢者見守り安心ネットワークなどに参加協力をいただいているほか、また事業所ネットワーク会議では介護に関する課題などの意見交換や介護制度に関する研修などを行い、顔の見える関係づくりに取り組んでいます。また、介護保険制度改正の一環である3月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業においても、滝川地域介護サービス事業者連絡協議会と協議をしながら、その実施に向けて調整をしてきたところであり、今後も総合事業における多様なサービスの検討、在宅医療、介護連携の推進、生活支援体制整備について介護サービス事業所の参加協力をいただき、進めてまいります。

次に、不妊、不育治療、また日本脳炎ワクチンについてのご質問であります。不妊、不育治療妊婦健康診査については、不妊、不育治療を受けやすくするほか、安心、安全な出産をサポートするため、助成を継続して実施しますが、対象市民へは市広報を初め、道内の産科婦人科医療機関へのポスター、チラシ配布、高校生等への健康教育の機会を活用した啓蒙等、今後も受診率向上へ向

けて積極的な周知を図ってまいります。日本脳炎は、北海道ではこれまで予防接種を要しない疾病でしたが、予防接種法の規定に基づき、平成28年4月1日より定期予防接種を開始することになり、滝川市においても実施することになりました。現在7カ所の医療機関で実施する予定で準備を進めているところです。対象となる方々が適正に接種できるよう、市広報、ホームページに掲載するとともに、定期接種対象者及び北海道の指針に基づく積極的接種勧奨対象者の方には個別に通知書を送ることとし、接種率向上へ向けて積極的な周知を図ってまいります。

次に、市立病院の新ガイドラインについてでございます。滝川市立病院改革プランにつきましては、関藤議員のご質問でご答弁させていただきましたが、北海道が夏ごろまでに策定する地域医療構想の策定内容や平成28年度の診療報酬改定の影響、3月に導入した地域包括ケア病棟の稼働状況などを考慮して、できる限り早期に策定したいと考えております。

次に、防災協定の締結状況等でございますが、災害の発生に備え、迅速な対応が可能となるように準備態勢を整えており、その一環として民間企業等との間で災害時における協力協定を締結しています。現在備蓄計画に基づき食料品、日用品などの備蓄を進めているところですが、大規模な災害が発生した場合には備蓄品だけでは食料等の不足が予想されます。また、災害復旧という観点からも、早期復旧には関係団体、民間企業等の力が必要であり、平時から協定に基づく協力体制の構築が重要であります。防災協定の締結状況につきましては、食料を初めとする物資の供給に関するものや物資の輸送や災害復旧に係るもののほか、友好親善都市の名護市、栃木市とも相互応援協定を結んでおり、今年度は新たに3団体と協定を結び、合計37団体となります。今後も災害時に協力が必要となる団体、民間企業との協定締結を進め、誰もが住みよい安全、安心なまちづくりに努めてまいります。

次に、仮称でございます女性活躍推進センターについてのご質問でございますが、これまでの答弁では女性センターについてのイメージはいわゆるネウボラといった妊娠、出産、育児に関する組織、権限を集約した施設としておりましたが、（仮称）女性活躍推進センターとなりましたのは、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に描かれた姿により発展的に近づいたものとなりました。このセンターは、地方創生の中で女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍を推進し、女性が働きやすく、子育てしやすいまちづくりを行うことにより女性の人口流出を抑制することを目的としており、官民連携により施設の整備、運営及び政策の推進をしていきたいと考えております。このため、このセンターは滝川市の地方創生に資する施設及び機能であると考えておりますが、この実現には女性のニーズに的確に対応できる民間のノウハウが必要であることから、官民連携による高いサービス水準の確保、さらには現在の財政状況では民間資金の投資が前提となりますので、まずは官民連携に関する実現可能性調査を実施した上で、このセンターの構想そのものの可否及びセンターの構想内容の精査を行っていききたいと考えております。この調査に当たっては、民間資金の投資の可能性の有無について市場性の調査を行うとともに、高いサービス水準の確保による市場性の向上の手法などについて調査を行う予定であり、詳細につきましては現時点で未定の部分もありますが、国の支援や金融機関等との連携により調査検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、広域連携についてでございますが、広域連携の重要性についてでございますが、滝川市の歴

史的背景においても周辺地域と深く結びついて発展したところであり、これまでも消費者相談業務や戸籍電算システムの共同運用、消防事務の広域化など、長らく広域行政に取り組んできた行政運営の実態を踏まえて、定住自立圏の形成に取り組み、4月からは中空知医療連携ネットワークシステムの稼働や新十津川町からの病後児保育の受け入れなどを予定しています。現在圏域における共通課題として、雇用の機会があっても働き手が不足する雇用のミスマッチによる人材不足が深刻な状況となっているところであり、定住自立圏構想の中心市として他市町にも呼びかけを行い、総合戦略の就業・移住ナビ事業を5市5町が共同で準備を進めております。今後圏域の人口減少や高齢化が進展することが見込まれる中で、私はますます広域連携の重要性は高まると考えております。ご質問のとおり、空知、中空知を初めとした広域連携に取り組みたいと考えておりますし、圏域の発展を目指して各自治体にも積極的に呼びかけてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、私から教育行政執行方針関係について答弁させていただきます。

まず、1点目、教育行政執行方針の新鮮さが足りない感があって、意志が感じられないというようなことでございましたが、私としてはそうは思っておりません。知、徳、体という言い方は、学力向上、心の教育推進、体力の向上を端的に言いあらわしたものであり、北海道の教育行政執行方針にも合致するものであります。私としては、強い意志のもと、学力に関しては市独自の少人数学級実践事業の継続、学びサポーターの配置のほか、学力・学習意欲向上事業の継続、学校支援地域本部事業を活用した学習サポート事業にも取り組みますし、心の教育推進に関しては平成21年度から取り組んでいる道徳教育推進事業に取り組みますし、いじめ防止のための取り組みもさらに引き続き推進してまいります。また、体力向上に向けては、学校、体育施設の改修はもとより、教育振興会が主導する体力向上事業に取り組ませるほか、市民も巻き込んだ各種体育事業を予定しております。

次に、教育基本法を方針に載せるべきというご意見でございますが、教育基本法は記載がなくても大前提となるものでありまして、毎年載せるのも逆にいかなものかというふうにも思っております。教育行政推進に当たっては、各種法令、学習指導要領にのっとり、公教育として公的な制度にのっとりた教育を推進してまいります。

次に、全国学力・学習状況調査結果での家庭での学習の重要性についてでございますが、家庭学習については学習内容を確認なものとして定着させるために重要なものであり、主体的に学習に取り組もうとする意欲の向上につながる大事なことで、学校においては家庭学習が身近なものになるよう、学年ごとの学習時間の目安や教科ごとの学習内容を記載した家庭学習の手引を配布するとともに、保護者懇談会などで活用を呼びかけております。教育委員会としまして、平成27年度から新規事業として学力・学習意欲向上事業に取り組んでまいりました。滝川第二小学校をモデル校として放課後学習を実施し、学習意欲向上を図りながら、家庭での学習習慣の確立を進めてきたところであり、この学力・学習意欲向上事業について平成28年度も滝川第二小学校を引き続きモデル校として実施し、放課後学習の一層の充実と家庭学習の習慣化や意欲化を図る取り組みを推

進してまいります。

次に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の関係でございますが、それを体育、休み時間に取り入れてはどうかというご意見でございます。その点につきまして答弁させていただきます。

27年度の調査結果については、小学校では握力や長座体前屈などが全国平均を上回り、中学校男子は握力や立ち幅跳びが全国平均を上回りましたが、走るなどは全体的にやや低い状況でありました。各校では、調査結果を踏まえ、課題を把握し、体力向上に向けた取り組みを行っております。特に今年度からは、滝川市教育振興会による全校共通した走力、走る力に重点を置いた取り組みを推進しております。体育の授業開始時にランニングを行ったり、50メートル走や3分間走などを個々に目標を設定させて、達成状況を確認し、事後指導に生かし、さらに次のステップへと組みこませるなど、継続的に行っております。学校の体育授業等における調査種目を取り入れることについては、現状小学校では全学年で50メートル走や握力等の一部の種目を実施している学校が2校、中学校では4校全て全学年で全種目を実施しております。このような取り組みも児童生徒が体力における課題を把握し、みずから積極的に運動することにつながるものと考えますので、体力向上に向けて学校への情報提供を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、学校教育で学ぶ意欲の向上でどのような工夫が必要かという部分でございますが、各校の児童生徒の学力課題はさまざまであるため、各種学力検査の結果を分析、考察しながら、学校は校内研究のテーマを定め、組織として授業力向上に努めております。指導力向上には何よりも授業実践と検証が効果的であり、校内研究においては教師が授業を公開して互いに参観し、児童生徒の学力向上に向けた効果的な指導の方策について検証を行う取り組みをしております。このように学校は個々の教師の授業力を互いに高め合うことから、組織としての指導力の向上と授業改善を進めております。さらに、各校の取り組みを全市的に教員が互いに交流し、幅広い意見をもらいながら学校のさらなる指導力向上につなげる観点から、教育振興会では公開研究会を毎年実施しております。組織としての指導力向上を図るためには、児童生徒の学習の実態を適切に把握することも大事なことであり、学校は授業に関して子供たちから直接声を聞くアンケートも取り組んでおります。このような学校全体のPDCAサイクルに基づいた授業改善を推進するよう、これまで同様に各校に指導してまいります。

次に、少人数学級の拡充についてでございますが、35人学級は子供たちの確かな学びときめ細やかな見守りの充実として本市が平成20年度から道内でも先駆けて取り組んできた事業ですので、その維持と拡充を図ることを目指しております。さて、ご質問の5、6年生の拡充については、平成28年度の執行方針では既にご案内のとおり3、4年生の対象を維持し、継続することにしたところでございます。平成28年4月の児童数の見込みから、35人学級対象は第一小学校で3年生、4年生、第二小学校で4年生、東小学校で3年生、以上4学級となり、4人の教員を採用する準備を進めております。5、6年生に拡充することは、滝川の小学校では国、道の制度とあわせて全学年での35人学級が実現できることとなり、保護者や市民の皆さんから大きな期待が寄せられていることは十分承知しております。私どもとしても拡充の意向は持ってはいるものの、残念ながらすぐというわけにはいかないことから、時期については適切に今後判断してまいりたいと考えてお

ります。

次に、道徳教育推進事業の関係で、地域に根差す事業展開を図るべきとのご意見でございますが、事業内容については、繰り返しになりますが、小中学校から委員を選出し、実践発表会において研究の成果を発信する取り組みを推進しております。地域に根差した事業の展開としましては、各学校におきましてはこれまでも毎年10月に実施している市内一斉参観日での道徳の授業公開、さらに先ほどの答弁にもございましたが、道徳教材を家庭に持ち帰り、家庭において保護者と子供が道徳の授業で学んだことについて話し合いをするようなきっかけをつくるといった取り組みも進めております。また、道徳教育推進事業におきましても、家庭や地域との連携を深める道徳教育という視点から、例えば福祉、医療関係などの講師をお招きし、命の大切さや他者を尊重する心の大切さなど、経験に裏打ちされたお話を子供たちにしていただくといった取り組みなども今後推進していくことができると考えております。

次に、西高等学校についてどのような未来像をとということでございますが、関藤議員さんの代表質問にもお答えしましたとおり、中学生のアンケート結果や生徒の進路希望、保護者や地域からの期待に応えられるよう、社会で必要とされる学力の定着やこれからのグローバル社会で活躍できる人材を育成するため、より専門性を高めた学科に転換することも視野に入れて減ずる学科を検討しております。これまでの実績を踏まえて、普通科と商業科の併置校のよさを最大限に生かし、進学に対応した普通教育と専門的なビジネス教育、キャリア教育と個に応じた進路指導の充実を図り、生徒や保護者、地域の願いに応える学校を運営してまいりたいと考えております。

次に、適正配置計画の詳しい計画についてでございますが、ご存じのとおり適正配置計画は5年が経過し、文部科学省の手引の内容を踏まえて今年度見直しを行いました。それらを踏まえた上で、計画の後期5年間に当たる平成28年度から平成32年度には当初計画どおり新たな統廃合は実施しないことといたしました。平成28年度以降については、次期計画における適正規模を下回る各学校の具体的な方向性を示すための準備期間とした上で、文部科学省の手引を考慮して検討を進め、詳しい計画を立ててまいります。今後は、早い段階で保護者との懇談会、あるいは地域住民との懇談会を行い、手引にもありますように学校の持つ地域的意義等を踏まえ、地域住民の理解と協力を十分に得られるよう努め、それぞれの地域の実情に応じた教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討、実施してまいります。

次に、文化ゾーンの再構築の考え方についてでございますが、文化ゾーンでは老朽化に伴う改修や設備更新が喫緊の課題となっております。教育委員会では、平成28年度文化ゾーンの再構築に向けてこれからの市民の生涯学習や文化芸術活動において必要な機能や行政サービスのあり方を精査するとともに、道内外の先進地事例や勉強会を通じ、施設改修を含めた文化ゾーンの再構築に民間の資金とノウハウを活用するPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの導入の可能性を探ってまいります。PPPの実現には魅力的なゾーンであることも条件です。文化ゾーンは、生涯学習や文化芸術活動だけでなく、人が集い、活動が生まれる新たな要素も求められます。文化ゾーンの再構築の調査検討においては、市民や専門家と一緒に進め、文化ゾーン全体の具体的な姿、そして再構築に必要な財源確保について今後お示ししていきたいと考えております。

次に、東京オリンピック、パラリンピックに向けての体制の確立を早急にという部分でございますが、市としましては平成26年度から教育委員会にオリンピック・パラリンピック合宿誘致推進室を設置しております。専門家や関係者に直接市内のスポーツ施設や関連施設、環境等を視察いただくことなどにより、リオデジャネイロ大会よりパラリンピックの正式種目となるパラカヌースプリント競技に的を絞り、誘致活動を進めております。その活動の中で、身体に障がいのある選手にとって大きな負担である競技艇を運搬しながらの移動の負担を軽減するため、B&G財団の協力のもと、パラカヌー競技艇を2艇、28年度より海洋センターに配備することにいたしました。滝川で合宿することのこうしたメリットを訴求ポイントとして、さまざまなルートから合宿誘致に向けた働きかけを行っておりますが、現時点ではまだ市民の皆様にお知らせできる成果が出ておりません。これについては、今後動きが出てくれば随時お知らせしてまいりたいと考えております。あわせて、市民の皆様にご協力をいただくための体制づくりについても進捗の状況にあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議 長 答弁が終わりました。木下議員、再質問ございますか。木下議員。

○木下議員 私のほうから2点ほど再質問させていただきます。

1点目につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所の関係につきまして、事業所の数がふえるということは当然介護職員などの不足が考えられるが、介護職員のマンパワーを十分に反映できる体制づくりはどのように考えているのか伺います。

もう一点は、学校教育につきまして、少人数学級、35人以下学級とした場合、メリットとデメリットの考え方を教育委員会としてどのように捉えているのか伺います。

以上2件です。

○議 長 木下議員の再質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま認知症の関係のご質問ということで、民間のパワー、マンパワーの関係ということでご質問だったと思いますけれども、人材育成についてはそれぞれの立場で進めていただかなければならないことかなと思ってございます。当然施設がふえれば人がいないとその事業は成り立ちませんので、そういった面ではそういった方の人材育成については官も民も一緒になって進めていくべきことかなというふうには感じてございます。

以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 少人数学級のメリット、デメリットのご質問でございますが、よいところとしては、端的に言いますと学習面にしても生活面にしても子供を丁寧に見られるというふうになんて言われております。実際に実践研究事業として導入している学校からその成果の報告を受けておりますので、その報告内容についてここでお話しさせていただきたいと思っております。学習時間中のみずから発表する、しっかり聞くなどの活動が活発になり、進んで学ぶ意欲が持てたなどとアンケート結果として出ている。2点目として、体験活動の際に一人一人に目が行き届き、時間をかけ、個性を生かす指導や支援ができた。3点目として、グループ学習を行う際は教室内のスペースを生かしていろいろな集団体系をとって学習ができ、その中でリーダーやサポートする子供の活動が活発になっている。4

点目として、家庭訪問や学級懇談会でも時間が確保され、子供の様子を保護者と共有することができたといった成果が報告されております。デメリットとしては、一般的にというか、一部の意見として切磋琢磨がなくなり、子供たちの社会性が育たないといった意見も一部としてはございますが、調査の検証でもそういったことはうちとして出てきておりませんし、委員会としてもそのようなデメリットがあるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

田村議員の発言を許します。田村議員。

○田村議員 皆さん、こんにちは。こんにちはというよりは、お疲れさまです。新政会の田村勇でございますが、会派を代表いたしまして、平成28年度市政執行方針並びに教育行政執行方針に対する代表質問をさせていただきます。それぞれ執行方針に対する質問のため、重なるところもありますが、ニュアンスを変えて、端的に具体的に質問させていただきます。早速、以下通告に従いまして代表質問を行います。

◎1、市政運営の基本的な考え方

1、各年の一文字について

2、財政基盤の確立について

まず最初に、市政運営の基本的な考え方ですが、私の市議会議員1期目のときに林芳男市長、4期目のときに田村弘市長、そして6期目から前田市長と3代にわたりそれぞれの市長の政治姿勢を感じ取ってまいりました。時代の変化でリーダーシップのとり方も変わってきていますが、今の時代の前田市長の市役所庁内と滝川市民に対するリーダーシップの考え方をお示してください。

2点目は、市長の前任期の4年間に「興」、「育」、「動」、「継」の一文字を掲げ、それぞれ思いどおりに邁進できたと思うわけですが、邁進できたかどうかをお伺いいたします。

3つ目は、ことしの「気」との一文字ですが、今2期目で「気」を使うと、終わるまでまだ3期あるわけです。それもずっとまた1字をとるのかということなのですが、市長は一気呵成に取り組むとありますが、さきにやる気、本気、勇気と出てきましたが、ある市民の方は不気味とか不景気とか、そういうとり方もあるということで、余りふさわしくないとも言っておりました。そのような不安を払拭する意味も含め、「気」の複雑な意味合いを持ってどう市政を推進したいと思っているのかを伺います。

4つ目は、この一文字を先ほども言ったようにいつまで続けるかということでございますが、市民は一文字はもうやめて、一文字でなくもっとわけのわかりやすい思いやりのある言葉を求めています。無投票当選での責任を重く受けとめ、ワンマンや自己満足にならないよう常に気をつけ、来年は市民受けする言葉を掲げるのがいいと思うのですが、そのお考えをお聞きいたします。

次に、財政基盤の確立についてであります。国の補助金は、1年、2年でなくなるもの、減額されるもの、単発的なものが散見されます。せめて5年スパン、10年スパンと継続されないと次の計画にも影響が出ると思います。そこで、持続的な財政基盤を築くための具体的な対策、施策をお

示し願います。

2つ目は、今後の財政調整基金の規模ですが、健全財政維持のために全部署が努力していることと思いますが、平成31年までの年次計画も含め、規模をお伺いいたします。

3つ目は、一般質問でも何度か取り上げてまいりましたが、今後ますます少子高齢化により人口が減少する中で、職員数、嘱託職員数のさらなる適正化であります。現在数は28年度の予算審査特別委員会参考資料の16ページに記載がありますが、人口が減少する中での今後の見通し、適正数、また特に共働きに対する考え方ですが、市民の関心を持っている大きなテーマでもあると思います。ある自治体では、採用のときにそのことをしっかり話し、決め事を守り、混乱はないとのこと。また、新規採用もスムーズに行われているとのこと。先進視察も含め、滝川市でもしっかり検証し、考慮すべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

4つ目は、地方創生、補助金50パーセントや過疎資金100パーセント等のほか、今後有利な補助金やそれに対する有利なテーマにはどんなものがあるかをお示してください。

◎2、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

- 1、コンパクトで機能的な都市の形成について
- 2、賑わいのある中心市街地の活性化について
- 3、住宅ストックの適正管理について

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりで、1項目めはコンパクトで機能的な都市形成についてですが、今回の市政執行方針にコンパクトシティに関する記載がありません。今までのコンパクトシティ計画は後退したのでしょうか、ほかとの関連があれば、お示ください。

2つ目は、数年のうちに修繕が大規模改修となるであろう公共物件がたくさんあります。全ての公共施設をいま一度再検討し、必要性の考慮を含め、廃止や解体、新設に対する計画をしっかりと持つべきだと思います。一例を挙げると、文化連盟を中心に900人近い会員が活躍しています。しかし、昨今は発表する会場がなくなりました。新十津川のゆめりあや砂川のゆう等を会場に肩身狭く使用しています。文化都市滝川の名に恥じない500人規模のホールを考えるべきであります。そういう観点も含め、優先順位を考慮し、検討が必要と思いますが、お考えを伺います。

2項目めは、賑わいのある中心市街地の活性化についてですが、大々的に取り組んだ店舗リノベーション支援事業、思ったようには利用が伸びていません。これは、中途半端な支援のため、やる気があっても対象が結構厳しく、利用できない人が多いわけであり。国の補助は終了したが、市独自にでも支援のレベルアップを図ることにより、税金や雇用等プラス効果があるわけですから、こういうものに対する見解を求めます。

2つ目は、現在9人になる地域おこし協力隊がそれぞれの場所で採用されていますが、それぞれの協力隊への期待の大きさ、活動業務内容、任期は1年で3年まで再雇用が可能とのことですが、1年で終わる活動もあるのでしょうか。また、定年退職者が違う観点からかわることも可能と思うわけですが、地域おこし協力隊に定年退職者を採用することも可能かどうかもお聞きいたします。

3つ目は、滝川職人支援研究会も結成され、素晴らしい活躍をされております。滝川クリエーターショップ匠ですが、各店収支はそれぞれであります。家主の絶大なる協力で家賃も低く抑えていますが、必要経費の業務用水道料、電気代、暖房料、ガス代、町内会費、アーケード負担金、除雪代等、ほかの経費がたくさんかかります。そんなことから、経営は必ずしも楽ではないのが実態であります。既に閉店した方もおりますが、家賃だけを安くしても経営は厳しいとのこと。今後の支援や市のかかわり方をお示しください。

4つ目は、創出支援事業で、他の地域にない付加価値の創出とありますが、今までにない期待できる付加価値とは何かをお伺いいたします。

3項目めは、住宅ストックの適正管理についてです。1つ目は、緑町団地9棟58戸の建てかえ工事ですが、平成31年度までの計画、スケジュール、補助金は50パーセントでよいかも含めお示しをお願いします。

2つ目は、民間住宅の有効活用の推進を図り、滝川市住宅改修支援補助制度、この制度を28年度も継続するとありますが、条件は28年度と同じかどうかをお伺いします。また、滝川市住み替え支援補助制度についてはいかがでしょうか。また、民間空き家の解体に対する補助金制度ですが、代執行制度は理解していますが、施設に入る人や息子さんのところに引っ越して、持ち家が空き家になり、解体したい、そういう方が今後もふえると思います。岩見沢市では解体費の1割、上限30万円、札幌市では費用の3分の1、上限50万円の制度があるということですが、滝川市の空き家解体に対する補助金の考え方を伺います。

3つ目は、中空知住み替え支援協議会ですが、7団体、滝川市、滝川建設協会、滝川地方宅建協会、建築士会滝川分会、介護サービス事業者連絡協議会、北門信用金庫、職業訓練センターの7団体が正会員となり、スキルアップセンターに事務所を置いて、240万円の市の補助金で活動しております。しかし、総会においても意見、提案も少なく、登録件数も伸びないのが現状とのこと。市のかかわりと今後のこの事業を伸ばす展望についてのお考えをお伺いいたします。

◎3、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

1、災害に強いまちづくり

2、安心して暮らせる保健・医療環境の充実について

次に、誰もが住みよい安全安心なまちづくりで、災害に強いまちづくりについてですが、誰もが住みやすい安心安全なまちづくりを求めているのは当然であります。5年前の3.11、東日本大震災による大惨事の傷跡はまだまだ深く、復興にはほど遠い現状であります。ことし2月18日、国、道、市、地域が連携して滝川市をモデル地区として石狩川滝川地区水害タイムライン検討会第3回目が開催されました。しかし、町内会の方の参加が少ないと聞いております。今後の検討会の開催回数と町内の自主防衛組織の充実、それとそれに対する連携についてどのようにお考えかをお示し願います。

2項目めは、安心して暮らせる保健・医療環境の充実の件ですが、市立病院の経営が非常にきびしく、病室の稼働率も低い、収支の状況も昨年に比べ4億円に迫る欠損となります。厳しい状況に

なっています。先般の新聞に、砂川市立病院が職員を50人増員し、4億円の必要経費を関連経費として予算に組み入れるとのことでございます。規模は違うかもしれませんが、経営に対しての意気込みも感じられます。滝川市立病院も総務省のガイドラインに基づく滝川市立病院改革プラン策定だけでなく独自のアイデアを取り入れるよう、計画や今後の収支改善につながる施策をお伺いいたします。

2つ目は、私もけがで二、三の病院に入院した経験がありますが、どこの病院でも不愉快に思ったのは意外と強い態度をとるクレーマー的患者のいることです。ドクターも看護師さんも、患者さんとけんかもできない弱い立場にあります。そういうこともストレスの要因になっている一つではないでしょうか滝川市立病院のクレーマー的患者に対する対応や対策、マニュアルについてお伺いをいたします。

3つ目は、滝川市立病院全般を見渡すさきの経営改善、クレーマー対策等も踏まえた経営プロジェクトの必要性についてですが、総務省のガイドラインとの関連も含め、プロジェクトの必要性のお考えをお示してください。

◎4、効率的な行政運営によるまちづくり

1、広域連携について

2、生涯活躍のまち構想について

4件目は、効率的な行政運営によるまちづくりで、まず第1、広域連携について。体験移住者が多い日高管内浦河町では、築40年以上の空き家の所有者にリフォーム費用の3分の2、上限200万円を補助し、リフォームした住宅は2年から4年ぐらいの間、移住体験住宅に提供しています。入居者は、役場の移住促進係があっせんする仕組みで、大家さんには月六、七万円の賃貸料が入るようであります。それで移住、定住の効果も上げているということでございます。滝川市も移住、定住に取り組んでいますが、実績が見えない。どこに何組の実績があるのか、また今後の移住、定住の効果的な施策、支援の拡充についてお伺いをいたします。

2つ目は、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点事業である内閣府が進める就業・移住ナビ事業の希望の持てる具体的な展開について滝川市における施策効果をお示してください。

3つ目は、就業・移住ナビ事業と中空知定住自立圏共生ビジョンとの関連についてお示してください。

4つ目は、市民の皆様には就業・移住ナビ事業がわかりづらいと思います。この取り組みが本当に雇用のミスマッチの人手不足の解消につながるのかどうかをお伺いいたします。

5つ目は、最近では社会情勢の変化もあり、特に独身男女の多くが未婚理由の統計で結婚する気はあるが、出会いがないとの理由が圧倒的に多いそうであります。それがまた人口がふえない要因の大きな一つにもなっているということも書かれておりました。そこで、雇用の人手不足や人口減少の対策として滝川市が他地域に先駆けて市の信用の置ける独自の出会いの場を提供し、婚活制度をつくり、活用すべきと思いますが、見解をお伺いいたします。

2件目は、生涯活躍のまち構想についてであります。1つ目は、生涯活躍のまち構想の推進とあ

るが、市長が従来から提唱していたプラチナタウン構想との違いは何かをお伺いいたします。

2つ目は、現在政府が進めている1億総活躍社会の実現であるが、政府方針とのかかわりについて伺います。

3つ目は、この生涯活躍のまち構想を推進するため、どのような観点から補助金の要請をしているのか、また具体的な予算づけの見通しについてお示し願います。

◎5、教育行政執行方針

- 1、これからの学校教育について
- 2、文化ゾーンの再構築について
- 3、パークゴルフ場について
- 4、東京オリンピック・パラリンピックについて

次に、教育行政執行方針で、これからの学校教育についてであります。少子化が進む中、児童生徒も減少することになります。今後も小学校、中学校の老朽化、統廃合を含め、適正配置計画の検討が進むことと思われます。小中一貫校等を取り入れているところはありますが、これからの学校教育の一環として、小中や中高でなく、小中高あるいは小中高大までの一貫校教育も進むと思われます。滝川市は西高や國學院があります。ですから、小中高や、あるいは小中高大までの一貫校の試行も可能であります。効果的な指導と今後の取り組みを伺います。

2つ目は、きめ細かな指導の充実を図るとありますが、子供たちは特技を秘めた宝であります。学習はもちろんですが、いろいろなスポーツや体育事業によって才能を伸ばす機会が大切であります。以前に滝川からもスキーモーグルでオリンピックに出場した方もいます。また、今はジャンプやスケートにおいて北海道人が大活躍をしています。滝川の小学校、中学校でスキーやスノーボード授業を実践しています。今期もスキーインストラクターの方14名で6小学校と2中学校で延べ115日支援し、実のある今期のスキー授業を終えられました。さらなる継続支援が必要と思いますが、今後の効果的な指導と取り組みをお示しください。

3つ目は、重点目標に挙げています市独自の道德教育とは何か、また効果的な指導方法とは今までと大きく違うのか、具体策をお示し願います。

次の文化ゾーンの再構築については、公共施設の全部の再検討の必要性でダブっておりますので、削除いたします。

3件目は、パークゴルフ場についてであります。市長の公約の一つでありますまち自慢のパークゴルフ場についてであります。8コース72ホール completionの完成を皆が楽しみにしていると思われすが、現在までの進捗状況をお示しください。

2つ目は、ここでも地域おこし協力隊を採用して、魅力あるパークゴルフ場として企画、運営していくとありますが、運営についての市や振興公社、地域おこし協力隊とのかかわりはどうなっているのかお示しを願います。

3つ目は、後発のパークゴルフ場なので、利用者の入り込みが気になるころですが、当初計画どおりの収支計画でよいか、計画に対して下方修正をしなくてもよいのかと変更する部分があるか

ないかをお伺いいたします。

4つ目は、既設のパークゴルフ場の維持管理、整備についての考え方ですが、既設のコースをどうするのかを検討していれば、お伺いいたします。

4件目は、東京オリンピック、パラリンピックについてであります。1つ目はカヌー及びパラカヌー競技を中心に誘致運動を進めるとありますが、カヌー及びパラカヌー競技誘致の可能性は何パーセントぐらいあるのか、今後この誘致のための計画とスケジュール、先ほどの答弁で余りいい答弁ではなかったのですが、これを断念するのか、それとも進めるかも含めて答弁を願いたいと思います。

2つ目は、非常に厳しい経済情勢の中で、もしカヌー競技を進めるとした場合に市民協力は本当に得られると思うかどうかということもお聞きをしておきたいと思います。

3つ目は、全国各地でいろいろな誘致運動に手を挙げていますが、滝川としてはカヌー以外の競技で誘致の選択肢があるのかないのかを伺います。

以上でございます。

○議 長 それでは、ここで一旦休憩をさせていただきたいと思います。答弁は休憩後の再開ということで答弁をいただきます。再開を2時55分といたします。休憩いたします。

休憩 午後 2時43分

再開 午後 2時54分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

田村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、新政会、田村議員からの代表質問に順次お答えをさせていただきます。

リーダーシップの考え方に関する最初のご質問でございますけれども、リーダーに求められる資質としてはいろいろな条件があるかと思いますが、実行力、判断力のほか、改革、改善できる力ではないかと思っております。常に変化する環境に対応し、不断の見直しを行いながら、よいものは続け、改善すべきものは見直すという決断ができることだと考えております。今後においても、市民の皆さんや職員との対話を重視し、市民の皆さんにとって何がベストとなるのかを最優先としながら行政上の諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、私が使っていましたこれまでの一文字についての邁進できたかというご質問でございますけれども、過去私が掲げましたのは「興」という字がまず最初でございますが、「興」を掲げた際は、未曾有の震災が発生した東北の復興を願うとともに、本市の経済を興し、農業を興す意味合いがございました。滝川農業塾を開き、農業後継者の育成を図るとともに、友好親善都市である名護市、栃木市と災害時における相互応援協定を結び、さらなる安全、安心のまちづくりを進めました。翌年の「育」の際は、前年にまいた種から膨らみのある事業に育てる意味合いで、中空知5市5町による戸籍電算システムの共同運用をスタートさせたほか、就学前児童の医療費無料化や市立病院の院内保育所設置など、子育てしやすい環境整備にも努めました。さらに、「動」の際には、これ

まで育ててきたもの、あるいは動かなかったことを動かし、新たな行動につなげる意味合いで、中空知定住自立圏構想による共生ビジョンの策定や芦別市と赤平市の2市の消防が加わり、新たな滝川地区広域消防事務組合としてさらなる広域化を推し進めたほか、老人ホーム緑寿園等の滝川市社会福祉事業団への譲渡が実現しました。そして、これまで興し、育て、動かしてきたものを継いでいきたいという思いから、平成27年は「継」の一文字を掲げました。「日本で最も美しい村」連合への加盟が認定され、地域の文化や美しい農村景観を守り、次世代に継承してまいります。また、これまでの再生エネルギーへの取り組みが評価され、次世代エネルギーパークに認定もされました。このように本市の置かれている状況をしっかりと見きわめ、早期に着手すべきもの、準備期間を経て効果を高めるものなどに私なりに全力で取り組んできたつもりであり、今後においてもその考えは変わりはありませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

次に、今年度の「気」の文字の意味合いについてでございますが、先ほどの会派清新の代表質問でもお答えしたとおり、常に前向きな姿勢で仕事に取り組んでいくということをあらわすとともに、スピード感を持って対応していきたいとの考えに基づいているものでございます。

そして、この一文字をもっと市民受けに考えて変えたほうがいいのではないかとというご質問でございますが、私の毎年の市政運営の基本的な考え方は市政執行方針において表明させていただいてるわけでございます。それとは別に、本市の世相や抱負、一年を展望するという意味でこれまで一文字を掲げさせていただいたところであり、今後もこの一つの文字に込めた思いを市民の皆さんと共有できるように努めてまいりたいと考えておりますが、田村議員ほかそのようなご意見があるというのは参考にさせていただきたいと思っております。

次に、財政基盤の確立等についてでございます。財政基盤を築くための具体的な対策ということではありますが、持続可能な市政運営を目指し、昨年12月に財政健全化計画を策定したところでございます。本計画は、事務事業の見直し、組織、人件費の見直し、歳入確保対策を柱としており、この計画に基づいて新年度予算編成を行ったところでございます。それぞれの具体的な内容につきましては、2月15日に開催しました全員協議会で説明させていただきましたが、事務事業の見直しとしては3,800万円、組織、人件費の見直しとしては平成26年度との予算比較で一般職員数で17名の減、超過勤務手当は2,500万円の減、歳入確保対策としてはふるさと納税を活用した基金の活用で対前年度比4,700万円の増など、反映しているところでございます。当面は財政健全化計画を着実に実行していくことにより、安定した財政基盤を築いていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今後の財調の規模についてでございますが、財政調整基金を含む基金残高の確保については最大限努力していかなければならない課題だと考えております。今回策定した財政健全化計画では、基金残高が減少傾向にある中、残高が10億円を下回らないように財政健全化を達成しているところでございます。今回ご承認いただいた一般会計補正予算（第10号）におきましても、普通交付税の算定結果や一部事務組合負担金の減額状況などを勘案し、当初予算において見込んでいた財政調整基金と減債基金の繰り入れを取りやめ、さらに財政調整基金に4,000万円の積み立てを行うなど、最大限基金残高の確保に努めたところです。これにより、今回の補正予算後の基金繰入金の

予算現額は、施設整備政策基金や社会福祉事業振興基金など1億7,500万円となったところで、財政調整基金の一般的な適正基準は、標準財政規模の10パーセント程度、滝川市の場合は12億円と言われておりますが、まずは財政健全化計画を着実に実行することにより、財源補填的な基金繰り入れをしなくてもよい健全財政を目指し、そこから少しずつでも基金を積み上げていきたいと考えているところでございます。

数字につきましては、次長のほうからご答弁させていただきます。

次に、職員数の適正化というところでご質問でございますけれども、ご承知のとおり、財政健全化計画では人口と職員数の推移についてもグラフをお示ししながら、人口減少を踏まえた組織のあり方に向けて3つの視点を持ちながら組織のスリム化を目指すこととしています。したがって、職員数は正規と非正規問わず、全体としてスリム化の方向へ進むことが大きな目標であります。人口減少とは反対に新たな業務が発生することもありますので、これまでも答弁してきましたとおり、職員数の見直しにつきましては事務事業見直し及び機構改革とセットのもと、適正な職員数を確保していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。また、夫婦共働きにつきましては、意見はさまざまあるかと思いますが、1億総活躍社会という時代でもありますし、制度的には問題はないということでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今後の補助金等についてでございますが、財政基盤の確立に向けましては、各事業の実施に当たり最大限の財源確保に努めていく必要があると考えております。今後予想されるテーマや補助金等の種類というご質問ですが、施設整備関連としてスポーツセンター第1体育館の耐震改修工事や滝川地区広域消防事務組合消防本部滝川消防署庁舎の整備では国の緊急防災・減災事業の活用を想定しているほか、一般廃棄物最終処分場のかさ上げ整備については防衛省の補助金の活用を想定しております。また、地域おこし協力隊の制度のように一定金額を上限とした特別交付税措置が受けられるものもございます。地方創生関連では、国の地方創生加速化交付金、これは10分の10でございますけれども、その申請を行っており、採択された場合には28年度の事業実施に活用してまいります。今後も各省庁の補助メニューや有利な起債制度、地方創生推進交付金、北海道の地域づくり総合交付金など有利な財源対策に努めたいと考えております。また、国の有利な支援制度については時限措置である場合も多いことから、必要に応じて期限の延長措置をあわせて要望してまいります。

次に、コンパクトシティについてのご質問でございますが、都市のコンパクト化に向けましては、平成22年度策定の都市計画マスタープランにおいて中心市街地の拠点機能の形成、3つのコンパクトタウンの形成、コンパクトタウン間のネットワーク機能の強化を基本方針とし、事業の推進を図ってきたところです。28年度の市政執行方針においては、栄町3-3地区優良建築物等整備事業の支援などの中心市街地活性化や土地利用の増進や主要幹線街路を形成する泉町土地区画整理事業、公共施設マネジメント計画の推進など、コンパクト化を推進する事業として位置づけたところです。また、環状線を初めとする幹線道路における自動車やバスなど公共交通の利便性を生かして歩いて暮らすことができるよう、生活利便施設などを誘導すべく、土地利用のルールを緩和するなどの都市計画変更を行った経緯もあり、時間を要してコンパクト化を進める部分もございます。決

して後退したということではなく、今後も継続的に都市のコンパクト化を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、公共施設の検討でございますが、ご質問のとおり、滝川市では多くの公共施設の老朽化が著しく、滝川市の財政状況の中では公共施設の維持、運営は大変厳しい状況にあります。財政上の推計では多くの施設の維持が困難となることから、公共施設マネジメント計画の期間中を集中取り組み期間として、それぞれの公共施設のあり方を決めていくこととしております。このような情勢の中、総合福祉センターの廃止、解体、社会福祉施設群の滝川市社会福祉事業団への一括譲渡などを行い、平成24年度末から平成26年度末までの2年間において公共施設の床面積の7.4パーセント削減を行いました。一方で、木下議員のご質問にお答えしたとおり、公共施設マネジメントの推進には都市計画マスタープランの理念である拡大から集積へ、行政主体からコミュニティ主体へといった都市づくりの方向転換を進めていく必要があります。我が国が人口減少社会となり、さらには少子高齢化が進展していく中で、今後の地方都市においては新たな公のサービスによる暮らしの質の維持、向上が欠かせないものとなることから、市民活動の水準の向上は重要な政策となります。このことから、都市づくりの大きな転換点に当たり、コミュニティセンターや老人福祉センターなどの議論におきましては、将来を見据え、市民との協働によりこの難局を乗り越えるべく議論を重ねているところです。このように公共施設の本来の果たすべき機能に着目し、スピード感の出せるものはスピード感を持ち、機能を最大化させるものは最大化させるといった方針で公共施設マネジメントを推進していきたいと考えております。

次に、店舗リノベーション支援事業についてでございますが、昨年の第4回定例会においても答弁させていただきましたが、店舗リノベーション支援事業補助金につきましては国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金に係る中心市街地にぎわい創出支援事業の一つとしてスタートしたもので、商店街では4件の空き店舗解消につながりました。この実績から、次年度におきましても店舗リノベーション支援事業補助金を継続しつつ、拡大に努めていく所存でしたが、実質的な財源である当該交付金が見直されたため、予算編成については調整に調整を重ねてきたところであります。その結果、厳しい財政状況ではありますが、事業効果や中心市街地の動きを鑑み、店舗リノベーション支援事業補助金については170万円を予算計上し、継続実施の運びとなりましたので、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

次に、地域おこし協力隊についてのご質問でございます。現在滝川市では7名の地域おこし協力隊がそれぞれのステージで活躍しており、そのうち2名が商店街の活性化などに係る業務に従事しています。業務内容については、それぞれキャンドル職人と革職人として地域資源を生かした商品開発、商店街イベント事業への参加、商店街の情報発信などを行うとともに、任期終了後の起業に向けて日々業務を行っています。滝川市としましては、将来的にそれぞれのスキルを生かした店舗を商店街に構えていただき、商店街の新たな担い手としてご活躍されるよう期待をしております。

定年された方が協力隊員になれるかというご質問に対しましては、産業振興部次長からお答えをさせていただきます。

次に、滝川クリエイターズショップ匠への支援でございますが、滝川クリエイターズショップ匠

は、商店街で活動している地域おこし協力隊2名の活動拠点として滝川市が空き店舗を借り上げ、整備したものです。この活動拠点につきましては、地域おこし協力隊の活動費として総務省の制度で認められている経費のうち、店舗の家賃及び建物に係る火災保険料について支援を行っています。地域おこし協力隊の2名には、この活動拠点においてそれぞれのスキルアップを図っていただき、任期終了後には商店街で起業していただけることを期待しております。

次に、にぎわい創出支援事業についてでございます。滝川には全国からも注目を集めるものづくり職人が多数活躍され、その商品もまた高く評価されている現状から、市内のものづくり職人で組織する滝川職人支援研究会や図書館と連携し、滝川市でしか買えない、受けられない、味わえない付加価値を広く認識してもらおうと各種事業に取り組んでおります。その第1弾となる事業として、各職人の職歴や作品を紹介する冊子「物づくり物語」を昨年3月に発行したところ、メディアの目にとまり、一部店舗が雑誌やテレビ等に取り上げられるなど、地域外にも知られることとなりました。また、先月、第2弾となる事業では、持ち歩くことで動く広告となる手提げ紙袋を作成し、図書館で配布したところ、用意した在庫が残りわずかになるなど予想以上に反響をいただいております。このほかにも、地域の将来を担う若者と商店街が連携し、商店街の付加価値や魅力を高める若者連携商店街魅力アップ事業では高校生レストランを2日限定でオープンしましたが、悪天候にもかかわらず多くのお客様が訪れ、またメディアの注目度も高かったことから、関係者一同励みとなり、次回開催に向けた動きも出てきております。今後もこれら事業を通じて他の地域にない付加価値を感じてもらえるまちのブランド化を促進し、にぎわい創出につなげていきたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、緑町団地のご質問でございますが、当市における公営住宅の整備は滝川市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化が進み、一定の整備水準を満たしていない団地から順次建てかえを進めており、江陵団地、泉町団地、東町団地と計画どおり建てかえが行われております。ご質問の緑町団地につきましては、平成27年度から実施設計、解体工事を進め、平成28年度は2棟14戸の建設工事に着手し、平成31年度までに9棟58戸の完成を目指して整備を進めています。今後の公営住宅整備事業についても、昨今の社会経済情勢の変化により交付金事業の見直しが行われ、公営住宅整備に対する社会資本整備総合交付金も削減される傾向にありますが、公営住宅の適正なストック確保と整備水準の向上を目指して推進していきたいと考えております。

次に、滝川市住宅改修支援制度等のご質問でございますが、住宅・土地統計調査によると滝川市の空き家数は集合住宅の戸数を含め平成25年において約3,000件で、平成10年と比較すると1.5倍となり、空き家は増加している状況にあります。滝川市は、空き家の解体のみの補助制度はありませんが、住宅改修支援制度において、昭和56年5月31日以前に確認申請を受けて建築された住宅について耐震診断を実施して、耐震力が不足しているものを解体した後に新たに建てかえた物件に関して年に三、四件補助をしております。しかしながら、道内市町村でも空き家解体のみの補助制度を実施している事例があることから、情報収集に努め、効果があるかどうかを調査してまいります。

次に、住み替え支援協議会に関するご質問でございますが、当市において良質な住宅の長期にわ

たる活用の促進等を図るため、生活状況に適した住宅への住みかえを行う高齢者や子育て世帯、また住みかえを行うための物件として住宅を登録する高齢者に対して、平成25年度より滝川市住み替え支援補助事業を行い、高齢者の住みかえ誘導や子育て世帯への住宅提供等を行ってまいりました。住み替え支援事業の運用にあわせて滝川市を含む市内の団体から成る中空知住み替え支援協議会を設立し、登録物件の現況調査や売買、賃貸に係る物件の評価、市民からの住宅相談や登録物件の情報提供、あっせん等について公平、公正な立場での住み替え支援補助事業の一部を担っております。住み替え支援協議会の実績としては、平成25年度から平成27年度までの3年間で住宅相談件数191件、住宅登録件数108件、成約件数82件であり、協議会の活動が広く認知され、住み替え支援事業にとって重要な役割を果たしていると考えております。滝川市といたしましては、協議会の構成会員として協議会を運営するための3部会に当市建築住宅課の職員を派遣し、事業が円滑に推進するような予算管理や情報提供を行っております。滝川市住み替え支援補助事業については、一部内容を見直し、平成28年度においても継続できるようご審議をいただいているところでありますが、この事業を運用する上で中空知住み替え協議会には今まで同様に中立的な立場で物件評価や情報発信等を行っていただき、市内にある優良な住宅の流通の拠点として市民の皆様が利用しやすい環境を提供していただきたいと思います。と考えております。

次に、タイムラインと自主防災組織のご質問でございますが、石狩川滝川地区水害タイムライン検討会は、北海道で初めてとなる水害タイムラインを作成するため昨年10月に発足いたしました。それぞれの検討会の出席人数ですが、発足式及び勉強会が昨年10月30日に開催され、出席人数148名、うち自主防災組織関係者は3名、第1回検討会が昨年11月26日に開催され、出席人数95名、うち自主防災組織関係者が3名、第2回がことしの1月21日に開催され、出席人数111名、うち自主防災組織関係者が4名と連合町内会関係者が7名、第3回が2月18日に開催され、出席人数93名、うち自主防災組織関係者は4名と連合町内会関係者が4名となっております。今後の検討会の予定であります。新年度に検討会を数回開催し、6月までに滝川地区タイムライン素案を作成、7月上旬に図上訓練を行い、問題、課題を抽出した後、出水期である7月末を目途に滝川地区タイムライン試行版の運用をする予定としております。滝川地区の自主防災組織につきましては、平成27年4月1日現在53団体の4,002世帯で組織されており、自主防災組織率は18.8パーセントとなっております。一方、連合町内会組織内において自主的に防災訓練を行っている地域もあることから、新たな自主防災組織を立ち上げないで、既存の組織をうまく活用した自主的な防災組織体制の構築もあわせて進めてまいります。石狩川滝川地区水害タイムライン検討会の委員については、浸水想定区域の連合町内会及び自主防災組織の役員をお願いをしており、ことし7月上旬に予定をしている滝川地区水害タイムライン図上訓練においても参加をお願いし、防災関係機関との連携訓練を密に行ってまいりたいと考えております。このような連携訓練を通じて、自主防災組織及び連合町内会の分け隔てなく誰もが住みよい安全、安心なまちづくりを第一に進めてまいります。

次に、市立病院についてのご質問でございますが、市立病院の収支改善の施策につきましては、関藤議員のご質問で答弁させていただきましたが、平成27年度から平成29年度を計画期間とし

た中期計画を策定しており、患者にもスタッフにも選ばれるマグネットホスピタルをビジョンとし、財務、患者サービス、業務プロセス、学習と成長の4つの視点で戦略目標を定め、取り組んでおります。また、毎年病院目標を定め、各部署で目標達成のための行動計画を立て、取り組んでいるところです。平成28年度の病院目標は、安心、安全な医療サービスの提供、地域医療連携の推進、職場満足度の向上としております。さらに、毎月開催している事業運営会議、平成25年5月に設置した経営安定化対策会議では、収支の改善について取り組んでおります。今年度は、昨年度に比べ収支は厳しい状況ではありますが、地域の基幹病院として経営安定化に向けてさまざまな視点を持ち、全職員で取り組んでまいります。

次に、クレーマー的患者への対応でございますが、クレーマー的患者に対する対応と対策につきましては、保安対策の実施や安全管理体制の整備を組織的に取り組むため、院内暴力等対策指針を策定しており、院内暴力、クレームに対する対応、組織体制、予防対策について定めております。また、患者、家族からの暴行、暴言等に対応するため、院内暴力等の対応マニュアルを整備し、暴力の危険を感じた場合の対応についての行動指針を定めております。なお、近年においては、田村議員がご心配しているクレーマー的な患者はおりません。

次に、病院経営プロジェクトの設置についてでございますが、市立病院経営プロジェクトにつきましては、平成23年7月に事務部に経営管理課を新設し、市立病院の経営環境を分析、中期計画の策定、主要事業の成果報告をまとめるなど、病院経営についての分析などの取り組みを行っております。一方、毎月開催している事業運営会議、昨年5月に設置した経営安定化対策会議でも病院経営の安定化について全所属で取り組んでいるところです。また、診療報酬の適正な事務処理の検討、適切な診断を行うため、DPC、診療報酬等内部検討委員会の定期的な開催、患者サービス評価を定期的、継続的に行い、医療の質の向上を図るため、患者サービス評価委員会の開催、経営コンサルタントを講師に招き、医師を含めた若手職員を中心にTQM活動を通じた経営改善への取り組みなど、さまざまな取り組みを行っております。今後も経営の安定化につながる取り組みを全職員で積極的に行ってまいります。

続きまして、広域連携の移住、定住でございます。移住、定住につきましては、平成17年度から24年度までは都市圏での移住相談への参加や体験つきのモニターツアー、おためし暮らしなどに取り組み、現在はふれ愛の里コテージを活用したちょっと暮らしや企画課がワンストップ窓口として不動産情報の提供などを行っているところです。これまでのモニターツアー、これは3泊4日以上でございます。ちょっと暮らし、これは1カ月未満の滞在、季節移住、これは1カ月以上の滞在等の累積による実績は74組143名、完全移住は11組28名となっています。なお、実績については問い合わせ等がない限りは把握できないことから、必ずしも実態に即した数字とは言えませんが、今申し上げた実績以外にも25年度以降7世帯23名の方が住み替え支援制度を利用して市外から転入をしてきていただいております。今後の施策といたしましては、就業・移住ナビ事業や生涯活躍のまち構想の推進等を行っていく中で移住、定住の促進を図りたいと考えております。また、支援の拡充ということでしたが、ふれ愛の里のコテージに割安で宿泊できるちょっと暮らしや住み替え支援補助制度を継続し、KPI達成の観点からPDCAサイクルの中でより効果的な事

業や支援の検討をしていきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、就業・移住ナビ事業の具体的な展開についてでございますが、地方創生加速化交付金の活用を想定した準備を進めており、より具体的な事業構築を行っているところであります。圏域における雇用のミスマッチ等による人材不足解消のため、圏域内の多様で充実した仕事に関する情報や幅広い暮らしの選択肢、さらには四季を通じたレジャー環境など、この圏域だからこそ実現できるライフスタイルを提案し、効果的な就業、移住や地元定着の促進を図り、圏域としての就業や移住の場所として選んでいただけるような取り組みとして進めておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

次に、この事業と中空知定住自立圏共生ビジョンとの関連でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略は各市町において策定を進めている中で、広域的に進めたほうが効果的な事業につきましては定住自立圏構想において連携を図りながら進めていくことと構成市町とも確認しているところであります。中空知定住自立圏共生ビジョンには、結びつきやネットワークの強化に係る分野におきまして圏域内への移住を促進するための情報発信を行うことが記載されており、就業・移住ナビ事業については定住自立圏構想の会議体を活用しながら進めてきております。今後も広域連携に係る取り組みにつきましては、定住自立圏構想における連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、人手不足の解消に役立つかどうかというご質問でございますが、現状といたしましては圏域の市町は特に都市圏で知名度が低く、なかなか目を向けていただけないという状況にありますが、広域的に取り組むことで単独の市町では提案できないような情報発信をすることができ、就業や移住の場として選択される可能性が高くなると考えられます。また、地域の仕事を知ってもらうことで、卒業後の地元定着や進学等で圏域外へ転出した方が就職や転職時に圏域に戻ってくることも期待できることであります。現在は、圏域の企業等を対象に就業実態などのヒアリングを行い、企業における雇用の課題や人材ニーズなどの把握を進めており、圏域の共通課題となっております人材不足解消に向け、より効果的な事業としていきたいと考えております。

次に、滝川市独自の婚活制度をつくる考えはないかというご質問でございますが、ご承知のとおり、婚活に関するイベントはほとんどが民間主体で行われている現状でございます。そのような中で、今年度空知総合振興局管内において地域の幅広い分野の関係者が連携し、未婚化、晩婚化に係る地域の実情や課題を把握した上で地域資源や特性を生かした広域的な結婚支援を実施することなどを目的に空知管内結婚支援協議会が設置され、滝川市からも協議会に参加しているところでございます。今年度は、2度の全体会議を経て、去る2月6日に岩見沢市を会場にNPO法人赤い糸プロジェクトとの連携により、そらちde逢いまつりと題するイベントが実施され、滝川市からの9名を含む男女合計144名の参加があり、全体では13組のカップルが成立したと聞いております。こうしたイベントにつきましては、アルコールが絡む関係などから自治体が経費を支出し、単独で主催することは困難と考えておりますが、今回のイベントについては今年度の結果を踏まえ、次年度に向け検討されると聞いております。また、婚活に係るイベントの開催につきましては、民間団体に現在ご相談させていただいているところであり、こうした内容も含め、婚活に係る情報の発信

などに努めてまいりたいと考えております。

次に、生涯活躍のまち構想とプラチナタウンの違いについてでございますが、まず私は２期目の市政運営に当たり、子供、女性、教育に対する重点支援とともに、高齢者の皆様が生き生きと輝き、暮らせるプラチナタウンをまちづくりの一つのイメージとしました。シルバー世代が今までの人生経験を生かし、学びを続けるとともに、地域にも貢献しながら年を重ねていくことでさらに磨きをかけてプラチナになるというものであります。生涯活躍のまち構想については、日本版ＣＣＲＣ構想とも言われ、東京圏を初めとする地域の高齢者が希望に応じ地方や町なかに移り住み、地域住民や多世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療、介護を受けることができるような地域づくりを行うことを言います。今申し上げましたとおり、プラチナタウンと生涯活躍のまち構想の考え方は相通ずるものがあつたことから、タウンミーティングなどで市民の皆様のご意見も伺った上で、国も強力に推進している生涯活躍のまち構想を滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけたところであります。２つの名称で混乱することがないように、今後わかりやすい形で整理してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、政府が昨年１１月にまとめました１億総活躍社会に向けた緊急対策では、新たな３本の矢として、希望を生み出す強い経済、２０２０年ごろにＧＤＰ６００兆円、夢をつむぐ子育て支援、希望出生率１．８、安心につながる社会保障、介護離職ゼロのそれぞれの目標を達成するための緊急対策を打ち出しています。緊急対策の第２の矢関連では女性、若者、高齢者、障害者等の活躍推進を、第３の矢の関連では高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保、元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組みの強化、生きがいを持って社会参加したい高齢者のための就労機会の確保などが含まれており、生涯活躍のまち構想とも大いに関連性があると理解をしております。

次に、具体的な補助金についてでございますが、生涯活躍のまち構想、いわゆる滝川版ＣＣＲＣの推進におきましては、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が昨年１２月に公表した生涯活躍のまち構想に関する手引を参考とし、２８年度は生涯活躍のまち滝川市基本計画策定に向けた取り組みを進めたいと考えております。計画策定や調査事業については、現在国の地方創生加速化交付金を活用すべく申請を行っているところであり、採択された場合には改めて予算の計上についてご審議をいただきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 答弁させていただきます。

まず、小中高一貫教育についてでございますが、初等教育、小学校と中等教育、中学校、高等学校の課程を調整し、無駄を省いて一貫性を持たせた体系的な教育方式であり、これを行っている学校が小中高一貫校であり、ほとんどが道外の私立学校でございます。公立では、東京都が全国で初めてとなる設置主体が同じ小中高一貫校を平成３４年度に開校する予定となっております。小中高一貫教育には、児童生徒の実態に応じた１２年間にわたる系統的、継続的な指導ができることやそれにより学習内容の確実な定着と総合的な学力の向上が図られること、学習内容の重複や不一致も

避けられるなどのメリットがございます。反面、人間関係の固定化や学力差の拡大、いわゆる中だるみなどの課題が懸念されているところであります。今後も少子化が続き、小中学校の小規模化や老朽化が避けられない中での適正配置における学校の存続策の一つとして小中高一貫のメリット、デメリット、公立学校としての課題などを研究していきたいというふうに考えております。

次に、スキー授業の効果的な指導と取り組みについてでございますが、児童生徒の学力はもちろん、体力の向上につきましても大変重要な教育課題と考えております。とりわけスキー学習は、自然に親しみ、季節を感じられるスポーツとして、スキーにつきましては児童生徒の体力向上を図る上で大変意義深いものであると考えております。また、スキーを含めた体育学習は、生涯にわたって健康を保持、増進し、豊かなスポーツライフを実現する素地を養うことが重要とされており、そのためには子供たちがスポーツの基礎的な技能や知識を習得するとともに、スポーツの楽しさや成長実感、達成感を味わうことが大切です。スキー学習につきましては、子供たちの技能には個人差があり、基礎的な技能や知識の習得にはきめ細やかな指導が必要なことから、これまでも滝川スキー協会からインストラクターのご支援をいただきながら、人的支援を厚くして可能な限り子供一人一人の実態に応じた指導の充実を図る取り組みを推進してきたところです。スキー協会の皆様のお力添えには大変感謝をしております。この取り組みを通して、子供たちは限られた授業時間の中で今までできなかったことができた達成感を味わったり、スキーマナーの向上が図られたり、学年を経るごとに技能が向上したりという成果が上がっております。今後の取り組みにつきましては、教育委員会としましては限られた支援ではございますが、継続させていただき、引き続き滝川スキー協会のご指導、ご支援をいただきながら、子供たちがスキーの基礎的な技術や知識を身につけるとともに、生涯にわたってスキーに親しもうとする心情を育む取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、道徳教育推進事業に取り組む具体策についてでございますが、文部科学省の資料によりますと、従来の道徳の授業については読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われたり、児童生徒に望ましいと思われるわかり切ったことを発表、記述させる授業が行われたりする傾向があったという指摘がされております。これから求められる授業は、児童生徒同士が考え、議論する道徳とされております。例えばさまざまな価値観を内包した教材をもとに児童生徒に考えを書かせ、それを小グループで交流させることを通して子供みずからが違ったものの見方や意見に出会い、新たな価値に気づいていけるような授業であります。道徳用教材としては、文部科学省より「私たちの道徳」という冊子物が全ての児童生徒に配付されております。授業での使用はもとより、家庭に持ち帰り、活用が図られているところでございます。「私たちの道徳」のほかにも道徳の教材として副読本、絵本、映像資料などさまざまな形式の資料を活用しており、道徳教育における効果的な指導方法について今後とも理論に裏打ちされた授業実践を通じた研究を推進してまいります。

次に、パークゴルフ場についてでございます。まず、進捗状況についてでございますが、整備工事につきましては、交付金の影響により計画の修正はありましたが、27年度までに予定する工事は順調に完了しております。28年度は駐車場の整備、コース設置、備品等の購入を行う予定でござ

ございます。並行してコース芝の養生、管理をしっかり行い、29年度オープンを予定しております。

次に、運営体制の関係でございますが、市あるいはその他機関のお話もございましたが、当面は市が中心にさまざまなデータ収集等を行うためにも市が直接運営の主体を担うということになっておりまして、その他の機関については現段階では何も決まっているものがないので、ここで候補者についてどうこう言える段階ではないということでございます。そして、地域おこし協力隊員の役割としましては、新しいパークゴルフ場を市民が楽しみながら健康増進やコミュニティづくりができる魅力ある場としていくこと、経験と知識を生かした施設運営を担ってもらうこと、近接するふれ愛の里、滝川市民ゴルフ場、海洋センターといった施設との連携に積極的にかかわり、まちおこしの一翼を担ってもらうなどを役割と考えております。

収支計画につきましては、直近のパークゴルフ環境、労務単価や消費税の増など関連要素を勘案して、逐次見直しを行いながら進めております。利用者の見込みにつきましては、昨今の状況から下方修正し、年間延べ3万人程度を見込んでおります。それを踏まえ、収支については地域おこし協力隊制度の活用による特別交付税の収入など新たな財源も見込み、およそ2,500万円の支出に対して2,500万円の収入となると推計しておりますが、1年目に利用者等のデータ収集、分析をしっかりと行い、適宜見直しを行いながら進めてまいります。

次に、市が所有する既存のパークゴルフ場については、基本的には新しい施設に集約するという大きな方針として進めていきたいと考えておりますが、ただし新たなパークゴルフ場を補完する役割の必要性、相乗効果を生む可能性など広い視点で検討していかなければならないと考えているところでありまして、それらの視点を持って管理団体や指定管理者との調整、協議を進めてまいりたいと思っております。

次に、東京オリンピック、パラリンピックについてでございます。カヌー競技の合宿誘致の可能性についてですが、専門家、関係者と協議、相談を重ねておりますが、地理的に、あるいは本番である東京の真夏との環境の違いなど諸要素を踏まえると合宿候補地としては厳しいという見解をいただいております。その中で、先般木下議員のご質問にも答弁させていただきましたが、体に障害をお持ちの選手にとって大きな負担である競技艇を運搬しながらの移動の負担を軽減するため、B&G財団のご協力のもと、パラカヌー競技艇2艇を配備しました。加えて、バリアフリーのコテージが近接していることや気候などメリットに感じていただける点を前面に出して、パラカヌー競技に絞って活動を進めております。まだ断念はしてはいないということでございます。機運を盛り上げる関連事業として、6月には第1回の北海道パラカヌースプリント選手権を滝川で開催する予定で調整を進めているところであり、当日はパラカヌー競技の日本代表選手も出場する予定でございます。また、オリンピック、オリンピック出場経験者などもお呼びし、市民との交流を予定しております。

市民協力についてでございますが、合宿誘致の進捗状況から、市民の皆様にご協力をいただく段階に至っておりませんが、誘致活動を通して関係を強化している関係団体等との連携事業の実施を予定しております。これらの関連事業については、市民の皆様にご協力をいただきながら有益な成果を残していきたいと考えております。

次に、カヌー競技以外での選択肢はないかとのご質問でございますが、合宿地として求められる施設の機能や基準は相当に高く、応えられる競技はカヌー競技以外はないというふうに判断しております。

私からは以上でございます。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 私のほうから財政健全化計画での基金見込みということでのご質問にご答弁させていただきたいと思います。

平成31年度の財政健全化計画での基金見込みにつきましては、おおよそ5億円程度ということで見込んでおります。先ほど答弁させていただいたとおり、今回の補正予算で繰り入れの取りやめ、それから積み立てというのを行っております。先ほど田村議員さんのご指摘があったとおり、地方交付税や補助金の状況というのは非常に不透明でございます。今後とも状況を見ながら、適正規模を目指すような形で繰り入れの停止等を行っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 私のほうからは、にぎわいのある中心市街地の活性化にかかわる地域おこし協力隊についてご答弁をさせていただきます。

定年退職者の採用につきましては、制度上可能となっております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。田村議員、再質問ございますか。田村議員。

○田村議員 それでは、今の答弁で定年退職者も協力隊に採用可能というお話だったのですが、ぜひ採用できるような方法も検討していただきたいと思います。

それと、総合福祉センターが解体してなくなるということで、文化連盟では非常に場所探しに苦慮しているというのが実態でございます。文化センターでは広過ぎると、そういうことから、さっきも質問いたしました、砂川だとか新十津川を利用しているというようなことを十分わきまえて、ぜひそれに見合った施設を整備すべきだと思うし、それによって地方の方もそれを利用されるという利点もあると思いますので、ぜひご検討願いたいと思います。

また、先ほどの店舗リノベーションの関係ですが、これは街なかのにぎわいを復活させる、あるいは今3-3地区の開発がされる中で、ぜひとも強力に推進していくべきだというふうに思います。そのために、家主が今まで賃貸している家賃の半分あるいは3分の1という低価格で、調べますと固定資産税が非常にまちの中は高いわけですから、その半分は固定資産税に払っているというのが実態でございます。ぜひ店舗を出した人が失敗しないように、ある程度の支援をすべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長 長 田村議員の再質問に対する答弁を求めます。総務部次長。

○総務部次長 総合福祉センターの解体に伴って、文化センターでは使いにくいということから他市に行っているというご質問の中で、新たな施設の検討ということでございますけれども、現在公共施設マネジメントの中でも文化ゾーンの再検討というのを行うことで考えております。その中で、

先ほども木下議員の質問にも答弁をさせていただいておりますけれども、官民連携施設のようなものを検討していくことで考えておりますので、その中でいかに市民が使いやすいのか、どういう施設を用意すると市民活動がさらに醸成されていくのかというような議論も進めながら、新たな文化ゾーンの構築を図っていきたいというふうに考えておりますので、今直接的に新しい施設を建てるということではなくて、そういうソフトの使い方も含めた中での議論を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 長 産業振興部次長。

○産業振興部次長 ただいまの中心市街地の活性化のために店舗リノベーションの件についてご答弁させていただきたいと思います。

ご質問のとおり、中心市街地のにぎわいにおきましてはやはり空き店舗の解消というのが重要な課題だというふうに考えてございます。店舗リノベーション事業の制度の部分に関して充実、拡充を今後とも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 以上をもちまして田村議員の質問を終了いたします。

（「議事の進行について疑義がある」と言う声あり）

○議長 長 議事進行ですね。清水議員。

○清水議員 今の田村議員の再質問で文化連盟が新たな施設をとという質問がございましたが、それのもとになる質問は恐らく削除されたのではないのかなと。つまり通告でいうと5の2は削除するというふうにご発言がございました。どの項目について再質問だったのか、議長、どのように整理されていますか。

○議長 長 私の判断でご説明をさせていただきます。

田村議員の質問の件名2、機能的な生活基盤の充実したまちづくり、項目1、コンパクトで機能的な都市の形成について、この中の要旨の1と2で福祉センターの床面積の部分についての答弁がございました。これに伴う再質問という判断で私は受けております。

以上です。

◎延会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議長 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時50分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成28年第1回滝川市議会定例会（第10日目）

平成28年 3月11日（金）

午前10時00分 開 議

午後 1時08分 散 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 平成28年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

日程第 3 議案第44号 滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例

日程第 4 議案第45号 予算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員（18名）

1 番	三 上 裕 久 君	2 番	堀 重 雄 君
3 番	舘 内 孝 夫 君	4 番	清 水 雅 人 君
5 番	山 本 正 信 君	6 番	安 樂 良 幸 君
7 番	本 間 保 昭 君	8 番	田 村 勇 君
9 番	井 上 正 雄 君	10 番	水 口 典 一 君
11 番	小 野 保 之 君	12 番	渡 邊 龍 之 君
13 番	木 下 八重子 君	14 番	山 口 清 悦 君
15 番	柴 田 文 男 君	16 番	荒 木 文 一 君
17 番	関 藤 龍 也 君	18 番	東 元 勝 己 君

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	舘 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	高 橋 一 昭 君
保 健 福 祉 部 次 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	中 川 啓 一 君
産 業 振 興 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君
教 育 部 指 導 参 事	小 野 裕 君	教 育 部 次 長	河 野 敏 昭 君
監 査 事 務 局 長	伊 藤 克 之 君	市 立 病 院 事 務 部 長	鈴 木 靖 夫 君

市立病院事務部次長	田 湯 宏 昌 君	総 務 課 長	鎌 田 清 孝 君
企 画 課 長	深 村 栄 司 君	財 政 課 長	堀 勝 一 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	菊 井 弘 志 君	次	長 竹 谷 和 徳 君
書 記	平 川 泰 之 君	書	記 村 井 理 君

○議長 本会議の開会に先立ちまして、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災され、お亡くなりになられました方々のご冥福を祈り、黙・をささげたいというふうに思います。

○事務局長 皆様、ご起立願います。

黙・。

(黙　　・)

○事務局長 黙・を終わります。

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 平成28年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問

○議長 長 日程第2、これより平成28年度市政執行方針及び予算大綱、教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

質問の時間は再質問を含めて45分以内の持ち時間制となっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするとともに、通告の範囲を遵守するようお願いいたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀 議員 皆さん、おはようございます。公明党の堀でございます。私は、公明党を代表して、市政執行方針に対し質問をいたします。

さて、大変厳しい財政状況の中、今年度の予算編成に当たられた市長を初め所管職員に対し、改めて敬意を表します。今年度は、地方創生元年であります。日本の人口減少に歯どめをかける国、道、各自治体が力を合わせて取り組むことになるわけでございます。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

◎1、市長の基本姿勢

1、地方創生について

2、行財政改革について

最初に、市長の基本姿勢について、地方創生についてお伺いをいたします。本市の創生総合戦略が策定されました。そのことに対する市長の思いを伺います。また、市長も力を入れていた日本版

ＣＣＲＣに対しての見解を伺います。

行財政改革について。厳しい財政状況が続く中、継続的に財政健全化に取り組むほか、より効果的な行政運営に努めるとありますが、市長の本気度の決意を伺います。

◎ 2、元気な産業と活力あるまちづくり

1、農業を起点とした元気な地域産業づくりについて

2、力強い産業の育成、雇用の確保について

次に、元気な産業と活力あるまちづくり、農業を起点とした元気な地域産業づくりについて伺います。この事業は、非常に評価もし、期待もしているところですが、生産者が通年を通じて仕事があり、収入もあるという冬のしごとづくり事業、ハウス栽培の品目並びに燃料、エネルギーによるコストの面での課題について伺います。

力強い産業の育成、雇用の確保について伺います。物産振興事業については、新日本スーパーマーケット協会の協力を得ながらバイヤーのアドバイスをいただくとあるが、その商品構成、また何社のバイヤーを考えているのか。また、いつまで職員の派遣研修を予定しているのかを伺います。

◎ 3、豊かな資源を生かした魅力あふれるまちづくり

1、地域自ら取り組む地域振興事業の推進について

2、集客・交流事業の推進について

次に、豊かな資源を生かした魅力あるまちづくり、地域自ら取り組む地域振興事業の推進について伺います。「日本で最も美しい村」連合に加盟した江部乙地域においての観光客の増加の見込みとそのことに対する新たな事業があれば伺いたいと思います。

リンゴ農家の後継者不足が懸念されているが、離農予定者はどの程度なのかを伺いたいと思います。また、地域おこし協力隊制度の活用の内容とそのことで後継者不足が解消されるのかを伺います。

集客・交流事業の推進について伺います。対外客の誘致のためのこの事業であります、さまざまな事業がある中で特に菜の花観光、ワイン×ワイン F e s t a における人員、コスト、集客目標を伺います。

◎ 4、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

1、コンパクトで機能的な都市の形成について

2、住宅ストックの適正管理について

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくり、コンパクトで機能的な都市の形成について伺います。昨日の木下議員の質問にもありましたが、私は公共施設マネジメント計画において、少子高齢化、人口減少、コスト面を考えて統合や廃止も必要と思いますが、その見解を伺います。

住宅ストックの適正管理について伺います。民間住宅活用の推進のための補助制度が今年度も継続されたことを評価いたします。全国的にも空き家状況がふえ続けている中、補助制度を含め今後

の住宅の補助対策をお伺いいたします。

◎ 5、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

- 1、地域福祉・自立支援の充実について
- 2、安心して暮らせる保健・医療環境の充実について

次に、誰もが住みよい安全安心なまちづくり、地域福祉・自立支援の充実について伺います。第6期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進によるサービスの内容を伺います。

成年後見事業を滝川市社会福祉協議会に委託することにより、どのようなメリットがあるのかを伺います。

安心して暮らせる保健・医療環境の充実について。市立病院の件でございますが、このことは昨日木下議員の質問にもございましたので、パスさせていただきます。

◎ 6、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり

- 1、滝川市で教育を受けさせたいと思われ環境づくりについて
- 2、滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについて

次に、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくりについて、滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについて伺います。グローバル社会における英語力は必須と考えます。そういう意味においても、英語力向上のため開西中、江部乙中学校に英語ルームを設置するが、どのような内容か。また、他の中学校での英語環境を伺います。

滝川市で子育てしたいと思われる環境づくりについて伺います。この項目も、女性活躍推進センターの件ですが、昨日の木下議員の質問、答弁がございました。私としては、このすばらしい女性活躍推進センターをなるべく早く実施されることを要望して終わります。

花月地域子育て支援センター、一の坂地域子育て支援センターのサービスの見直しは、どんな内容を検討しているのか、またいつごろまでに見直しを行うのかを伺います。

今後の保育施設に対して、利用率やコスト面を考えていかなければならないと思うが、どのように考えているのかを伺います。

◎ 7、市民が活躍するまちづくり

- 1、市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについて

次に、市民が活躍するまちづくり、市民が生きがいを持って活躍する地域づくりについて伺います。農村環境改善センター運営管理を市の直営とするメリットと職員配置について伺います。

◎ 8、効率的な行政運営によるまちづくり

- 1、事務等の効率化について
- 2、歳入確保について

最後に、効率的な行政運営によるまちづくり、事務等の効率化について伺います。私は、市の仕

事の中の大部分を占める各種の書類でございますが、そういうものの削減、また通年行われている慣例化されている仕事の内容、これを一回見直す必要があると思っておりますが、どのような手法を考えているのか伺います。

歳入確保について伺います。ふるさと納税に対する謝礼品の拡充の具体的な取り組みを伺います。また、市民の他の自治体への寄附の状況を伺います。

以上をもって代表の質問とさせていただきます。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市 長 それでは、公明党、堀議員の代表質問にお答えをさせていただきます。

滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、有識者や産学官金労言などで構成される創成会議や計26回にわたるタウンミーティング等を経て、昨年10月に本市の人口減少対策として取りまとめたものです。市政執行方針でも申し上げましたとおり、総合戦略の推進は市政の重要課題と考えており、財源の確保等も並行して行いながら、着実に進めてまいりたいと考えております。また、日本版CCRCに対する見解につきましては、昨日新政会、田村議員の代表質問にもお答えしたとおりでございますが、市の総合戦略にも滝川版CCRC構想の推進を位置づけたところであり、本市の地域性や資源を十分に生かした生涯活躍のまち滝川市基本計画の策定に向けまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化に関してでございますが、これも木下議員のご質問にもご答弁させていただきましたが、財政健全化計画の必要性については既に各委員会等で議員の皆様へ、また機会のあるたびに市民の皆様へご説明申し上げてきたところであります。このたび財政健全化計画を策定したところですが、平成28年度予算にも反映させながら、計画期間内に達成できるよう全庁一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。また、できる限り早く財政健全化を達成したいという思いも持っているところでもあります。見直し可能な事業は早く見直しできるよう努めてまいりますし、財政健全化計画に掲載していないものについても常に事業見直しの視点を持って対応していくことが重要だと考えております。財政健全化を図り、将来にわたり持続可能な市政運営を目指すことは、将来世代への負担軽減にもつながることであり、責任ある世代が全力をもって進めることが極めて大切であると思っております。私がその先頭に立ち、オール滝川として市民の皆さんにもご協力をいただきながら、職員一丸となり進めていく決意でありますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、冬のしごとづくり事業でございますが、通年型のハウス栽培につきましては冬期間の運営コストが大きな課題であります。冬期間は温度環境を整えるための燃料費がコストを上げる大きな要素になりますし、日照時間が少なくなるため、生育スピードも遅くなります。しかしながら、道内で行われている好事例としては、札幌市のアド・ワン・ファームに見られるように植物工場や連棟式ハウスのような高コストの方式ではなく、冬期間の雪に配慮した単棟式のビニールハウスで成功しています。もちろん冬期間の生産性は落ちますし、燃料費もかかりますが、通年でコストを合わせていくという考え方で経営をされています。このノウハウは、大手企業が苫小牧市で進めているハウス栽培にも生かされていますし、本市よりも北に位置する和寒町でも地域の農業者が導入し、

成果を出しております。ほかにも道内では通年型のハウス栽培の事例がふえておりますが、成功している例はいずれも市場をきちんと確保しているということだと思います。栽培品目については、マーケットインの発想を持って市場が求める品目を栽培することが必要だと考えておりますので、先進事例に学び、通年型のハウス栽培の導入を検討してまいります。

次に、新日本スーパーマーケット協会に係る件でございますが、物産振興事業においては新日本スーパーマーケット協会の協力により、これまでバイヤーや専門家による相談会、セミナー等を年4回ほど開催し、既存商品の磨き上げを行っているところです。また、2月に開催されたスーパーマーケットトレードショーにおいては市内7事業者が出展をし、延べ500社のバイヤーと名刺交換をしており、現在商談中の事業者もあると伺っております。事業者が直接商品に対するアドバイスやバイヤーとの新たなつながりを築くことも可能であり、商談のみならず、情報収集を含めて成果を上げているものと捉えております。今後も市内事業者との情報交換をする中で、適宜バイヤーや専門家の招聘、企業への訪問等も考えているところであり、引き続き新日本スーパーマーケット協会の協力を得ながら、食関連産業の活性化に努めたいと思っております。なお、新日本スーパーマーケット協会への職員派遣研修については、新年度の派遣で最後となりますが、これまで培った関係性を維持し、情報交換等を行っていきたいと思っております。

次に、江部乙地域の観光についてでございますが、江部乙地区が昨年10月に加盟承認された「日本で最も美しい村」連合の目的とは、すばらしい地域資源を持ちながら過疎に悩む町村が日本で最も美しい村を宣言することでみずからの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと、さらには住民によるまちづくり活動を展開することで地域の活性化を図り、地域の自立を促進すること、また生活の営みによりつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域資源の保護と地域経済の発展に寄与するものとされております。このことから、ご質問の加盟を契機に観光事業にも生かすことについては、観光的付加価値を高めることが連合の目的の一つとなっているとともに、連合が発刊し、全国で販売されている冊子やカレンダーなどにも江部乙地域が紹介されるなど、観光価値が高まってきている中、市といたしましても連合に加盟した江部乙地域を観光のツールとして活用できればと考えております。なお、新たな事業については、美瑛町が中心となり、道内加盟8団体の連携のもと、写真をテーマとしたツーリズムの構築を検討しております。

次に、リンゴ農家に係る件でございますが、昨日の関藤議員の質問でも答弁させていただいたとおり、後継者不足などによりリンゴの作付面積が減少する中、その課題解決の一つとして地域おこし協力隊制度を活用するものであります。リンゴの栽培技術の継承については、「日本で最も美しい村」連合への加盟要件の一つでもある地域資源となった防風林に囲まれたリンゴ畑の景観維持につながればと考えております。また、任期が終了した後は、地域の担い手となり、定住していただき、地域振興の一翼を担っていただきたいと考えております。

次に、菜の花イベント等についてのご質問でございますが、市内で開催されているイベントのうち、近年観光客が増加しているイベント、注目を浴びているイベントとして菜の花まつりやワイン×ワインF e s t a が挙げられます。特に菜の花まつりについては、滝川市を代表するイベントに

成長し、昨年は菜の花ウィーク期間中に約12万3,000人もの観光客が滝川市を訪れました。また、外国人観光客も年々増加し、新たな対応が求められているところです。昨日木下議員のご質問でもお答えいたしましたとおり、昨年は滝川駅で外国語対応の観光案内所を設置したほか、多言語表記の観光パンフレットを備えるなど、インバウンド観光への対応も徐々に進めております。菜の花まつりの開催に係る人員につきましては、菜の花まつり実行委員会の構成団体のほか、國學院短大の学生ボランティアなど、およそ100名の協力をいただきながら運営をいたしております。事業の経費については、警備や誘導に係る委託料のほか、バスの借り上げ料、展望台などの設置に係る経費など約580万円を超える事業費となっています。また、昨年2回目の開催を迎えたワイン×ワインFestaは、第1回目の開催が好評を博したことから口コミによる広がりを見せ、悪天候での開催にもかかわらず、前年度約1,500人でございましたが、それを上回る約1,800人の集客がありました。このイベントについては、まだ開催回数も少なく、小規模でスタートを切ったことから、人員についても観光協会を初め商業観光課、産業振興課の約20名の人員で実施し、事業経費もチラシや看板の作成など約70万円で行った。今後は事業内容の充実や観光客の満足度を高めることに重点を置き、前年度の集客数を上回るよう、実行委員会と協議をしておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、公共施設マネジメント計画についてでございますが、公共施設マネジメント政策の進め方につきましては、木下議員、田村議員のご質問にお答えしたところですが、公共施設マネジメント計画の策定の後、財政健全化計画が策定されるなど、滝川市の財政状況の悪化が著しく、公共施設マネジメント計画の推進には少なからず影響があるものと考えております。公共施設の修繕や解体等の予算が年々減少することも予想されることから、公共施設に関する情報の一元化に取り組み、日常点検、施設の情報管理、横断的な視点による修繕計画の検討、保全の実施といったメンテナンスサイクルを確立し、効率的な維持管理体制を構築するとともに、スピード感の出せるものはスピード感を出し、取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、空き家に対する補助制度に関するご質問でございますが、全国的に空き家は年々増加傾向にあり、その中でも良質で長期にわたり活用できるものが多いです。滝川市といたしましては、空き家対策に特化した支援補助制度は設けておりません。しかし、市内の既存中古住宅においては、市民の住環境整備の向上を目的として創設した住宅改修支援補助事業と住み替え支援補助事業により住宅資産価値の向上や子育て世代への転用の促進を進め、結果的に空き家の抑制に寄与しております。住宅改修支援補助事業については、平成21年度の事業開始から今年度までに長寿命化改修や耐震改修で503件の実績があり、住み替え支援補助事業については子育て世帯が良質な空き家への入居を促進するなど、環境の変化に伴う売買や賃貸借の活用として相談件数が191件、成約数が82件の実績となっております。このことから、この2つの事業は平成20年度末をもって制度満了でしたが、当初の目的のとおり着実に進めることが結果的に空き家防止に資するものとして期待し、市政執行方針のとおり平成28年度においては継続することといたしました。

次に、第6期の滝川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画についてでございますが、平成28年度は第6期計画の2年目となりますが、要介護、要支援者への居宅や施設での給付サービス、高齢

者の見守りや生活支援、介護予防の事業など、これまで実施してきたサービスは継続し、必要な方がサービスを利用できるようにしっかりと周知に努めてまいります。また、介護保険制度の改正により本年3月から実施している介護予防・日常生活支援総合事業については、29年度からの実施に向けて介護サービス事業者の協力を得て多様なサービスについて検討していくほか、認知症対策については認知症サポーター養成の強化、認知症カフェの実施による認知症に対する普及啓発、2月から実施している認知症初期集中支援チームによる早期対応の推進、認知症サービスのガイドブックでもある認知症ケアパスの作成に取り組んでまいります。まだ実施に至っていない在宅医療・介護連携、生活支援体制整備、介護支援ボランティアポイント制度については、関係機関との調整を進め、状況が整い次第取り組みを開始してまいります。

次に、成年後見事業についてでございますが、議員ご質問のとおり、平成28年度においては成年後見制度に関する総合相談、普及啓発、市民後見人の養成、活動支援などを行う成年後見支援実施機関、いわゆるセンター機能の設置を成年後見支援事業として4月から法人後見の受任体制が整備される社会福祉協議会へ委託し、実施する予定となっております。ご質問にあります社会福祉協議会へ委託するメリットではありますが、大きくは3点ございます。1点目として、社会福祉協議会は既に日常生活自立支援事業により福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービスを実施し、判断能力の十分でない方の権利を守ってきた実績があり、成年後見制度に精通した法人であること、2点目に、市民後見人が社会福祉協議会の助言や支援を受けながら活動することができ、負担軽減につながることで、3点目に、市民後見人や地域の関係機関と連携し、財産管理や身上監護を行うことにより、既に社会福祉協議会へ委託している友愛訪問サービス等の見守りの段階から後見支援まで切れ目のない支援が可能になることなどが挙げられます。なお、平成27年4月現在、北海道内では49市町村がセンター機能を設置しておりますが、その全ての市町村が社会福祉協議会へ委託し、実施をしております。今後におきましても、市民の皆様が地域において安心して生活できるよう、権利擁護体制の充実を図るとともに、支援が必要な方に必要な支援が行き届くよう、成年後見制度の普及啓発に努めてまいります。また、堀議員もそのお一人でございますが、市民後見人養成講座を修了された方が活動しやすい環境を整えていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

次に、子育て支援センターに係るご質問でございますが、新年度においては親子ひろば「とんとん」の閉鎖に伴い、利用者からご意見をいただきながら両子育て支援センターの運営について検討を進めております。具体的には、ご要望の多かった自由に利用できる時間を設定する予定であるほか、子育て関連事業についてこどもクリニックなど小さいお子さんがご利用される施設でのPRに努め、また昼食をとりたいとのご要望にどう対応できるか等につきさらに調整を進めさせていただきたいと考えております。また、これまで長きにわたり親子ひろば「とんとん」を運営していただいたNPO法人空知文化工房におかれましては、これまでに培った子育て関連事業に係るノウハウをご活用いただきながら、これまでと実施形態は変わりますが、多くの親子向け事業の確保に引き続きご協力いただける見込みとなったところであります。新年度におきましては、可能なものから4月1日以降随時取り組んでまいりたいと考えておりますが、利用者のご意見をいただきながら、

引き続き子育て支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、今後の保育施設に関してでございますが、ご承知のとおり財政健全化計画におきまして施設の老朽化に加え、耐震補強が困難な施設があることから、今後のあり方について検討を進めると記載をしております。滝川市におきましては、今後の出生率はおよそ昨年並みと見込んでおりますが、保育ニーズは依然高く、現在滝川市における保育所全体の定員460名に対し、1月末現在で504名が在籍している状況であります。また、新年度における利用希望をひとまず2月5日で締め切った後も連日お問い合わせをいただく状況であり、4月1日における入所児童数は今年度を上回ることが見込まれております。このような状況の中、滝川市社会福祉事業団が運営している3保育所を含め、市全体でどのように利用希望者を受け入れていくかにつき協議、検討を進めているとこのことでございますが、議員のおっしゃるとおり、コスト面も大変重要となりますので、状況を注視しながら、引き続きベストな策を探ってまいりたいと考えております。

次に、農村環境改善センターに係るご質問でございますが、江部乙地域は多くの地域資源や人のつながりなど、その潜在的な可能性がとても高い地域であることは言うまでもありません。今江部乙では、まちの魅力を生かし、まちづくりに積極的に取り組む活動が芽生え始めており、人と人、団体と団体がつなぎ合うために必要な拠点、応援できる拠点、そして活動しやすく集まりやすい場をつくることが求められています。市の重要な施設としてこれまでの維持管理中心の施設運営から、江部乙地域のコミュニティ活動を推進するために必要な使いやすい施設の姿を描くためにも、この施設をどのように使いたいのか、どのような機能があればよいのかなどについて地域の方の声を聞きながらさまざまな視点から再点検し、コミュニティ拠点としてのあるべき姿をしっかりと考えていきたいとするものでございます。また、これからの検討につきましては、江部乙支所とくらし支援課のコミュニティ担当ほか、関係各部局と連携して進めていきたいと考えております。なお、施設管理等につきましては、江部乙支所臨時職員の増員により担う予定になっております。

次に、事務の効率化でございます。書類の削減等でございますが、ご質問いただきました効率化については、ご承知のとおり財政健全化計画では事務事業の見直しや組織、人件費の見直しに取り組むこととし、こうした大きな見直しを進めていくためにはその土台として日々の仕事における節減や仕事そのものの必要性や効率性を振り返ることが重要であると考えております。ご質問にあります書類の削減ということでは、今年度はコピーや郵便物の節減に係る職員説明会を開催するなど、小さなところからではありますが、例年に増しての徹底した取り組みを進めてきたところです。また、仕事の見直しということでは、新年度から人事評価制度もスタートいたしますので、こうした制度も活用しながら、仕事の棚卸し、見える化、改善、マネジメント等に効果を上げていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、ふるさと納税の謝礼品に関する件でございますが、ふるさと納税の謝礼品については、寄附者に関心を持っていただけるように随時追加しており、月に1度は更新している状況にあります。この3月には滝川クラフトビール3種飲み比べセット、朝どりグリーンアスパラ、ゆめぴりか5キログラム5カ月連続お届けなどを追加したところです。今後とも寄附者のご意見やどういうものに

人気があるかなど分析をしながら、満足いただける謝礼品の提供に努めていきたいと考えております。また、現在寄附額に応じ、1万円、3万円、5万円、10万円コースとして謝礼品を選んでいただいているところではありますが、新たに2万円のコースの追加も検討しているところでもあります。

次に、市民の方の他の自治体への寄附の状況についてでございますが、平成27年度課税分でございますが、市税分が59件、道税分が59件、合計118件で寄附金額は合計で992万6,000円となっており、寄附控除額は市税分134万6,000円、道税分89万6,000円となっております。

私からは以上でございます。

(何事か言う声あり)

○市長 済みません、1カ所訂正をさせていただきます。

先ほどの公共施設マネジメントの中において、中段のほうでございますが、メンテナンスリサイクルと言いましたが、メンテナンスサイクルのほうの間違いでございます。訂正させていただきます。申しわけございません。

○議長 教育長。

○教育長 私からは、未来へはばたく子どもたちを育むまちづくり、滝川市で教育を受けさせたいと思われる環境づくりについてという項目の中の英語ルームを設置するが、その内容、そしてその他の中学校での英語環境というご質問について答弁させていただきます。

滝川の将来を担う子供たちの育成に必要な教育環境を整えることは、滝川で教育を受けさせたいとの願いに応えるものであり、そのために必要な施策として、きめ細やかさをキーワードとして、子供たちの成長の支えとなる滝川ならではの教育に力を注いでまいりました。ご質問の中学校の英語ルームについてもその施策の一つであり、生徒たちが英語の授業を受ける際に音楽や美術などの特別教室と同じように英語ルームに移動します。ルーム内には英語のポスター、地図など教材を配置して、壁や空間を使った教室環境となっております。中学校のうち2校は設置済みですので、新年度に2校設置となり、全ての中学校に英語ルームが設置されますので、生徒たちが英語への興味関心が向上し、外国人とのコミュニケーションや英語による会話力が身につくよう取り組んでまいります。

次に、中学校の英語環境についてですが、各校に専任の英語指導助手を配置していますので、英語教師と連携して聞く、話す、読む、書くに重点を置いて育成していきます。また、放課後には英語ルームを活用した生徒の自発的な活動として英検学習や英語暗唱練習に励んでいる姿もあり、教育環境を生かした取り組みとして大きく期待できるものと考えております。

以上です。

○議長 答弁が終わりました。堀議員、再質問ございますか。堀議員。

○堀議員 2点ほど質問させていただきます。

1点は、第6期の滝川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の件でございますが、国の制度が今年度より要介護3以上が施設入所の対象になるというふうに定められました。しかし、要介護1、2の方のご家庭なり、非常に不安を感じておられます。そのことに対する滝川市の要介護1、2の

方の対策についてお聞きをしておきます。

次に、ふるさと納税の件でございますが、他の自治体のふるさと納税の実情を見てみますと、結構高額な贈呈品が、返礼品があるわけですが、滝川市のみに限られますと、特産品に限られますと魅力ある商品の幅が減少するのでないかというふうに考えます。そういう意味では、近隣の自治体の農産物を滝川市が返礼品に使うということもやぶさかではないというふうに考えますけれども、ご見解を伺いたいと思います。

以上です。

○議長 長 堀議員の再質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいまの再質問でございます。特別養護老人ホームの要支援１、２の方の特例入所の状況についてご質問がありましたので、お答えさせていただきたいと存じます。

議員ご存じのとおり、平成２７年４月から特別養護老人ホームへ入所できる方は原則として要介護３以上の方となりましたが、要介護１、２の方でありましても認知症で日常生活に支障を来すような方、また単身世帯で家族等の介護が受けられない方などについては特例入所として入所判定のテーブルにのことは可能となっているところでございます。これまでのところ滝川市が保険者となっている方で特例入所として入所されている方は、今のところはございません。

以上でございます。

○議長 長 総務部次長。

○総務部次長 ふるさと納税の返礼品に関するご質問でございますけれども、私どもの返礼品につきましては３月から新商品として滝川クラフトビール飲み比べセットとか、朝どりグリーンアスパラ、それからゆめぴりか５キロなどの新しい商品を追加しております。さらに、地場の商品、それから地場で営業活動をされている方々の新しい商品についても今後とも加えるものがあれば、加えていくというスタンスで進めさせていただいております。ただ、いろいろな考え方がございますので、そのあたりについても検討しながら進めていくということになりますけれども、総務省のほうからは返礼品が華美にならないようにという、そういう通知も来ておりますので、それらも考慮しながら、他の自治体も考慮しながら返礼品の選定については進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 保健福祉部長より訂正の発言がございますので、これを許したいと思います。保健福祉部長。

○保健福祉部長 今議員さんのほうからご質問の中で、要支援ということで私に要支援１、２の方というふうに申しましたけれども、議員さんのご質問は要介護１、２の方ということで、ご質問を間違えて捉えて発言をしてしまいました。要介護１、２の方ということでご訂正させていただきたいと存じます。申しわけございません。

○議長 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 おはようございます。日本共産党の清水雅人でございます。傍聴に見えられている市

民の方、大変ご苦労さまです。きょうは、東日本大震災から５年を経過した日であります。１７万人の方がまだ自宅を持てず、避難生活等を送っておられる。こういう中で、滝川市もふさと大使の瀬戸口正樹さん、また江陵中学校や、また先日のランターンフェスティバルでも東北のランターンが並んだことを含め、無数の支援、交流が行われています。こういったことを市と市民が協力してさらに進めていく、これを痛感しております。きょうの代表質問では、いわゆる格差社会と言われている中で滝川市政が求められていることは何なのか、必要なことは提案もし、そして問題についてはチェックをするという立場で代表質問を行います。

それでは、日本共産党を代表いたしまして、滝川市２０１６年度市政執行方針並びに教育行政執行方針に対する代表質問を行います。

◎１、市政運営の基本的な考え方

１、市政の推進について

まず、市政運営の基本的な考え方についてですが、市政の推進について。本年は「気」という字をもって市政を推進してまいりたいと考えております。執行方針の中に書かれている言葉ですが、中心市街地の再生、高齢化社会への対応、子育て支援の充実、教育のマチたきかわの実現、財政健全化、これら多くの課題に気を引き締め、一気呵成に取り組む思いからでありますと述べております。市長の取り組む意気込みは評価をいたしますが、どの問題をとっても一息に仕事をなし遂げることができないのが実態ではないでしょうか。市政運営の基本的な考え方が実態と乖離しているのでは市長の考え方を市民が理解することはできないと思います。学校施設の整備が再びおくれ始めました。また、買い物困難地域がさらに広がり、市民の負担増と収入減少が進み、大企業が史上最大の好景気に沸く中で地元企業と労働者にその恩恵は来ていません。こういった状況ですから、現実感のある言葉で市民に伝えるべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

◎２、元気な産業と活力あるまちづくり

１、農業を起点とした元気な地域産業づくり

２、持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立

３、力強い産業の育成・雇用の確保

次に、元気な産業と活力あるまちづくりについて、農業を起点とした元気な地域産業づくりについて伺います。市政執行方針では、冬のしごとづくり事業については冬期間に出荷可能な農産物を中心としたセット販売に取り組みます。また、通年栽培可能な農業ハウスの導入に向け、熱源の確保を目的に農業系バイオマスの活用の検討などと述べています。滝川市地域創生総合戦略では、冬を克服し、農業、食で通年雇用できる就業環境の創出を重点プロジェクトの一つに挙げ、実証試験用ハウスの整備や滝川産農産物を活用した加工商品の開発支援など具体的な事業と重要業績評価指標、ＫＰＩと略をいたしておりますが、指標として雇用を創出する農業関連事業２件（５年間）としております。そこで、ＫＰＩで挙げている２件は農業者を想定しているのか。２点目として、その場合設備投資や開発経費は、政府の２０１５年度補正予算や２０１６年度の地方創生交付金関連

の補助金と一般財源を想定しているのか伺います。

次に、薬用植物などの試験栽培に取り組みますとしていますが、生産者や生産者グループ、生産者組合等への支援はどのように行うのか伺います。

持続可能な農業のための生産基盤・体制の確立について伺います。執行方針では、ＴＰＰ、環太平洋パートナーシップ協定に関する今後の動向を注視しながら、将来にわたって持続可能な生産体制を確立するための施策について述べられています。ＴＰＰをめぐる情勢について、東京大学の鈴木教授は以下のように述べています。まず、他国も驚くほど米国に譲歩している。バイオ医薬品で豪州が５年間を変更しないと発表するなど、大筋合意は火種を残している。疑問だらけの政府の影響試算。ＩＳＤＳ条項で環境や健康、食の安全を守れるのか。米国の強固な不足払いに対して日本の不十分過ぎる農家所得の下支え。農業所得に占める補助金は、日本１５．６パーセントに対し、ＥＵ９．５パーセント、農産物輸出大幅増どころか地方疲弊、食料安全保障壊滅へ。米大統領候補８人のうち６人がＴＰＰ反対。国民への説明責任を果たさずしての批准はあり得ない。以上のような分析をどのように考えるのでしょうか。また、本当に国益を守ろうとするのであれば、ＴＰＰに今こそ反対を求めます。

次に、力強い産業の育成・雇用の確保についてですが、滝川市産業活性化協議会の産業創出促進助成金制度を活用し、市内事業者による新商品開発や設備投資など新たな取り組みに対し、積極的に支援などこの制度を継続するとしています。利息補助などと違い、直接の補助金ですので、使い勝手がよく、効果も上げております。この制度の財源は、また新年度の目標について伺います。

２点目、ワンストップ型の産業支援相談窓口ＴＡＫＩ－Ｂｉｚ事業については、滝川市産業活性化協議会の構成団体が連携し、外部専門家の協力を得ながら市内事業者に対する経営相談業務を実施し、起業を促進すると述べています。総合戦略の重要業績評価指標、ＫＰＩでは、相談件数５年間で５０件、そして創業件数は５年間で１０件としておりますが、創業のためのノウハウ取得や初期投資など、資金支援などは現行の国、道、市の制度で間に合うのか伺います。

◎３、機能的な生活基盤の充実したまちづくり

- １、コンパクトで機能的な都市の形成について
- ２、賑わいのある中心市街地の活性化について
- ３、住宅ストックの適正管理について

次に、機能的な生活基盤の充実したまちづくりについて伺います。コンパクトで機能的な都市の形成についてですが、泉町土地区画整理事業については、都市交通の円滑化と土地利用の増進のため、西２号通改良工事や整地工事を行うと述べております。昨年１２月の第４回市議会定例会で、会派清新の柴田文男議員が凍結を、また私が中止を求めましたが、市長はこれを継続する理由として凍結の判断を下すことは地域の皆様や土地区画整理審議会委員の皆様など多くの関係者の混乱を招き、地権者の皆様の土地利用計画に大きな影響を与える。さらに、今後の交付金事業の採択にも何らかの影響を及ぼすと考えたと述べ、凍結中止については否定をいたしました。しかし、市の財政は４年後以降に財政調整基金を５億円余り残すのが精いっぱい、人口減少は直線的に減り続け

ると予測され、それに比例して市税も毎年１億円近くの減収を見込んでいます。また、小中学校の施設整備がおくれ始め、浴室なしの市営住宅解消には１５年以上かかります。公共施設マネジメント方針では、公共施設の複合化、集約化を進め、必要な機能を維持しつつ、今後１０年程度を集中取り組み期間として、公共施設を可能な限り削減すると明記しています。

既に廃止しても売却、譲渡、解体のめどが立たない施設として、百年記念塔、市民会館、旧林務署、旧おおぞら幼稚園、教職員住宅、江部乙市民プール、振興公社所有の新町学生会館などがあり、将来的に市の費用で解体しなければならない施設として旧江部乙中学校、旧東栄小学校、清掃センター、粗大ごみ処理センター、有機物供給センター、旧農業開発公社倉庫、食品加工施設などがあり、これら解体費だけでも１０億円以上と思われます。さらに、振興公社や滝川グリーンズに対する６億円以上の貸し付けは、土地開発公社などのようにいずれは市民負担になる可能性が高いのです。また、市立病院の患者が本年度大幅に減少し、２６年度に比べ４億円近い赤字拡大となり、今後患者数が回復しなければ、一般会計からの数億円単位での独自繰り出しの可能性もあります。そこで、泉町土地区画整理事業は、以上のような状況の中でもこれまでの市長の答弁である将来にわたり人口に見合った市街地の形成のため、骨格的な幹線となる環状線の整備をするもので、優先される施策の一つ。また、土地利用における民間開発が将来にわたって誘導され、地区の発展を目指すためにも進めていかなければならない事業であるとの認識、判断を優先するのか伺います。

次に、賑わいのある中心市街地の活性化についてですが、栄町３－３地区優良建築物等整備事業については、平成３０年度の事業完了を目指して平成２８年度に工事に着手すると述べております。この事業には約３億円の市民の血税が投入されます。民間が実施する事業への巨額の支出については、市民への十分な説明が必要です。日本共産党は、低所得者でも入居できる老人保健施設が７０床建設されることから、市民の介護施設問題の解決、つまり所得がなくても低所得者でも入所できる施設ができるということでこの問題が解決が進むことを挙げ、賛成をしてきました。しかし、これがマスコミなどで報道されるほど市民の疑問もふえております。これは、情報が少ないことからの誤解だというふうに考えます。市として情報の周知を求めます。

次に、滝川第三小学校地域と市内のあらゆるバス利用者にとって栄町ジョイの閉店は深刻です。栄町３－３地区の新築ビルや跡地への小型総合食料品スーパー誘致を市としても支援すべきと考えますが、市長のお考えを伺います。

次に、住宅ストックの適正管理についてですが、市政執行方針では居住環境の充実に向けては公営住宅の整備のほか、民間住宅の有効活用を推進すると述べています。築４０年になるブロック構造の市営住宅が多数残っています。これらの住宅は、窓や壁などの断熱性能が非常に悪く、結露等による内装の痛みは多くの住戸に共通するものになっています。その実態は、自分でスタイロフォームを張っている。床が抜けて、交換工事が行われた。天井裏に結露でたまった水がグラスウールの上にたまり、バケツ数杯分の水が一気に天井から落ちてきた。白かった天井は、まるで塗装したように見えるほど黒くなっているなどです。そこで、ブロック住宅の結露の一斉調査を実施すること、また必要に応じ床や畳の交換を行うこと、またこれまで退去時の原状復帰請求が何件かされておりますが、これらが適正だったのか調査を求めます。

◎４、誰もが住みよい安全安心なまちづくり

１、地域福祉・自立支援の充実について

次に、４件目、誰もが住みよい安全安心なまちづくりについて伺います。地域福祉・自立支援の充実についてですが、まず老朽化の著しい滝川市中央老人福祉センターについては、市民会議を開催し、高齢者施設や老人クラブの組織、活動のあり方など、機能移転に向けて検討を進めると述べています。機能移転と明記されたことで、大規模改修せずに他施設への機能移転を目指しています。カラオケ、趣味の会、マージャン、囲碁、だるま絵、舞踊など多彩な活動が行われていること、利用人数も年間１万２、０００人を超え、１２のコミュニティ施設の平均の約１．４倍、まちづくりセンターとの比較でも約３分の１であり、利用されている施設と言えるのではないのでしょうか。近くの中地区コミュニティセンターに仮に機能移転するとしても、学童クラブ、児童センターの利用が固定化している現状を考慮し、応急的な改修、修繕で１０年程度継続使用する選択肢も示すべきではないのでしょうか。

◎５、市民が活躍するまちづくり

１、市民活動の推進について

次に、５件目、市民が活躍するまちづくりについて、市民活動の推進についてですが、長い質問になりますが、市政執行方針ではまちの交流拠点として市民活動を推進するまちづくりセンターについては、民間のすぐれた能力とノウハウを活用した管理運営を行うため、指定管理者制度を導入しますと述べています。しかし、今回の事業は、すぐれた能力とノウハウを活用した管理運営と評価できるものばかりではないと考えます。４月から、年末年始を除き、それ以外は無休になり、開館日数は３０８日から３６０日程度になるなど、大きな変化が含まれています。また、現在の直営の支出は職員費で約１，１２６万円、その他諸費で約７０１万円、合計約１，８２７万円で、正職員２名、嘱託職員１名、臨時職員２名が主に８時半から１７時の間に業務を行い、１７時から２１時を受け付け、管理、清掃再委託として１名がシルバー人材センターの方が従事をしております。料金収入は１９８万円です。これに対し、新年度予算の管理代行負担金は１，３５０万円で、料金収入を開館日数増を含め２５０万円と私は試算をいたしました。これを合わせた約１，６００万円が指定管理者の収入と見込まれます。これから光熱水費、私は３３０万円と試算いたしました。と管理委託以外の諸経費を１００万円と５００万円を引くと１，１７０万円が人件費となります。１７時から２１時の管理、清掃を最低賃金に近い時給８００円すると残りの人件費は１，０５５万円となります。そこで、この金額を基本に、８時半から１７時に現在並みの常駐４名の配置、休憩１時間とする給与が例として３００万円、これは社会保険４保険料１５．１４パーセントを含め３４５万円となります。程度の責任者は最低１名必要と思われます。他の３名は、時給８７７円、これも社会保険料差し引き後は７６２円となり、ほぼ最低賃金の非正規雇用になります。これでは市民による自主的なまちづくり活動の支援、市民の交流の場の提供、協働によるまちづくり推進などの業務を担う労働者の低賃金化ではないのでしょうか。また、年末年始以外は無休という営業は、管

理責任や雇用にとってよいことと考えているのか、よいことと考えるのであれば、図書館に週休日を導入し、休館日をふやしたと矛盾するのではないのでしょうか。そして、代行負担金は減らさずに、週休日を設定し、施設開館日を減らし、業務に責任を持てる賃金にするよう指定管理者と話し合うべきではないのでしょうか。市長のお考えを伺います。

なお、ここで、先ほど紛らわしい読み方をいたしました中段の３３０万円と管理委託以外の諸経費を１００万円とすると１，１７０万円が人件費となるということで、「と」から「と、」までを削除いたしたいと思います。

次に、２７年度の市の指定管理者の賃金は、身体障害者福祉センター、中央老人福祉センター、農村環境改善センター、１２のコミュニティ施設などはほぼ最低賃金と思われます。これらは、直営時代に職員が行っていた人件費を最低賃金やボランティアに置きかえる同一労働の低賃金化、ボランティア化ではないのでしょうか。また、民間のすぐれた能力とノウハウ、発想や知恵、行動力などは否定しませんが、指定管理化で市内労働者の低賃金化が進むことがあってはなりません。市の指定管理事業、委託事業における市の積算、また委託先、指定管理代行を行っている企業、団体の賃金実態調査を行い、改善を求めます。

◎ ６、効率的な行政運営によるまちづくり

１、事務等の効率化について

次に、効率的な行政運営によるまちづくりについて伺います。事務等の効率化についてですが、平成２７年１２月に策定した財政健全化計画に基づき、事務事業や組織、人件費の見直し、歳入確保対策を着実に進める中で、平成３１年度には財源補填に当たる基金繰り入れを行わないことを目指し、持続可能な財政運営に向けて取り組みますと述べています。計画では人件費について組織のスリム化として３億８００万円の削減を明記していますが、これは職員数が４０人近く減少する金額だというふうに思いますが、正職員、嘱託職員、臨時職員の数をそれぞれどのようにする計画なのか伺います。

次に、人口減少対策である滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略や滝川市財政健全化計画を着実に推進し、まちの成長と持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組みを進めてまいりますと述べています。新年度に実施される滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的内容は、国の新年度事業に予定されている地方創生推進交付金、５年間の活用が基本になると思われます。しかし、この種の交付金の特徴は、まず基準が狭く、自由に使える交付金にはほど遠い。そして、補助率が１０分の１０など、自治体負担がないか低いため、費用対効果よりも申請することが優先される可能性があります。そこで、重点事業を実施するために補助率２分の１の地方創生交付金、新年度のこの交付金を活用するのか、また活用しないのであれば、重点事業をどのように実施するのかを伺います。

◎ ７、教育行政執行方針

１、学校教育について

最後に、教育行政執行方針について伺います。学校教育についてですが、学校施設の整備については滝川第二小学校の屋内運動場の屋根改修工事、西小学校の教室及び屋内運動場の床改修工事を行いますと述べています。まず、滝川市が申請し、国が却下した補助金額について。2点目として、再申請して1年後に補助事業として計画どおりの改修にしない理由について伺います。

2点目は、小中学校適正配置計画、後期の2016年から21年度の見直しはおくれにおくれ、1月末に策定されました。問題は、滝川市小中学校施設整備方針、2011年から15年度が終了した後の方針が出されず、適正配置の見直しが決まるまで方針そのものがないということです。そこで、国から補助申請を全額却下されたことは何年ぶりなのか。また、明苑中学校は適正配置計画の見直しの影響がほとんどないことから、また建築後30年以上経過しているので、大規模改修については建築後20年から30年をめどに、改築については建築年度から40年から50年をめどに整備を進めます。前整備方針に基づき、早急に整備方針を策定すべきではないでしょうか。

最後に、西高校について伺いますが、市政執行方針で人口減少対策である滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略や滝川市財政健全化計画を着実に推進し、まちの成長と持続可能な財政基盤の確立に向けて取り組みを進めてまいりますと述べています。持続可能な財政基盤の確立は、小中学校の建てかえ、大規模改修に関する施設整備方針策定が先延ばしとされていることから、急務と考えます。そこで、財政負担の大きいものの一つとして、市立高校を市がいつまで独自に運営できるのかという市民の疑問に教育委員会として答え、市民と情報を共有する必要があります。そこで、以下について伺います。まず、ここに書いている数字を訂正をいたしますが、教職員65人、嘱託職員2人の人件費は普通交付税として国から受けておりますが、基準財政需要額と賃金その他の歳出の差額について伺います。次に、建てかえ、大規模改修、随時修繕、設備費は全て市の負担なのでしょうか。3、パソコン、機材などの教育機器や光熱水費など運営に係る経費は全て市の負担でしょうか。また、基準財政需要額との差額はどの程度か伺います。最後に、交付税の内訳はほかのものも含めた項目になっているのか、それとも市町村立高等学校に限定されたものなのかを伺います。

なお、先ほど訂正してもさらに紛らわしいという感じがしたところを読み直しますので、それに変わっていただきたいというふうに思います。5件目、第1項目の第1要旨、中段になりますが、330万円、これは私の試算と管理委託以外の諸経費を100万円とすると1,170万円が人件費となる、このように訂正をいたします。

以上で日本共産党を代表しての市政執行方針、教育行政執行方針に対する質問といたします。

○議長 清水議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長 それでは、共産党を代表しての清水議員からのご質問に順次お答えをさせていただきます。

昨日の会派清新並びに新政会の代表質問でもお答えをさせていただきましたが、私なりに「気」という言葉は心の持ち方の問題であると受けとめておりまして、心の置きどころをどこに持つかが重要であるというふうに認識をしております。課題に対して気を引き締め、一気呵成に取り組むという思いは、一息に物事を推し進めるということではなくて、スピード感を持って常に前向きな姿勢で仕事に取り組んでいくということをあらわしたものであります。国の施策の動向や経済状況な

ど先を見通すことが困難な状況ではありますが、５年先、１０年先を見据えて今どこに力を入れていくべきなのかをしっかりと見きわめて取り組んでいくことが必要であると認識をしています。物によっては熟慮を重ね、調整を図るなど、時間をかけながら進めていくことで効果を高めるものもあるでしょうし、いずれにせよきちんと検証して次のステップにつなげていかなければならないと考えております。引き続き、滝川のために何ができるか、何をやらなければならないかを本気で考え、市民の皆さんとの対話を大切にしながら市政運営に当たってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、冬のしごとづくりについてでございますが、ご質問にございます通年型のハウス栽培の導入や加工商品の開発支援事業に加え、農商工連携を推進していく中で雇用の創出につなげていくことが当市の総合戦略における重点プロジェクトでありますので、地域農業者はもちろんのこと、市内外の企業とも連携することでＫＰＩの達成を目指したいと考えております。また、事業を進めていくための財源としては、一般財源の持ち出しもあるかもしれませんが、厳しい財政状況を鑑み、地方創生関連交付金を有効に活用するとともに、既存の国や道の制度なども十分に勉強しながら活用してまいります。

次に、薬用植物の試験栽培に関しましては、地域農業者と民間企業のマッチングによる農商工連携を探るための取り組みですので、試行段階では活用可能な国の制度や地方創生関連予算の中で実施したいと考えておりますし、一部経費については企業からの負担も求めています。数年間の試験栽培を実施した結果として需要サイドの企業と供給サイドの生産者の双方が事業継続できるような仕組みが構築できた段階では、行政からの特別な支援がなくても契約栽培という形で実生産に結びついていくものと考えております。

次に、ＴＰＰにつきましては、２月２１日に開催された空知農業を考える会主催によるＴＰＰをめぐる情勢と今後の対応策を考える講演会につきまして、私は他の用務により出席することができませんでしたが、東京大学教授の鈴木宣弘氏を講師に迎え、農業者のみならず、一般の市民の方々も参加され、いろいろな角度からＴＰＰ協定についての分析がなされ、示唆に富んだ内容であったと報告を受けております。ＴＰＰ協定に関しましては、昨年１２月の第４回定例会においても答弁させていただきましたが、私はこれまでも一貫して反対の姿勢を示してきており、今後国会で議論される中身について注視していくとともに、国会決議との整合性について徹底した検証が行われることなく批准に至ることがないように願うところであります。昨年１２月の第４回定例会で意見書を採択された市議会の皆様と歩調を合わせ、北海道市長会などを通じて情報公開をしてしていただくよう国に要望していきたいと思っております。また、ＴＰＰ協定により最大の影響を受けるのは北海道の農林水産業であるという認識のもと、今後も引き続き情報収集に努めるとともに、北海道市長会を初め、北海道、関係団体と一体となって国に対しては必要な措置や対策について要望していきたいと考えております。

次に、滝川市産業活性化協議会は、構成６団体からの負担金を財源として、助成金制度を初めとする事業運営を行っております。平成２７年度においては、国の地方創生関連予算を活用したため、助成金制度に係る予算を例年より増額し、取り組んできたところですが、新年度においては国から

の交付金が見込めないため、例年どおり各団体からの負担金を財源として、平成２６年度並みの予算を確保した中で制度運用していく考えであります。応募件数については、例年ベースの四、五件を想定しておりますが、当制度の活用に至らなかった事業においても事業内容や事業規模に応じ、国や道の補助金制度を活用するなど、新規事業や新分野への進出などに取り組もうとする事業者に対し支援をしていきたいと考えております。

次に、産業支援相談窓口ＴＡＫＩ－Ｂｉｚ事業は、既存企業の振興はもちろんのこと、新たな事業を起こし、企業化していただくための支援窓口として滝川市産業活性化協議会の構成団体と連携し、それぞれが持つノウハウや知見を創業希望者に提供していきたいとするものであります。相談内容には専門性の高い課題もあることから、国が全国に設置した経営相談所であるよろず支援拠点など外部の支援機関や専門家とのネットワークを構築する中で対応してまいります。また、資金的な支援に関しても、創業に向けた制度が最近ふえてきておりますし、本市では昨年１０月に産業競争力強化法に基づく産業創業支援計画を策定し、国から認定を受けたところであり、こうした国の制度を活用しながら、ＫＰＩの達成に向け積極的に支援してまいります。

次に、泉町土地区画整理事業についてでございますが、滝川市におきましては平成２７年度から平成３１年度までの５年間を計画期間とした財政健全化計画を策定し、安定した財政運営を行うためにさまざまな事務事業の見直しを進めているところであります。しかしながら、泉町土地区画整理事業については、平成２７年第４回市議会定例会で柴田議員からのご質問に対する答弁で事業の優先度についてご理解をいただいたところであり、これまでのご質問にも答弁させていただいたとおり、コンパクトシティの実現に向け、市の道路体系の骨格となる環状線を整備するとともに、土地利用の増進を図る本事業は優先される施策の一つだと認識をしております。今後も滝川市の将来の発展のために今手を打たなければならない重要な事業として、国の交付金をいただきながら引き続き進めていかなければならないと考えているところに変わりはございません。

次に、栄町３－３地区の再開発事業でございますが、この事業に係る補助金につきましては、まちの中心部に大きな空きビルが放置され続けることのさまざまな悪影響を次世代に先送りせずに、国の交付金も活用しながら既存建物の除却費を主な補助対象として支援するものであります。民間開発によってコンパクトなまちづくりに必要な都市機能が整備される事業を支援することにより、中心市街地の再生、活性化に結びつくものと考えておりますので、引き続き市のホームページやアニメ滝川によるプレスリリース、また市内１８団体から構成される中心市街地活性化協議会といった場も通じながら情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、小型総合食料品スーパー誘致につきましては、高齢社会を踏まえたこれからのコンパクトなまちづくりの機能の一つとして生鮮食料品や日用品を含む買い物環境の維持は重要なことと考えておりますが、一方で事業者の採算性が求められるのも事実であります。既に市内においては移動販売や宅配システム、買い物バスの運行などといった新たな事業展開も図られる中で、行政としての支援のあり方についてもさまざまなご意見があると思われます。市内公共交通環境の維持を初め、商店街の空き店舗対策など、引き続き総合的な視点での支援を図りながら買い物環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、住宅ストック適正管理に対するご質問でございますが、建設後長期間経過しているブロックづくりの市営住宅管理対応についてのご質問ですが、当市で管理しております市営住宅のうち、簡易耐火構造住宅は管理戸数全体の44.7パーセントに当たる814戸でございます。そのうち建設後約40年経過している団地は、本年2月末現在で7団地113棟482戸あり、全体の26.5パーセントとなっております。以前と現在の建設においては、材料や工法なども時代の流れに伴って発展しており、現在建設されている団地と単純に比較できるものではありません。現在における建設団地では気密性や断熱性も向上し、また24時間換気システムの導入もあり、総体的に見ると入居者からの修繕の依頼は簡易耐火構造住宅の割合が高い状況ではあります。一方で、入居者の世帯構成など生活環境によっては、結露の発生を含め修繕内容の状況につきましては平家に特化されたものではなく、管理住戸全体として必ずしも経過年数と比例するものではございません。

まず、1点目のご質問であります、さまざまな修繕依頼がある中で、維持管理におきましては実際に生活されている入居者から情報をいただき、都度現地の状況を確認し、生活に影響を及ぼす状況の改善対応を効率的に進めるため取り組んでおります。今後につきましても入居者のご協力をいただきながら、同様に維持管理を進めていく考えであります。2点目でございますが、基本的には入居前及び退去後の対応として実施しておりますが、長年生活されている住宅においては経年劣化による傷みもあると思います。一概に年数で区別はできませんが、先ほども答弁させていただきましたが、現状を確認した上で、それぞれの状況に応じた対応を進めていく考えであります。次、3点目でございますが、退去時における損害賠償金請求につきましては、退去時立ち会い検査の中で入居者の責任において修繕が必要なものにつきましてはその場で本人への確認を行った上で請求を実施しておりますので、適正なものかと判断をさせていただいております。引き続き市営住宅維持管理におきましては、これまでと同様に入居者の皆様のご協力をいただきながら進めてまいります。

次に、中央老人福祉センターにつきましては、1万2,000人を超える利用者がいる反面、平成21年度以降の利用者の減少が著しく、平成26年度の利用者数は平成21年度の利用者数のほぼ半減という状況にあります。このことは、利用者の高齢化に伴い、徐々に施設までの交通手段の問題や施設の利便性、使い勝手が悪くなり、利用者の激減を招いているという側面もあると考えております。ご質問にあります応急的な改修、修繕で10年程度継続使用する選択肢という面では、10年程度の継続使用によりおよそ6,000万円程度の改修コストが見込まれます。市といたしましては、現状の高齢者活動の衰退、中央老人福祉センターの利用者の減少といった傾向のままこれらの改修コストを投入するのではなく、中央老人福祉センターのあり方を検討する市民会議におきましてアドバイザーや市民の意見をお聞きしながら、高齢者活動の活性化とその拠点施設のあり方を見出し、有効な施設投資をしていきたいと考えております。

次に、まちづくりセンターにかかわる件でございますが、数点ございますが、まず1点目の低賃金化ということでありますが、指定管理者から提案があった人員体制は4名の配置で、内訳は職員1名、パートスタッフ3名との内容となっております。現在の人員体制のうち、4月から町内会関係、補助金関係を担う正職員の業務の担当部分が市役所に移ることを考えた場合、現行の嘱託職員

1名、臨時職員2名の体制と大きくかけ離れた低賃金化とは考えてはおりません。次に、2点目でございますが、指定管理者から提案がありました年末年始を除く358日間、休館日を設けないことにつきましては、利用者への利便性の配慮及びサービスの向上につながる取り組みと期待をしているところでありますし、指定管理者選定時のヒアリング時に確認を行っている中でも管理責任、雇用の双方においても問題なく運用できるものと捉えているところです。一方、図書館はさらなる運営の効率化を図るために週休日を設定することとしたものでありまして、ご指摘のような矛盾はないものと考えております。3点目の施設開館日の減と業務に責任を持てる賃金ということについてでございますが、年末年始以外休館日を設けないことは利用者へのサービス向上につながると評価した点の一つであり、また人員体制と賃金の提案も十分に吟味をして選定したものであります。指定管理者には市民活動の支援や市民の交流の場の提供により豊かな市民生活や活力ある地域社会の実現をより効果的に行っていただけることを期待をしております。

次に、指定管理者制度において市が設定する管理代行負担金の基準額の算定に当たりましては、業務の必要経費を精査し、適正な水準での設定を行っております。その範囲内で指定管理者は創意工夫のもと、人件費のコントロールも含め、さらに効率的な運営やより満足度の高いサービスの提供に努めるものとしており、本制度の導入が必ずしもご指摘のような状況を導いているとは考えておりません。なお、施設運営に必要な人員の配置並びにその給与及び賃金等は、指定管理者がみずから判断し、決定するものであり、この場合においても労働基準法、最低賃金法等の関係法令は当然に守らなければならないものであり、この旨は指定管理者の責務として協定書にも明確に記載をしているところであります。指定管理者は、これらの法の定めに従うとともに、指定管理者と従事者の間で締結される雇用契約が適正に履行され、指定管理者による施設運営が行われているものと理解をしております。よって、積算、賃金実態調査の実施につきましても指定管理事業、委託事業とも適正な賃金等が支払われているという前提のもとに、市として改めてこうした実態調査を行うことは考えておりません。

次に、事務の効率化についてでございますが、ご質問いただきましたとおり、財政健全化計画では人口減少や財政状況を踏まえた組織のあり方に向けて3つの視点を持ちながら組織のスリム化を目指すこととし、3億800万円の目標値を定めているところであります。昨日ご答弁申し上げましたとおり、職員数につきましては正規と非正規を問わず全体としてスリム化の方向へ進むことが大きな目標でございますが、具体的職員数の見直しにつきましては事務事業見直し及び機構改革とセットのもと、適正な職員数を確保していきたいと考えております。したがって、年次的に正規と非正規、それぞれ何人という細かな計画は立てておりませんが、目標値を達成するためには正規職員を中心に一定数の数をクリアすることが条件になることと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略における重点事業につきましては、現在国の地方創生加速化交付金を申請しており、内示があれば本年度の補正予算として計上する予定としております。平成28年度に向けては、本加速化交付金の活用を想定して重点事業実施の準備を進めているところであります。なお、加速化交付金を初め、地方創生の交付金の申請に当たっては必ず施策

ごとの進捗状況を検証するための重要業績評価指標、K P I の設定が求められますので、費用対効果よりも申請することが優先されるということではなく、十分な効果が得られるよう事業を実施してまいります。国が28年度から予算化する地方創生推進交付金については、制度の詳細はまだ示されておらず、地域再生計画を策定することが申請の要件とされていますが、地域再生法の改正により高率補助となることから、継続的に事業に取り組み、複数年度にわたって交付金を受けられる可能性があります。市の総合戦略の推進に向けては、地方創生推進交付金に限らず、毎年度各省庁が計上する補助メニューや北海道の交付金、交付税措置のある有利な起債などを最大限有効に活用できるメニューを選択してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、私からは教育行政執行方針に対するご質問に答弁させていただきます。

まず、学校施設の整備に関する質問で、国が却下した補助金額、そして再申請して実施しない理由というご質問についてですが、西小学校大規模改造の老朽化対策事業に工事費およそ2億1,000万円、そして補助金5,539万9,000円を申請しましたが、国の方針とする耐震工事を最優先するという理由のもと、採択に至りませんでした。28年度においても国の東日本大震災復興特別会計による全国防災事業が今年度で終了することや国の財政事情により前年度よりはるかに小規模化されることを受け、非常に厳しい状況でありまして、平成27年度当初予算同様の執行方針のもと、大規模改造における老朽化対策事業などについては採択が困難との通知が来ているところでございます。国の公立学校施設整備費につきましては、当初予算で27年度の一般会計と特別会計を合わせた2,049億円から、28年度は特別会計が終了することから709億円と大幅減少となっております。また、特別会計が始まる前の平成23年度の805億円と比較しましても100億円近い減額となったところであります。学校施設環境改善交付金事業における大規模改造は、2億円を上限、7,000万円を下限とし、校舎外部と内部を同時に全面的に改造することを原則とする工事であるため、市の財政事情も鑑み、今後の滝川市における小中学校適正配置を見据えた工事内容の検討は財政健全化計画の上でも必要不可欠と考えております。平成28年度予算では、耐震化のため西小学校2線校舎の未使用化を進める中、子供たちがふだん頻繁に使用する普通教室と体育館の環境整備を一番に考え、かねてから老朽化の著しい床工事を単費にて実施するなど必要な修繕を行いながら、無駄のない学校環境づくりに努めてまいります。

次に、国庫補助が全額採択されなかった事業例としましては、国の平成26年度補正予算において防災機能強化事業として217万円の補助申請を行った明苑中学校つり下げバスケットゴールの改修がございまして、明苑中学校につきましては、築後37年が経過しておりますが、適正配置計画の影響のない学校から早急に大規模改修をやるということではなく、市全体として新たな施設整備方針の検討について今後児童生徒数の将来推計、また市の財政状況などを考慮した上で各学校に合った教育の整備方針を示さなくてはいけないと考えております。さらに、国の学校施設環境改善交付金の大規模改造の採択が非常に難しい状況が続く中、施設整備の財源確保にこれからも努力してまいりたいと考えております。

次に、西高等学校のご質問で4点ございました。まず、教職員の人件費を含めた高等学校費と基準財政需要額との差についてでございますが、基準財政需要額は教職員4億6,920万5,000円プラス生徒数8,816万7,000円、合計5億5,737万2,000円、高等学校費、歳出6億9,899万5,000円、公債費を含めると7億1,876万円、そして歳入9,474万8,000円、一般財源6億424万7,000円、公債費を含めると6億2,401万2,000円、差額は4,687万5,000円、公債費を含めると6,664万円となります。次に、建てかえ、大規模改修、随時修繕、設備費全てについてですが、市の負担となります。次に、教育機器や光熱水費はどうかという部分ですが、全て市の負担でございまして、教育機器については基準財政需要額の内数として単位費用の積算に含まれており、差額は945万8,000円でございます。次に、交付税の積算根拠については、高等学校費の教職員と生徒のみがもととなっております。

以上でございます。

○議長 長 答弁が終わりました。清水議員、再質問ございますか。清水議員。

○清水議員 それでは、何点か再質問を行います。

まず、32ページ、泉町土地区画整理事業については、第4回定例会で凍結を求めた柴田議員から理解をいただいたという趣旨のご答弁がありました。それが真実かどうかは私はわかりませんが、またただいまの答弁で答弁が繰り返されているわけです。市長は環状線という言葉は何度も使うわけですが、今都市計画マスタープランでは環状線、つまり西1丁目通りから自衛隊を抜けると3丁目通りにぶつかるわけですが、これを右折すると工業高校の手前の踏切がございます。今の都市計画マスタープランでは、ここに10年以内に、まず道道にすることが前提なのですが、道道にして立体交差をするという、そういう計画まで含めて環状線なのです。30億円は下らないという工事をこの10年間に道に求めていくということ自体がまるで、人口減少が直線的に進む、また財政がこういう状況の中で優先されるということはおおよそ市民の感覚には私はほど遠いのかなと。

また、市長はどこかで述べられたわけですが、どこかという一番最初です。29ページの本年は「気」をもって一気呵成という、市政執行方針の中でこのように述べられました。物によっては熟慮を重ね、きちんと検証を重ね、何をしなければならないかを考えていくと。だとすれば、これが最も考えなければならないことだというふうに思うのです。これを途中で凍結をすることによるデメリットは6,000万円ぐらいあるということですが、このまま先に進めば、国費とはいえ、それも合わせ一般財源も1億円以上ですね、こういったことを使うと、しかもそこに新たにその土地が整備されなければ住宅を建てるところがないとか、あるいは企業の工場をつくることができないなんていう土地事情では滝川は明らかにないわけです。そういったことも含めて、今まさに市長が最初に言われた熟慮すべき最大の項目ではないのかということで1点目にお伺いをしたいと思います。

2点目は、33ページですが、栄町3-3地区優良建築物等整備事業、これは高林デパートと名店ビルをまず解体、更地にして、北門信用金庫のいわゆる金融ビルというふうに呼んでおります。これと神部病院が建設するいわゆる医療介護ビルということで、現状では医療介護棟のほうはクリ

ニックと、その上にサービスつき高齢者住宅、サ高住です。これが50戸分、その上に老人保健施設70戸ができるわけです。こういったことも今のところ市民の皆さんには伝わっていないのです。ですから、市長が先ほど言われたようなホームページやプレス報道などでは市民になかなか伝わらないのです。いいものは市民もいいと言うのです。だから、私先ほど申し上げましたように、市民に対して情報不足ですということを言っているわけですから、そういったいいものができるのだと、それで3億円、安いではないかという、そういう話を市民に市としてしていくことについて伺いたいというふうに思います。

次に、3点目としては、35ページ、まちづくりセンターですが、年末年始を除き360日運営することは利便性の向上で非常によいことだと、そういうふうに述べられました。利便性は向上するけれども、それと同時にいろんな困難さもあるというふうに思うのです。一番最大は、指定管理している公共施設ですから、安全、安心なのです。それが最小限の人数で、あそこは今若い女性が働いておりますから、きょうは子供がちょっと調子が悪いので休みたいと、そしたら急に2人体制になるとか、そういったことがたくさんあるのです。そういうことを考えれば、そういうデメリットよりも、まず1週間7日のうち6日間、安全、安心にきちっと運営していただくと、そういうことが大事なのではないかと、利便性だけでないということを申し上げたいと思いますので、お考えを伺いたいと思います。

最後、学校教育についてですが、これについては大変なことが答弁で明らかになったと思うのです。これは、滝川市が一生懸命全力を尽くして学校を建てかえようとしても国の補助金が全くおらず、こういう異常事態になっているということが明らかになったのではないかとこのように私は思います。ただいまのご答弁では、老朽化による建てかえ、大規模改修、これは採択は困難。これについて細かい質問は行いませんけれども、そもそも耐震改修は平成27年度で全国の小中学校は終わっていなければいけないのです。まだ耐震化が残っているということでもある。そのあたりをなぜ滝川市が受けなければならないのかということもありますが、そもそも、老朽化した小中学校を大規模改修、建てかえしなければ教育は一体どうなるのだということを本当に今の安倍政権に対して私は強い憤りを感じます。そこで、調べた中で、最後に非常に貴重な情報ですのでお伺いしておきたいのですが、今回27年度に採択、不採択が決まっている中で、学校統合など、そういった事情がなく、単なる老朽化による大規模改修や建てかえで採択になった事例がどの程度あるというふうに把握をされているのかお伺いいたしまして、私の日本共産党を代表しての代表質問といたします。

以上です。

○議長 長 それでは、この辺で休憩とさせていただきます。清水議員の再質問に対する答弁は午後からといたします。再開は13時といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 0時59分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中に清水議員の代表質問の再質問まで終わっておりますので、清水議員の再質問に対する答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 泉町土地区画整理事業につきましては、都市計画マスタープランの基本理念である北のエココンパクトシティ滝川の実現を目指し、道路体系の骨格となる環状線のミッシングリンク、道路がつながっていない状態を解消するために西2号通の整備をするものであり、重要課題と位置づけているところであります。あわせて、3丁目通りの道道昇格につきましてもすぐに実現するものではございませんが、引き続き要望してまいります。また、現在市内の土地につきましては企業進出が望める準工業地区や工業地区に地域における更地が少なくなっている現状であります。本区画整理事業施行地域の大部分は工業地域であり、さらには3,000平米までの商業施設が立地可能な商業業務誘導地区第4種に指定されており、事業実施により環状線に接する新たな工業地区が形成され、高度な土地利用が図れるものと期待をされております。これらのことを踏まえ、引き続き進めていかなければならない事業だと認識しております。ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長 長 千田副市長。

○千田副市長 栄町3-3地区開発事業に係る情報発信についての再質問でございますけれども、民間事業ということもあり、現時点としては市として説明会のような機会を設けることは考えておりませんが、先ほど申し上げたとおり、ホームページによる情報発信に加え、中心市街地活性化協議会に限らず、各種会合等の機会を通じながら事業内容の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解のほうを賜りたいと思います。また、事業者でありますアニム滝川に対しましては、事業内容に係る情報が不足しているとの意見もあることから、それを十分に伝えて、より一層の情報発信を促してまいりますので、清水議員におかれましては引き続き情報発信にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長 長 市民生活部長。

○市民生活部長 まちづくりセンターについてでございます。清水議員ご心配の休日につきましては、市として条例上基本的には週1日、水曜日、年末年始、12月31日から1月5日となっているものの、指定管理者となるNPO法人は利用者サービス、収益、それからまちづくりセンターの設置目的であります中心市街地のにぎわいづくりのためなどを踏まえまして、積極的に提案されたものでございます。ご質問の少ないスタッフで職員の休みなどで安全に運営できるのかどうかというご質問でございます。人件費の上では常時4名ということでございますが、NPO法人の運営体制といたしましては登録スタッフ六、七名でシフトを組んで事業内容、それから緊急時の対応、そういった場合に適切に対応したいということで提案がされてございます。ご質問の安全にということについては、十分に確保されるものと考えております。

以上です。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 学校改築に関しましてですけれども、特別な事情もなく補助採択された件数というご

質問でございました。今昼休み中に手を尽くしましたがけれども、残念ながら件数の把握には至りませんでした。

以上です。

○議長 長 以上をもちまして清水議員の質問を終了いたします。

これをもちまして代表質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第44号 滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例

○議長 長 日程第3、議案第44号 滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 ただいま上程されました議案第44号 滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例についてご説明申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、農業委員会委員の構成が現行の選挙による委員及び選任による委員とされているものが全ての委員について市町村長が議会の同意を得て任命することとされ、これとあわせて委員の定数を条例で定めるものとされたことから、この条例を制定したいとするものでございます。

条例の内容についてご説明申し上げます。第1条は目的規定で、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、滝川市農業委員会の委員の定数を定めることを目的とする旨を規定しており、第2条は滝川市農業委員会の委員の定数を現行の委員数と同数の16人とするものであります。

次に、附則ですが、第1項でこの条例は平成28年4月1日から施行するものとするものですが、第2項で経過措置として、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、この法律の施行の際、現に在任する農業委員会の委員はその任期満了の日までの間在任するものとされていることから、附則第3項で廃止する滝川市農業委員会選挙委員定数条例の規定はこの間その効力を有する旨の規定、第3項は滝川市農業委員会選挙委員定数条例を廃止する旨の規定であります。

以上、議案第44号の説明とさせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第44号 滝川市農業委員会の委員の定数に関する条例は、予算関連議案となりますので、過日の議会運営委員会で確認したとおり、予算審査特別委員会で審査を行うこととなりますので、説明までといたします。

◎日程第4 議案第45号 予算審査特別委員会の設置について

選任第1号 予算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第4、議案第45号 予算審査特別委員会の設置について、選任第1号 予算審

査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

提案の内容は配付のとおりでありますので、説明、質疑、討論を省略して直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第４５号及び選任第１号の２件は、いずれも可決されました。

議案第４５号が可決されたことにより、議案第１号から第８号までの各会計予算、議案第９号、議案第１４号、議案第１６号から第２０号まで、議案第２２号から第２５号まで、議案第２７号から第４０号まで、議案第４４号の予算関連議案、以上３４件については、それぞれ予算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議 長 お諮りいたします。

予算審査特別委員会の開催等により、３月１２日から３月１７日までの６日間休会いたしたいと思ひます。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、３月１２日から３月１７日までの６日間休会することに決しました。

◎散会宣告

○議 長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 １時０８分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成28年第1回滝川市議会定例会（第17日目）

平成28年 3月18日（金）

午前 9時58分 開 議

午前10時57分 閉 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
日程第 2 総務文教常任委員長の付託事件審査報告（諮問第1号 平和都市宣言について）
日程第 3 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 4 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告
日程第 5 報告第 1号 監査報告について
報告第 2号 例月現金出納検査報告について
日程第 6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員 （18名）

1番	三 上 裕 久 君	2番	堀 重 雄 君
3番	舘 内 孝 夫 君	4番	清 水 雅 人 君
5番	山 本 正 信 君	6番	安 樂 良 幸 君
7番	本 間 保 昭 君	8番	田 村 勇 君
9番	井 上 正 雄 君	10番	水 口 典 一 君
11番	小 野 保 之 君	12番	渡 邊 龍 之 君
13番	木 下 八重子 君	14番	山 口 清 悦 君
15番	柴 田 文 男 君	16番	荒 木 文 一 君
17番	関 藤 龍 也 君	18番	東 元 勝 己 君

○欠席議員 （0名）

○説 明 員

市 長	前 田 康 吉 君	副 市 長	千 田 史 朗 君
副 市 長	鈴 木 光 一 君	教 育 長	山 崎 猛 君
会 計 管 理 者	若 山 重 樹 君	総 務 部 長	中 島 純 一 君
総 務 部 次 長	高 橋 一 美 君	市 民 生 活 部 長	舘 敏 弘 君
市 民 生 活 部 次 長	石 川 雅 敏 君	保 健 福 祉 部 長	高 橋 一 昭 君
保 健 福 祉 部 次 長	国 嶋 隆 雄 君	産 業 振 興 部 長	中 川 啓 一 君
産 業 振 興 部 次 長	長 瀬 文 敬 君	建 設 部 長	大 平 正 一 君
建 設 部 次 長	高 瀬 慎 二 郎 君	教 育 部 長	田 中 嘉 樹 君

教育部指導参事 小 野 裕 君
監 査 事 務 局 長 伊 藤 克 之 君
市立病院事務部次長 田 湯 宏 昌 君
企 画 課 長 深 村 栄 司 君

教 育 部 次 長 河 野 敏 昭 君
市立病院事務部長 鈴 木 靖 夫 君
総 務 課 長 鎌 田 清 孝 君
財 政 課 長 堀 勝 一 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長 菊 井 弘 志 君
書 記 平 川 泰 之 君

次 長 竹 谷 和 徳 君
書 記 村 井 理 君

開議 午前 9時58分

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員数は、18名であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山口議員、柴田議員を指名いたします。

◎日程第2 総務文教常任委員長の付託事件審査報告（諮問第1号 平和都市宣言について）

- 議長 日程第2、総務文教常任委員長の付託事件審査報告（諮問第1号 平和都市宣言について）を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

- 事務局次長 総務文教常任委員長から議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

- 議長 次に、委員長の補足説明を求めます。関藤委員長。

○総務文教常任委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の過程について若干補足説明をいたします。

総務文教常任委員会に付託されました諮問第1号 平和都市宣言について、平成28年3月9日に本委員会を開催し、所管説明員の出席をいただき、説明を受け、質疑を行い、真摯かつ精力的な審査を実施いたしました。委員からは、宣言文で使用されている文言の意味のほか、平和都市宣言を行った後、それに基づいてどのような活動を想定されているのかという質疑に対し、今後の活動については市民の皆さんに広報やホームページ等でお知らせするとともに、滝川市教育委員会、さらに校長会を通じて各学校へこのような宣言を行うに至った経緯を伝え、小学校の社会科副読本への掲載やポスターの掲示などにより広く普及に努めていきたいとの答弁がありました。また、滝川市が深めてきた国際交流の輪をさらに広げて、世界中の人々と互いの個性を理解し、尊重するとあるが、市民がこの深い意味を理解し、実践できるよう市が努力することが必要だと思う。具体的にどのように進めていくのかという質疑に対し、現在実施している国際交流事業を広め、より多くの方に参加してもらえよう取り組むとともに、市民の方が滝川市を訪れる人たちに自分や滝川市のことが伝えられることが理想だと考えているので、関係所管と連携しながら取り組んでいきたいとのご答弁がありました。

討論、採決の結果、本件について全会一致で可と答申すべきものと決定いたしました。

なお、討論の際に各会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、本委員会の付託事件の審査に当たって明快なご説明、ご答弁をいただいた説明員の皆様

に心より厚くお礼を申し上げ、補足説明といたします。

以上です。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、議会運営委員会で確認したとおり、総務文教常任委員会で審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。柴田議員。

○柴田議員 おはようございます。討論に入る前に、けさ北朝鮮による弾道ミサイルが日本海に発射されました。私は、このことに対して満腔の怒りを表明したいと思います。

それでは、討論に入ります。私は、会派清新を代表し、諮問第1号 平和都市宣言について委員長報告のとおり可とすべき立場で討論いたします。

平和を希求することは人類全ての願いであり、世界唯一の被爆国として戦争のむごさと核の非人間性を語り継ぐことは現代に生きる日本人の使命であります。現在の世界は、冷戦を終え、世界を巻き込む大きな戦争が起き得る情勢ではないものの、世界各地で起こるテロリズムや宗教間対立、また北朝鮮などによる核開発と朝鮮半島情勢の不安定化、中国の海洋進出などによるアジアの緊張拡大など、平和を脅かす芽が世界各地で湧き出ております。滝川市のこの宣言は、全国を見ても遅いものとなりましたが、このような世界の情勢を見るとき、まさに時節を得た高い評価を受けられるものであると考えております。これまで多くの私の先輩議員が求めてきた平和の礎となるべき明文を英断を持って本定例会に提出された前田市長に対し、心から敬意を表するとともに、本宣言を契機として世界中の子供たちの未来に平和が訪れることを祈念して、討論といたします。

○議 長 本間議員。

○本間議員 私は、新政会を代表し、諮問第1号 平和都市宣言について委員長報告のとおり可とする立場で討論いたします。

美しい地球と豊かな自然を愛し、平和を願う心は、人類が永遠に持ち続けなければならないものです。しかしながら、世界では今もなお地域紛争やテロリズムなどにより人間の生命や尊厳を踏みにじる行為が繰り返されており、核兵器の存在や核実験の実施は人類の未来に深刻な脅威と不安をもたらしております。私たちは、世界で唯一の核被爆国の国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴え続ける必要があります。そして、困難も多かった歴史の中で先人が育んできた平和な社会、文化や伝統、そして豊かな自然を次の世代につないでいくことが今を生きる私たちの使命だと感じております。また、国際交流を得意とする滝川市民が思想や人種、宗教、文化などの違いを超えて世界の平和を願い、行動することは大変意義深いことであります。平和都市宣言を提案された前田市長初め職員の皆様に敬意を表し、賛成討論といたします。

○議 長 館内議員。

○館内議員 私は、日本共産党を代表し、2016年3月3日に上程され、総務文教常任委員会に

付託されて全会一致で可決された諮問第1号、滝川市平和都市宣言についての総務文教常任委員長報告を可とする立場で討論を行います。

賛成理由は以下のとおりです。第1に、宣言は世界各地では多くのとうとい命が奪われる争いが絶えまじと述べ、続く段落でも、戦争やテロリズムなどによって多くのとうとい命が奪われるなど争いが絶えまじと明記しています。人命のとうとさを強調する宣言を大きく評価します。第2に、宣言は唯一の被爆国の体験と戦争のつらく悲しい記憶をいつまでも忘れずに、核兵器と争いのない世界の実現について明記しています。今核兵器の所有国がふえ、所有数は1万発を超えています。また、使用の可能性や核抑止力についてたびたび世界の国家首脳が発言しています。人類を滅亡させ得る核兵器のない世界は、人類共存にとり不可避な課題です。この点で1月28日の総務文教常任委員会では求め、滝川原水協や新日本婦人の会などが申し入れて求めた核兵器をなくす意味の文言が明記されたことを大きく評価します。なお、滝川市が毎年行っている8月15日の平和祈念式典は、平和を目指す大きな力になっています。また、毎年1月、8月に5日間ずつ滝川原水協が市庁舎1階ロビーで行っている原爆パネル展示は30年以上続いており、昨年からは核兵器全面禁止、廃絶のために広島、長崎からのアピール署名用紙も置くことが認められました。道内の市町村で庁舎で原爆パネル展示を行っている事例は珍しく、滝川市政、教育行政の健全な歩みも大きな力になってきたことをここで再確認したいと思います。第3に、宣言は戦争のつらく悲しい記憶をいつまでも忘れずにと明記しています。この点について参考資料は、私たちは過去の体験から、戦争の愚かさやむなしさ、悲しみ、核兵器の恐ろしさを体験し、理解した上で、二度と起こしてはいけないという反省のもとに今日がありますと述べています。過去の戦争でアジアだけでも数千万人に上る死傷者を出した評価については、対立する見解もあります。これからも粘り強く歴史を調べ、議論し、学ぶことを続けることが再び過ちを繰り返さない保証になります。第4に、宣言はとうとい命を奪う争いをなくす方法論について、滝川市がこれまで深めてきた国際交流の輪をさらに広げて、世界中の人々と互いの個性を理解し、尊重していきまじと明記しています。参考資料は、互いの違いを知り、違いを認めた上で相手を理解する努力をする、共通すること、歩み寄る方法を見つけて共有し、相手との関係を築いていくことが平和につながる第一歩になると確信していますと述べています。これは、簡単ではない方法論ですが、世界で起きている悪循環に終止符を打つ方法はこれしかありません。第5に、道内35市中30番目という遅い宣言ではありますが、平和を実現する最大の力は草の根の活動です。遅い宣言だからこそ、新鮮な活動ができると言え、時宜にかなった宣言です。最後に、健康都市宣言、環境都市宣言が地方行政と日常的、具体的に関係していることと比較すると、平和都市宣言の実践には特に教育、生涯学習、国際交流、啓蒙活動などの実践を意識的に行っていくことが必要です。そして、平和首長会議の活動に積極的に協力することや平和な世界を実現しようと活動するさまざまな団体、個人と思想、信条の違いを超えて協力していく必要性を強調し、賛成討論といたします。

○議長　ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長　これにて討論を集結いたします。

これより諮問第1号 平和都市宣言についてを採決いたします。

本件を総務文教常任委員長の報告のとおり答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は総務文教常任委員長の報告のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第3 第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第3、第1予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第1予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。井上委員長。

○第1予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第1予算審査特別委員会に付託されました議案第1号及び予算関連議案23件につきましては、3月14日から17日までの4日間にわたり特別委員会を開催し、延べ87名の委員から138問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査を行ったところでございます。

討論、採決の結果、議案第1号、議案第14号、第16号から第20号まで、第22号から第25号まで、第28号、第30号から第40号まで、第44号の24件につきましては、全会一致をもっていずれも原案のとおり可とすべきものと決定をいたしました。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することとなっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的な審査を行っていただきました委員各位並びに適切な答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆さんに厚く御礼を申し上げ、補足説明といたします。

○議長 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていたいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、直ちに討論に入ります。

この場合、第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号及び議案第31号を除く予算関連議案の討論及び採決を行った後、残りの議案第31号の討論及び採決を行いたいと思います。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号並びに議案第31号を除く予算関連議案の討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて議案第1号並びに議案第31号を除く予算関連議案の討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第1号、議案第14号、議案第16号から第20号まで、第22号から第25号まで、第28号、第30号、第32号から第40号まで、第44号の23件について一括採決いたします。

本件をいずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、議案第14号、第16号から第20号まで、第22号から第25号まで、第28号、第30号、第32号から第40号まで、第44号の23件については、いずれも第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第31号の討論に入ります。

この場合、地方自治法第117条の規定により、田村議員は除斥の対象となりますが、あらかじめ退席をされておりますので、このまま会議を続行いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これにて議案第31号の討論を終結いたします。

これより第1予算審査特別委員長の報告のうち、議案第31号について採決いたします。

本案を第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、第1予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第4 第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議長 長 日程第4、第2予算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2予算審査特別委員長より議長宛て、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。柴田委員長。

○第2予算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をさせていただきます。

第2予算審査特別委員会に付託されました議案第2号から第8号までの7件及び予算関連議案3件につきましては、3月14日から16日までの3日間にわたり特別委員会を開催し、会計ごとに詳細なる説明を受けた後、延べ38名の委員から217問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な

審査を行ったところであります。

討論、採決の結果、議案第6号及び第29号の2件については賛成多数、議案第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第27号の8件については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可とすべきものと決定したところであります。

なお、討論の際に会派から出されました意見の要旨につきましては、後日全議員に配付することになっておりますことを申し添えます。

最後に、委員会の審査に当たりまして精力的に審査を行っていただきました委員各位並びに適切なご答弁をいただきました理事者を初め担当職員の皆様に厚く御礼を申し上げ、補足説明とさせていただきます。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、予算審査に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。清水議員。

○清水議員 私は、日本共産党を代表し、第2予算審査特別委員会に付託された議案についての委員長報告のうち、議案第6号、土地区画整理事業特別会計予算及び議案第29号 滝川市営住宅条例及び滝川市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を否とする立場で討論を行います。また、議案第2号から第5号まで、第7号、第8号の特別会計、企業会計及び議案第9号、第27号を可とする立場で討論を行います。

まず、議案第6号、土地区画整理事業会計についてです。泉町土地区画整理事業の中止を判断すべきと考えます。まず、本事業は、自衛隊駐屯地正門前から西2号通直線部約310メートルの拡幅改良と曲線部452メートルの新設で、西2号通のクランクを解消し、つなげること及び9.5ヘクタールの荒地を整地するものです。総事業費は、特別会計で3億9,000万円のほか、下水道会計、中空知水道企業団など受益者負担分を加えると4億3,000万円を超えます。反対する理由は以下の点です。1点目、都市計画に基づき、拡幅とクランク状態を解消するなど、都市計画が事業を進める最大の理由です。しかし、都市計画をこのまま進めることは3丁目通りの踏切の立体交差化などにつながるもので、時代に合いません。都市計画の道路計画の部分の見直しに向けた市民的議論を開始することが必要です。2点目は、用地のうち8.1ヘクタールは工業地域です。今工業地域の整備に税金をかける優先度は低いと考えます。流通団地や中央工業団地更地が数パーセントしかないと言われますが、売りに出されている跡地はかなりの広さになると思います。また、工業団地ではない工業用地も滝新橋に直結する中島町など豊富にあります。3点目、工場以外の住宅や店舗が建てられると言いますが、市内の空き地はふえる一方であり、時代に逆行しています。4点目、保留処分地6,700平方メートル、3,100万円分は売れずに市の普通財産になり、一般財源の持ち出しになる可能性が高いこと。5点目は、街路灯の設置や維持費を地元町内会が負担する保証はなく、設置されるまで真っ暗で安心できない状態が続きます。新たな除排雪など

維持管理費もふえます。6点目、市の財政危機回避のため、公共施設整理統合を10年間集中的に行い、学校の建てかえ、大規模改修を先延ばしにし、財政健全化計画を実施しても財政調整基金は5億円しか確保できない状況です。さらに、市立病院の医業収益は27年度5億円以上減少し、留萌や深川が経験した職員人件費カットを初めとした一般会計からの繰り出しの可能性も高まっています。7点目、中止すれば北海道が主体している駅前広場開発事業や今後の交付金への影響があると再三述べられますが、それを言っているのは改革はできません。以上から、必要性、優先度、財政状況のいずれからでも事業中止を求めます。

次に、議案第29号についてですが、市営住宅の維持管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする内容です。指定管理に移行するための検討が不十分であり、時期尚早と考えます。理由は以下のとおりです。1点目は、維持管理の大半を占めるものは修繕と設備管理です。28年度予算から見ても、修繕では6,000万円、これに委託料を加えた9,000万円程度が指定管理者に発注権限が移ります。これまで市は設備、建築、電気、建具、塗装、板金、造園土木、内装、左官など9種39者に直接発注をしており、10万円以上は見積もり合わせで発注していました。また、エレベーター点検や雪おろし、シルバー人材センターへの退去時点検を含む委託は10者近くに発注しています。これらを指定管理者みずからが行うか指定管理者の権限で発注することになります。指定管理化で発注先に偏りができたり発注単価が減額することは、絶対に避けなければなりません。これを保障する方法として千歳市方式を示していただきましたが、モニタリングと報告書によるチェックにとどまりました。これでは、実質的には発注の完全自由化につながります。市営住宅の指定管理化は、毎年1億円近い額の発注の指定管理化です。この点で検討が不十分では条例改正に賛成することはできません。なお、可決されたとしても、7月から公募して11月には仮協定締結をするスケジュールの前に、千歳方式を参考に発注の指定管理化のあるべき姿の検討を求めます。2点目は、江南団地、開西団地、東団地、緑町団地など、耐用年数を超え、損傷の激しいブロック構造の住宅が多数残っている中では、代行負担金の積算も困難と考えます。3点目は、指定管理化により民間雇用が安定し、市場が活性化するとしています。しかし、家賃決定、入居者決定、徴収に伴う複雑な業務のほとんどが残ります。その結果、現在の職員5人体制のうち、指定管理への移行は2名程度、嘱託職員報酬も1名程度と考えられ、1,500万円程度が予想されます。管理費、諸経費を合わせても2,000万円程度ではないでしょうか。これでは技術職員の担っている業務や事務所費、市との調整業務、市営住宅法や個人情報保護、守秘義務などのコンプライアンス研修などをあわせて指定管理者が経常利益を出そうとすると待ち受けているのは同一労働の低賃金化ではないでしょうか。公営住宅の指定管理化は、道営住宅の場合地元企業が手を挙げられない事例が多いようです。また、市町村の先行事例も10万人以上の5市にとどまっています。民間側でもスケールメリットがなければ受けられない事業を今滝川市が進めることは、障害が多過ぎ、時期尚早と考えます。

○議長 長 ほかに討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 これにて討論を終結いたします。

これより第2予算審査特別委員長の報告のうち、先に議案第6号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第6号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について起立により採決いたします。

本案を第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長 長 起立多数であります。

よって、議案第29号は、第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

次に、残りの議案第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第27号の8件について一括採決いたします。

本件はいずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から第5号まで、第7号から第9号まで、第27号の8件については、いずれも第2予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第1号 監査報告について

報告第2号 例月現金出納検査報告について

○議長 長 日程第5、報告第1号 監査報告について、報告第2号 例月現金出納検査報告についての2件を一括議題といたします。

説明を求めます。田村議会選出監査委員。

○議選監査委員 報告第1号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象は、市民生活部のくらし支援課、市民課、保険医療課、税務課及び江部乙支所を対象に実施いたしました。

監査の範囲は、平成26年度の執行事務であります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果につきましては、おおむね適正に執行または管理されていると認められますが、一部に改善、検討が必要と思われる事項といたしまして、契約事務関係では契約書に記載の違約金の利率誤りや予定価格調書がされていないほか、前渡資金関係では領収書の宛名が滝川市資金前渡職員名となっていないものや前渡資金支払い内訳書の取り扱い者または管理者欄に記載漏れが散見されたほか、他団体の経理事務関係では領収書に宛名の記載が漏れているものが散見されました。

これらについては、関係規定等に基づき適切な事務処理をされるよう所属に対する講評において指導及び要望をいたしました。また、軽易な事項につきましては、監査の過程においてその都度直接事務担当職員に是正または適正な処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上、報告第1号、監査報告を終わります。

続きまして、報告第2号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成27年10月分から12月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

検査の対象は、一般会計、各特別会計、下水道事業会計、病院事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金などの出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。また、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第2号、例月現金出納検査報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第1号及び第2号の2件は、いずれも報告済みといたします。

◎日程第6 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議 長 日程第6、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第1回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がございました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

ここで帰任及び派遣職員の紹介がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時47分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎鈴木副市長退任挨拶

○議 長 ここで3月31日で任期満了となります鈴木副市長より任期満了に伴うご挨拶がございますので、お受けいたしたいと思います。鈴木副市長。

○鈴木副市長 3月31日に退任いたします鈴木です。4年間大過なく任務を終えることができましたのは、市民の皆様、また市民の皆様を代表されるここにいらっしゃいます市議会の皆様のご理解とサポートがあつてのことと深く感謝申し上げます。また、市長を初めとする市役所の皆様には、私を支える優秀なスタッフを配置していただきましたこと、また営業活動のための予算を用意していただきましたことにつきまして御礼申し上げます。振り返りますと、自己採点は55点という辛うじて卒業証書をいただけるというのが正直な感想でございます。再生エネルギーの分野では目に見える結果をお示しすることができたと思いますが、肝心の農と食では道半ば、時間切れで心残りとしりわけない思いが入りまじっております。雇用の伴う産業の誘致をという皆様の期待を意識して活動してまいりましたが、残念ながら目に見える結果を出せないまま、時間が来てしまいました。言いわけになるかもしれませんが、働き手が少ないところに働き手を必要とする産業を持ってくるという、今にして思いますと二律背反を迫りかけていたような、そのような思いもいたします。一人の企業人に立ち返ってみますと、企業は投資先を選ぶときに労働力、人材が豊富で市場の拡大が期待できる場所を真っ先に考えます。こんな当たり前のことを忘れていたのではないかと私自身反省しております。このように申し上げますと滝川の将来には何もないように聞こえるかもしれませんが、そんなことはございません。かつて滝川を中心とする中空知の地域には石炭という大変貴重な資源がありました。滝川には今農地という貴重な資源がございます。ただ、農地があることがすなわち強い農業を意味することとはなりません。この資源を生かすためには投資が必要で、農業も同じだと思ひます。農業法人を育成し、企業との連携を通して強い農業をもっと強くすること、すなわち農商工連携が滝川の産業発展にとって重要な課題になることと思ひております。その意味では、農政部と経済部が統合されて産業振興部となり、産業振興課の中に農商工連携室が併設されたということは大変時宜を得ていることと思ひます。また、滝川の農業の中心である江部乙地区が農業が育んできた美しい景観を認められて、「日本で最も美しい村」への加盟を果たしました。これから美しい景観と強い農業に支えられた魅力ある地域に発展していくことを楽しみにしております。

さて、私にとりまして4月からはこの滝川が第二の故郷となります。そして、第二の故郷の旧住所は滝川市役所産業振興部産業振興課でございます。私の着任とともに発足した産業振興課が残り、発展的に継続することは何よりの喜びでございます。もしも滝川に何か残せたかと聞かれましたら、恐らく産業振興課というチャレンジするチームを残すことができたというふうに答えるのではないかとと思ひております。そこで、最後に皆様にお願ひがございます。サッカーではございませんけれども、どんなにやる気のあるチームでもゴールを仕掛けるためには走り回らなくてはなりません。

生きた情報を手にするためには、走り回るための予算、出張費が必要です。民間企業では景気が悪くなったとき、あるいは個別の企業が財務状況の悪化に陥ったときに3Kという言葉がございます。広告費、交際費、交通費のKです。これが最初に真っ先に削減される費目となります。ただ、最後の交通費の削減は、企業の寿命を縮めてしまうので、気をつけろと言われております。活動できなくなれば、動けなくなれば、情報が入らなくなるからです。産業振興を促進するためには、出張費以外にまた開発費も必要です。りんご&ドライが商品として日の目を見ることができましたけれども、これも走り出すときに開発費を用意していただいたということが非常にスタートラインのいい出発ができたことだと思っております。財政の話になりますと、健全化計画の中での厳しい予算ですけれども、行政も議会の皆様もそろって削減で足並みがそろいますが、将来のための今の小さな投資予算を削減することについてはどうか慎重であっていただきたいと思います。むしろこの予算を切って産業振興ができるのかと、そのような声が聞けたらというふうに思っておりました。そのかわり、予算をつける分、所管の各部には厳しく結果を求めていただきたいと思います。このように最後に何かつぶやきのようなお願い事になってしまいまして、何か締まりのない挨拶となってしまうました。

改めて、4年間本当にありがとうございました。

○議長 長 鈴木副市長におかれましては、1期4年にわたり市政の推進にご尽力をいただきましたことに心より厚く御礼を申し上げます。

◎市長挨拶

○議長 長 以上で予定されました日程は全て終了いたしました。市長より発言の申し出がございますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 議長にお許しをいただきまして、本定例会閉会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

3月2日に開会されました本定例会でございますが、本日までの17日間、議員各位におかれましては代表質問を通じて熱心なご議論、また予算特別委員会等におきましては精力的にご議論賜り、提出させていただきました議案全てに可としてご了承いただきましたことに改めて感謝とお礼を申し上げます。いよいよ新年度でございますので、本定例会でいただきましたさまざまなご意見を参考にしながら、28年度は地方創生元年、そして財政健全化計画の第一歩ということになるわけでございますので、慎重に真剣に足並みを進める所存でございますので、これまで以上に議員各位のご指導、ご協力を心からお願い申し上げ、本定例会におきますお礼のご挨拶とします。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これにて平成28年第1回滝川市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時57分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員